

令和5年度（2023年度）事業記録

# 富士見の公民館

学びあいから地域を創る



ふじみ青年学級（鶴瀬公民館）



親子ではじめてのパークゴルフ体験（南畠公民館）



第33回水谷新春交流会（水谷公民館）



親子でプログラミング教室（水谷東公民館）

富士見市立鶴瀬公民館

富士見市立南畠公民館

富士見市立水谷公民館

富士見市立水谷東公民館



## はじめに

令和5年度は、コロナが5類に移行し、施設の利用制限が廃止された直後の年度であり、各公民館においても数年ぶりに事業を再開したものがありました。地域においてもお祭りなどの諸行事が復活しはじめ、徐々に社会全体でコロナによって失われたものを取り戻そうとする取り組みが行われだしてきました。そうした中で迎えた令和6年。まさに元旦の日に能登半島地震が発災しました。この地震により多くの尊い命が失われ、3月1日時点でも一万人を超える方が避難所生活を余儀なくされています。被災された方々に謹んでお見舞い申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、公民館で行われている日常的な活動の中では、共助の心が育まれていることを思い起こすわけですが、いざという時に公民館で作られた人と人との繋がりが人々の心の励みとなり、復興に向けた大きな力の一つになっていかれることを望むものです。

さて、令和5年度の公民館運営審議会では、前年度にご提言いただいた「コロナ禍における新しい生活様式の中での施設の在り方」に続き、その中でも意見のありました「公民館のデジタル化」についてさらに議論を深めて頂きました。デジタル化が進むことでの利便性の向上や新たな取り組みによる新規利用者層の増加も効果として期待できる反面、人と人(利用者同士であったり、利用者と職員)とが直接顔を会わせる場が失われてしまうことで関係性が希薄になっていることも指摘されました。このようなご意見に対して、公民館としても知恵を出し合い、対策を検討していくことが求められています。

そもそも、公民館は教育基本法や社会教育法により位置づけられた国民のための社会教育施設であり、地域の生涯学習拠点です。そして、憲法の三原則である「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を根底に、人と人、団体同士をつなげながら、社会的課題の解決をも目指している施設です。世界をみれば戦争をはじめ、気候危機の問題や核兵器廃絶といった人類が直面している課題もあります。公民館といたしましても、市民の皆様のために、まずは身近なところから問題を解決し、その役割を少しでも果たしていかれるよう努めてまいりたいと思います。

令和6年8月

鶴瀬公民館長  
南畠公民館長  
水谷公民館長  
水谷東公民館長

# 目 次

## はじめに

令和5年度富士見市公民館運営方針 ..... 1

## 令和5年度各公民館事業報告

鶴瀬公民館 .....	5
南畠公民館 .....	33
水谷公民館 .....	57
水谷東公民館.....	83

## 資料編

1 令和5年度富士見市公民館利用統計.....	105
2 富士見市公民館運営審議会委員名簿・審議会開会状況 .....	106
3 公民館の設置及び運営に関する基準.....	107
4 富士見市立地域公民館条例.....	109
5 富士見市立地域公民館条例施行規則.....	112
6 富士見市立地域公民館使用料免除基準及び 使用料免除団体の登録手続等に関する要綱 .....	115
7 富士見市社会教育機関組織規程 .....	118
8 富士見市立コミュニティセンター条例 .....	121
9 富士見市立コミュニティセンター条例施行規則 .....	125
10 富士見市コミュニティセンター等使用料免除基準 及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱 .....	129
11 富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則 .....	133
12 富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領.....	137
13 富士見市公民館 印刷機・複写機利用実施要項.....	138
14 富士見市公民館だより編集及び発行に関する内規.....	139
15 富士見市公民館利用案内 .....	142
16 富士見市公民館職員名簿（令和6年4月1日現在） .....	144

## 令和5年度富士見市公民館運営方針

公民館は、生涯学習の場として、多様化、高度化する市民の学習ニーズに対応した事業提供が求められ、また都市化や少子高齢化が進展していることに伴う様々な地域課題について解決を図っていくため、市民と行政との連携による協働のまちづくりが求められています。

こうした現状から公民館では、富士見市公民館運営の4つの原則と5つの役割を運営方針とし、「第3次富士見市教育振興基本計画」に掲げた各施策を着実に遂行し、地域に開かれた公民館としての運営・整備に努めていきます。

### ◆富士見市公民館運営の4つの原則

#### ①市民主体の原則

…市民が主人公の公民館運営をめざし、市民参画や市民との協働を原則として公民館事業の企画運営に努める。

#### ②地域主義の原則

…地域の特性や自主性を尊重し、地域主義の原則を大切にするために並列館方式をとる。

#### ③教育機関の原則

…市民誰もが学習・文化・スポーツ活動ができるよう学習の権利を保障する。

#### ④自由な活動の場としての施設提供の原則

…市民の自由な集会や様々な活動の場としての施設提供に努める。

### ◆公民館の5つの役割

#### ①学級・講座の開催

…子どもから高齢者まで、障がいを持った人も含め誰もが参加できる学級・講座の開催に努める。

#### ②地域社会をつなぐ

…公民館まつり、ふるさとまつり、新春のつどい、地域事業など地域や団体活動を支え、地域社会をつなぐコーディネーターの役割を果たす。

#### ③情報の提供

…公民館だよりや情報コーナー、ホームページなど、学習情報や地域情報を収集・提供するように努める。

#### ④相談・援助

…生涯学習や社会教育活動などの相談業務に努める。また、団体・サークル活動の発展のための助言や支援を行う。

#### ⑤施設・設備の提供、整備

…団体・サークル活動の拠点となる施設及び印刷機、コピー機机、イス、テントなどの設備・備品の提供に努める。

## ◆各館の重点施策

### □鶴瀬公民館

- ・鶴瀬公民館では、50回目を迎える子どもフェスティバルを記念して、子どもたちからキャラクターを募集するほか、市民演劇のつどいや和太鼓まつりなど、鶴瀬コミュニティセンターホールを活用した事業を開催し、市民の文化創造活動を支援します。

### □南畠公民館

- ・南畠公民館では、子育てサロンちびっこあおむしなどの子育て支援事業のほか、怪皆亭やわくわく子ども体験室などの子ども向け事業を実施してまいります。また、なんばた青空市場や南畠ふるさとまつりなど地域の交流や賑わいにつながるイベントを支援します。

### □水谷公民館

- ・水谷公民館では、お母さんのステップアップ講座や親子フレンドパークなど、子育て学習支援事業の充実に努めてまいります。また、水谷文化祭をはじめ、利用サークル・団体の日頃の学習成果を発表する機会の拡充に取り組みます。

### □水谷東公民館

- ・水谷東公民館では、ボッチャ体験会を実施するほか、高齢者等のスマート教室などデジタル活用の支援に努めます。また、やなせ川いかだラリーの開催や、町会や地域まちづくり協議会などの活動を支援します。

### □各館共通

- ・Wi-Fi 環境を活用した新たな事業展開や、利用しやすい公共施設予約システムの更新などについて検討を進めることで、公民館に多様な人が集い、新たなつながりづくりや交流ができるよう取り組んでまいります。

# 鶴瀬公民館



ピースフェスティバル 戦争体験を聞く会

## 目 次

子育てサロン	…5	富士見市子どもフェスティバル	…18
おかあさんのステップアップ講座	…6	富士見市民大学	…19
子育てサロンサポーター養成講座	…7	ピースフェスティバル	…20
小学生体験教室	…8	戦争体験を語る市民派遣事業	…21
家庭教育支援	…9	ふじみ青年学級	…22
鶴瀬学級	…10	富士見市地域・自治シンポジウム	…23
高齢者サロン	…11	文化活動支援事業	…24
サポーター学習会・リハビリ支援	…12	つるせ公民館だより	…25
市民生活講座	…13	公民館運営審議会(全体会)	…26
スマホ教室	…14	公民館運営審議会地区会議	…27
公民館まつり	…15	利用者懇談会	…28
げんもりかん	…16	施設維持管理事業	…29
サークル活動公開月間	…17		



鶴瀬公民館マスコットキャラクター「つるちゃん」

## 令和5年度 富士見市立鶴瀬公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を活かしたまちづくり活動を市長部局とも連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	期	回数		
・子育てサロン	通年	週1回	親子	
・おかあさんのステップアップ講座	通年	6回	親子	子育てに関する問題解決のための学習機会
・子育てサロンセンター養成講座	通年	2回	一般	
・小学生体験事業	通年	随時	小学生	
・家庭教育支援事業	通年	随時	保護者	コーチング講座
・鶴瀬学級	通年	33回	高齢者	地域に住む高齢者への学習機会
・介護予防講座	随時	1回	一般	健康づくり・仲間づくりの学習機会
・リハビリ自主活動支援	通年	随時	一般	市民スタッフによる運営
・ひだまりほっとたいむ	通年	週1回	一般	市民団体・サークルとの協働事業
・おしゃべりサロン	通年	週1回	一般	市民団体・サークルとの協働事業
・うたごえサロン	通年	週1回	一般	市民団体・サークルとの協働事業
・市民生活講座	通年	月1回	一般	健康スマイル講座、フラダンス体験教室
・スマホ教室	通年	3回	一般	
・つるせ公民館まつり	5月	1回	一般	
・げんもりかん事業	11月	1回	一般	
・サークル活動公開月間	10月	1か月	一般	
・富士見市子どもフェスティバル	4月	1回	一般	
・富士見市民大学	6-2月	39回	一般	
・平和・憲法啓発事業	通年	通年	一般	ピースフェスティバル・広島市民派遣・戦争体験話者派遣
・障害者の学習機会充実事業	随時	1回	一般	知的障害をもつ人への学習機会
・地域・自治シンポジウム	2月		一般	
・町会等地域行事支援事業	随時		団体	中止
・つるせ公民館利用者連合会	通年		団体	
・地区体育祭援助（2地区）	10月		一般	中止
・文化活動支援事業	随時		一般	市民演劇のつどい・市音楽連盟コンサート等

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集、提供・学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	期	回数		
・情報コーナーの整備	通年		一般	
・学習相談・情報提供	通年	随時		
・つるせ公民館だより発行	通年	10回	地区全世帯	19,800部
・編集委員合同研修会	2月	1回	編集委員	
・市ホームページの充実	通年		一般	

＜施設提供＞◇安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	期	回数		
・施設維持管理事業	随時			
・施設緑化推進事業	7-10月		一般	
・施設提供事業				公民館掲示板等による情報提供の推進

＜その他＞◇市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公運審地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聞く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公運審地区委員の協力を得て自ら行う。また、職員の専門性の向上を図るために、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	期	回数		
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	
・公民館運営審議会地域会議	通年	4回	地域委員	
・利用者懇談会	通年	2回	利用者	
・利用の手引き作成	7月		一般	
・公の施設連絡調整会議	随時		職員	
・事業評価	3月		職員	
・職員研修	1月		職員	職員による内部評価と公運審委員による内部評価

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業 子育てサロン
◇事業目的、目標 乳幼児を持つ親が子どもと一緒に気軽に集い、子育ての孤立感を解消し、仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的としている。また、子どもと離れ、落ち着いた環境で子育ての不安や悩みを話し合うことができる機会として開催する。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ 535人 執行額(報償費) 講師謝礼 15,000 円 事業協力者謝礼 62,186 円 他団体等の協力・連携状況 子育てサロン利用者からサポーターとして運営に協力		
主な内容 1. 親子は一とまるTime30回 4月1日～3月29日金曜日 午前10時半～11時45分 いきいき活動室（延べ339人）親子で一緒に遊び、交流の場所として開催。クリスマスミニ音楽会も開催した。受付などサポーター参加 2. おかあさんのほっこTime 7回 4月28日(15人)・5月26日(13人)・6月16日(6人)・9月29日(23人)・1月26日(10人)・2月16日(9人)・3月15日(10人)10時半～12時 和室他 子どもを預けて、落ち着いて子育ての不安や悩みを話し合う。サポーターが司会 3. げんきっこTime 11回 4月11日(12人)・5月9日(15人)・6月13日(17人)・7月11日(8人)・9月12日(12人)・10月10日(12人)・11月14日(8人)・12月12日(4人)・1月9日(6人)・2月13日(10人)・3月12日(6人)午前10時半～11時半 体育室 指導者 小林礼子氏 指導者と一緒に、1歳～3歳位の幼児と保護者が簡単な工作、集団遊びをする。		
◇事業成果 ・親子の集いの場として定着している。 ・初めての参加でもサポーターがいるので孤立することなく仲間づくりや情報交換ができている。 ・子どもと離れてゆっくり話しができることで子育ての不安や悩みが軽くなっている。 ・活動的になり始めた子どもと親のふれあい遊びと体験の場となっている。		
◇課題 安心して参加できる機会の提供。サポーターの確保。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 アフターコロナとなった今年度は、親子の集いの場としてより良い触れ合いの時間をご参加者様に提供してくださったものだと思います。乳幼児を子育て中のお母さんは、大人と話をする機会が減り、孤独を感じやすくなるものです。安心して大人と話をする時間をこれからも提供していただけたらと思います。		
◇総合評価 子育て中の同世代のママたちが出会い、交流とともに、子育ての先輩ママによるボランティアスタッフとも子育ての不安や悩みを話し合え、孤立感を解消していく場所として機能している。こうした場所を提供し続けられるように今後も子育てサロンの充実を図っていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業	おかあさんのステップアップ講座
◇事業目的、目標 乳幼児を持つ保護者の親育ちの機会として、様々な子育てに関する学習の場として開催する。			
◇事業概要			
主催 鶴瀬公民館			
参加人数 43組84人			
執行額(報償費) 講師謝礼 15,000 円 事業協力者謝礼 40,242 円			
他団体等の協力・連携状況 富士見市民人材バンク			
主な内容			
日時 ①6月30日午前10時30分～11時30分、②7月21日午前10時30分～11時30分、③9月15日午前10時～11時30分、④10月20日午前10時～11時30分、⑤10月27日午前10時30分～11時30分、⑥11月17日午前10時～11時30分 ①「親子で楽しむリトミック」 講師 大澤愛氏（8組16人） ②「ベビーマッサージ」 講師 市民人材バンク 吉田理紗氏（4組8人） ③「簡単おやつ作り」 講師 市健康増進センター 管理栄養士（8組15人） ④「より良い親子関係を築くために」 講師 市教育相談室 室長（8組15人） ⑤「子どもの成長とその対応」 講師 市第一保育所 保育士（8組16人） ⑥「ベビーダンス」 講師 市民人材バンク登録講師 大山かおる氏（7組14人）			
◇事業成果 子育てにかかわる知識や意識の向上が図れ、親子のふれあいや、お母さん同士の交流の機会にもなった。市民講師による講座も開催できた。特に、親子関係についての講座が再開でき、参加者にも好評だったので、地道に続けていければと思う。			
◇課題 参加者のニーズにあった講座の開催。保育者の確保。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 体を動かしながらの親子講座だけではなく子どもの成長を考える講座の開催もあり、ご参加者様にとっても楽しんでいただけたのではないかと思います。ニーズにあった講座の開催を課題としているところからも、活動をより良くしようという姿勢を感じます。R4年度には参加者が30名を超えた講座もあったので当時の記録も参考に、普段お忙しいお母さんたちが自分で調べきることができない知識の講座開催をポイントとして押さえておくといいのかもしれません。今後もより一層お母さんたちの楽しみとなる講座開催を願います。			
◇総合評価 乳幼児を持つ保護者の学びの場として大事な事業であると捉えている。親同士の交流が図れるよう、また、ニーズに合った講座になるよう今後も講座内容の充実に努める。			
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了			

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て学習支援事業 子育てサロンサポーター養成講座
◇事業目的、目標 子育て当事者がサポーターとなり、同じ目線で学び合いサポーターとしての資質を高める機会とする。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 14人		
執行額(報償費) 講師謝礼 20,000 円 事業協力者謝礼 0 円		
他団体等の協力・連携状況 子育てサロン利用者からサポーターとして運営に協力		
主な内容		
子育てサロンサポーター学習会(全2回) 日 時 1回目 5月18日 ・ 2回目 5月25日 10時～12時 会 場 いきいき活動室 1回目 「子育てサロンとは」 (7人) 2回目 「サポーターとして大切にしたいこと」 (7人) 講師 NPO法人わこう子育てネットワーク代表 森田圭子氏		
◇事業成果 新サポーター1名、仕事と両立しているサポーターがほとんどなので、一堂に会して話ができる貴重な機会となっている。また、日々の活動の中から感じたことを学習につなげる内容なのでわかりやすく、サポーターにも好評で活動に役立っている。		
◇課題 新サポーターの確保、働きながらのサポーターの継続		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 サポーターの皆様がお忙しい中活動を継続してくださっていることに感謝いたします。そのような中、新サポーターの誕生はとても喜ばしいことだと思います。仲間が集い、話す楽しさが広がってサポーター確保と継続の課題も解消されることを願っております。		
◇総合評価 子育てサロンのサポーターを増やしていくけるような仕組み作りを進めていきたい。これからもサポーターとしての資質を高められ、やりがいを感じて頂けるような取り組みに努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	小学生体験教室
◇事業目的、目標 地域の小学生が、体験教室を通じて、学びあいから交流の輪を広げる機会とする。今年度は、(1)木の枝で作るフォトスタンド (2)富士見の郷土民芸 扇だこづくりを1回ずつ実施した。 ※以下、個別事業は(1)(2)で示す。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ21人 内訳:(1)15人 (2)6人		
執行額(報償費) 講師謝礼 5,000円		
他団体等の協力・連携状況 富士見市扇だこ保存会		
主な内容		
(1)木の枝で作るフォトスタンド 指導:当館職員 とき:7月25日(火)10:30~12:00 定員:15人 参加費:無料 内容:予め用意しておいた段ボール製フレームに、市内で採取しておいた木の枝やドングリなどを、子どもたちが自由に選び、木工用ボンドで貼り付ける。		
(2)富士見の郷土民芸 扇だこづくり 指導:富士見市扇だこ保存会 とき:8月3日(木) 10:00~12:00 定員:16人 参加費:無料 内容:まず、講師から扇だこについて解説。次に、今回の作成手順を説明し、受講者に工作をしてもらった。作成手順は①胴体部分の用紙(塗り絵になっている)に色を塗る。②糊で用紙を骨組みへ貼り付ける。③糊が乾いたら、用紙のはみ出た部分を巻き込む部分が残るようにはさみで切り取る。④用紙を骨組みの裏側に巻き込むように貼り付ける。という流れであった。		
◇事業成果 今年度、初企画の扇だこづくりでは、小学生が地元の郷土民芸に触れることができる貴重な機会を作ることができた。また、世代を超えて地域の市民同士が交流できた。定番のフォトスタンド作りも好評で、熱心に材料選びから製作まで取り組んでいた。		
◇課題 ①参加者の進行速度がまちまちなので、指導補助の職員が適切に個別指導ができるように目配りをする必要がある。②工作以外の学習体験実施の検討。③公民館利用団体(サークル)活用の検討。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 夏休みの期間を利用して地域の小学生に昔の民芸品、昔の子供たちが何をどんなふうにして遊んでいたかということなど「タイムスリップ」して体験してもらうことは学習面からみても大切なことです 学校からも積極的に子供たちに働きかけてもらい事業の参加人数が増えて行くようにご検討をお願いします。		
◇総合評価 子どもたちが身近にある自然や文化に触れ、学びあいから交流が広がり、将来においても環境や文化に興味を持ち続けられるような事業を開催していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	家庭教育支援事業
◇事業目的、目標 幼児から小学生の保護者を対象とした、親子のコミュニケーションスキル向上と子育ての悩みを解決する学習機会として開催する。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 32人		
執行額(報償費) 講師謝礼 20,000円 事業協力者謝礼 19,062円		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
子育てコーチング講座 「自ら考え行動する力を育むために」(全2回) 日 時 11月15日・11月30日 午前10時～正午 会 場 第三集会室 いきいき活動室 講 師 コンフィダントコーチ代表 斎藤智子氏		
◇事業成果 基本のコーチングスキルを学び、普段のコミュニケーションの取り方を見直す良い機会にできたと思う。また、ロールプレイによりコーチングを体験し効果を実感できたと思う。		
◇課題 参加者のニーズにあった内容、保育者の確保		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 1つのテーマを2日間に分けての講座は深い学びがあり、子育てに興味関心の強い親御さんの参加があつたものだろと想像いたします。様々な情報が飛び交う現代において、学びと体験ができる貴重な活動だと思いますので今後とも良い講座開催を期待しております。		
◇総合評価 子どもの成長とともに、親の悩みもさまざまてくるが、多くの家庭は子どもが小さいときから共働きをしており、こうした講座に参加することが難しい。保護者が子育てのことで身近に話をしたり、聞いたり、相談できる場所として、今後も継続していくとともに、思春期の子どもを持つ保護者も相談できるような場所についても検討していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第48期鶴瀬学級
◇事業目的、目標 地域に住む60歳以上の方を対象に、学習機会を提供する。教養講座、趣味クラブを通じて時代に適応できる知識を高めるとともに、親睦を図ることを目的とする。		
◇事業概要 主催 鶴瀬学級運営委員会、鶴瀬公民館 参加人数 学級生133人 執行額(報償費) 25,000円(講師謝礼) 他団体等の協力・連携状況 市民人材バンク、東入間警察署		
主な内容 ◆趣味クラブ(5~2月、各コース計14回) 月曜コース(カラオケ、軽体操、社交ダンス、民謡、ペン習字、毛筆) 木曜コース(コーラス、ウォーキング、新舞踊、詩吟、水墨画、料理) ◆全体会 5月11日 開級式 6月15日 教養講座 「講演『消費生活の豆知識』」(講師:富士見市消費生活センター) 81人 7月20日 教養講座「ピアノ、エレクトーン、ふるーとアンサンブルコンサート」 (出演:音楽ボランティア しゃぼん玉) 74人 9月21日 教養講座 「講演『旧石器時代から縄文時代へ』」 (講師:(水子貝塚資料館学芸員・齊藤麻那氏) 67人 10月12日 社会見学(中止) 11月16日 教養講座「講演『高齢者のための防犯講座』」(東入間警察署員) 68人 12月21日 教養講座「演劇『バケット・リスト』」(出演:訪問演劇GIFT) 79人 1月18日 教養講座「ギター演奏会」(出演:ふじみギターフレンズ) 62人 2月14~15日 文化祭(作品展示、舞台発表) 3月14日 修了式		
◇事業成果 社会見学は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となつたが、ほか全ての趣味クラブ、文化祭を開催することが出来た。		
◇課題 コロナ等の感染症の影響と学級生の高齢化により学級生が減少した。教養講座は学級生のみならず友人や知り合いの方にも見ていただきなど、新規加入のきっかけを作り人数を増やしたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 アフターコロナとなり、活発な講座開催が戻ってきたことは本当に良かったと思います。高齢化で学級生の減少はあるかと思いますが、学級生が楽しむ姿を見せることが一番の広報になるのではないかと思います。心身ともに豊かな生活を提供する鶴瀬学級の活動が多くの方に届くことを願っております。		
◇総合評価 コロナや社会情勢の変化により、年々、学級生が減少している傾向にある。運営委員長をはじめ、運営委員やクラブ代表、講師の皆様の協力により、クラブ活動や文化祭、全体学級も実施できた。今後、学級生を増やしていく働きかけをしていくとともに、予算面や内容など学級運営についても実態に見合った運営を進めていけるよう、運営委員会の場でも協議し、内容を充実させていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	高齢者サロン
◇事業目的、目標 保健と福祉、社会教育が連携し、住民の参加を得ながら「健康づくり、地域づくり」を目指して介護予防を推進する。介護予防施設「いきいき活動室」の常設事業として、サロン型事業(3つのサロンの定着)を開設する。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 1, 268人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 介護予防サロンのボランティアスタッフ主導で行っている。		
主な内容		
【ひだまりほっとたいむ】 期日:第1・2・3木曜日午後1時30分～3時00分 計30回実施 内容:話し合い、ゲーム、歌など。月1回保健師による健康相談を実施。 サポーター9人 参加:延べ578人		
【おしゃべりサロン】 期日:毎週水曜日午後1時30分～3時30分 計43回実施 内容:雑談、相談など何でも気軽に話せる場の提供。 サポーター2人 参加:延べ187人		
【うたごえサロン】 期日:第1・2・3火曜日午後1時30分～3時00分 計32回実施 内容:童謡、唱歌、歌謡曲などの歌を楽しむ。 サポーター4人 参加:延べ503人		
◇事業成果 まだまだ安心できないコロナ禍の現状ではあるが、気軽に来て他の参加者と話することでストレス発散になるという声も多い。また、サポーターの方々の献身的な貢献が非常に大きく高齢者のつどいの場として参加者も増えており、介護予防の地域拠点となっている。		
◇課題 新たなサポーターの発掘と行政からの予算的な支援も必要と考える。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 介護予防事業とも連携を図り、それぞれの人々がそれぞれのペースでスタッフとともに自分自身の成長につなげられるよう願っています。		
◇総合評価 3つのサロンは介護予防を推進する事業として安定した運営を行っている。ボランティアスタッフ主導で行っているため、高齢者が介護予防や元気で安定した人生を歩めるよう、今後もそれぞれのサロンを支援していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	介護予防事業(サポートー学習会・リハビリ支援)
◇事業目的、目標 介護予防施設「いきいき活動室」の常設事業として、リハビリグループの自主活動支援を行う。 虚弱な高齢者やリハビリなどの支援が必要な方の居場所、健康維持や回復を促すような取り組みを進めるとともに、仲間づくりの場として内容を充実させていく。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ448人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 市民スタッフによる運営		
主な内容		
【リハビリ自主活動支援事業】 ・施設提供 「つるの会」毎週火曜日 午前10時～12時 計32回 参加者 318人 「げんきかい！」毎週水曜日 午前10時～12時 計30回 参加者 130人 ※げんきかい！は、毎月第2水曜日はウォーキング		
◇事業成果 「つるの会」は、介護施設でも行われている早口言葉やパタカラ体操を取り入れ高齢者のリハビリとして行っている。また、「げんきかい！」は軽体操やウォーキングをフレイル予防として行っている。どちらも週1回の集まりを楽しみに和気あいあいとした雰囲気の中で活動されている。		
◇課題 新たなサポートーの発掘。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 ぜひ継続を願わざにはいられません。①多くの人々と楽しく会話ができるようになる ②健康維持 ③運動面だけでなく文化的な面でも成長など多くの効果があるものと考えます。参加するか迷っている方が一步を踏み出せるよう、より周知を図っていただきたい。		
◇総合評価 「つるの会」、「げんきかい」共に高齢者の居場所として、また、仲間づくりの場として、なくてはならない事業である。今後も各グループの活動を支援するとともに、多くの方に参加していただけるよう周知に努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	市民生活講座
◇事業目的、目標 地域資源や、地域の人が持っている能力を、講座をとおして広く共有することにより、生きがいや健康づくりに寄与することを目的に開催する。 市民生活の向上・地域資源や人財を活用した学習機会の充実が目標である。		
◇事業概要 主催 鶴瀬公民館 参加人数 延べ160人 執行額(報償費) 15,000円(フラダンス体験教室全3回) 他団体等の協力・連携状況 市民講師及び市内民間企業の協力を得て実施		
主な内容  ●健康スマイル講座 月1回(イムス富士見総合病院との連携による講座) 6/22 暑い夏を乗り越えよう! 夏バテ予防と食事について 栄養科 管理栄養士 西澤氏 参加10人 7/27 夏の運動不足解消 リハビリテーション科 作業療法士 宮田氏、理学療法士 佐々木氏 参加16人 8/24 閉塞性下肢動脈硬化について 循環器内科 医師 坂下氏 参加20人 9/28 クスリの知識 薬剤部 薬剤師 野嶋氏 参加9人 10/26 慢性腎臓病について 腎臓内科 医師田山氏 腎臓療法栄養指導士 管理栄養士 根岸氏 参加20人 11/16 冬の感染症対策について 感染対策チーム 感染管理認定看護師 赤川氏 参加10人 12/21 婦人科疾患について 婦人科医師 大久保氏 参加18人 1/25 冬、室内でできる運動 リハビリテーション科 理学療法士 佐々木氏・長谷川氏 参加18人 2/22 栄養管理の大切さ 栄養科 担当者 参加11人 3/21 ロボット手術・ダビンチ 泌尿器科 医師 篠崎氏 参加16人  ●市民生活講座「フラダンス体験教室」 1月22日(12人)・1月29(11人)・2月5日(7人)午後1時～2時 講師 フラダンスインストラクター 安部 みどり氏 参加者12人 報償費 15,000円		
◇事業成果 健康スマイル講座について、引き続き実施した。キャンセル待ちが出るほど人気の講座もあり、市民からのニーズを強く感じている。5年度は中止することなく定期的に行えたことが成果である。市民生活講座のフラダンス体験教室は大変好評である。		
◇課題 引き続きコロナやインフルエンザ等の感染症対策を行いながら、安心して参加できる機会の提供。 講師の発掘・市民にニーズのある講座の開催。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 健康スマイル講座は大変関心が高く、特に健康に関する事業講座は受講者が多く見受けられます地元の先生方のご協力により病気予防に対して自身がどう気を付けて生活するかなど参考になることが多く、これからも高齢社会に向かって継続的に本講座の開催をお願いします		
◇総合評価 健康スマイル講座及び市民生活講座共に大変好評であった。健康づくりや市民生活向上につながる講座について、今後も開催していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	スマホ教室
◇事業目的、目標 企業との協力により、スマホ教室を開催することで、地域住民のIT活用スキルの向上を図る。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ 59人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 ソフトバンク(株)の協力を得て実施		
主な内容		
6月27日(火) 「アンドロイド編」 参加32人(午前の部:14人、午後の部:18人) 7月12日(水) 「iPhone編」 参加15人(午前の部:7人、午後の部:8人) 2月21日(水) 「アンドロイド編・初級編」参加7人 「アンドロイド編・中級編」参加5人		
◇事業成果 情報端末の利用に不慣れな市民が、スマートフォンの実機に触れながら、使用方法や利便性を学ぶ良い機会となった。受講者の多くは高齢者であったが、講師の他にサポートーがつき、操作方法について丁寧に説明することができた。		
◇課題 受講者のレベルに応じた企画を検討する。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今の時代老若男女問わずスマホの時代となりました 年を重ねてくると新しい機器などに触れるのが難しかったり億劫になります。不慣れな人たちに親切にわかりやすく説明していただきました。これからもこれを機会にスマホ教室を開きスマホに触れる機会を作ってもらいたいと思います。		
◇総合評価 スマートフォンの操作に慣れていない方にとっては、必要な取り組みであり、一定の成果が得られたものと捉えている。今後も参加者のニーズを取り入れながら教室の開催に努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	つるせ公民館まつり
◇事業目的、目標 学習・文化・スポーツ等の公民館活動の日頃の成果を確かめ合い、互いの交流を深めるとともに、公民館活動の地域への一層の広がりと地域住民の幅広い参加・交流のために開催する。		
◇事業概要 主催 つるせ公民館まつり実行委員会、鶴瀬公民館利用者連合会、鶴瀬公民館 参加人数 延べ2,000人(5/20、21各日1,000人) 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 利用者連合会が主体となり実行委員会形式で運営している。		
主な内容 つるせ公民館まつり とき:5月20日(土)午前10時～午後5時・5月21日(日)午前10時～午後3時 テーマ「笑顔で集う公民館」 主な内容 ①舞台発表(22団体)…演奏、合奏、ラウンドダンス、コーラスなど ②展示(6団体)…短歌、山の作品展示など ③模擬店(6団体)…チーズつくね・法兰クフルト・パン・ジュースなど ④交流(2団体)…お茶席・健康チェックなど * 打上交流会(48人参加) * 実行委員会3回の他、運営委員会、各部会の開催		
◇事業成果 コロナ禍を経て、令和元年度以来4年ぶりに通常での内容の開催となった。打上交流会も開催した。サークル・団体の日頃の学習成果の発表の機会と交流を深める機会となった。		
◇課題 参加団体数はコロナ禍以前には至っていない。関連して当日の運営を担う人員(受付、駐輪場、会場整理等)の確保に苦慮している。子どもたちが楽しめる企画が少ない。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 4年ぶりの通常開催となり参加者も多く模擬店、打ち上げ交流会など久しぶりに賑わいが見られました。舞台発表も彩も良く練習の成果がとてもよく出ていたように感じられました。コロナ禍後最初の「公民館まつり」として実行委員の皆様のご苦労も大変だと思いますが、年を追うごとに盛大になっていくようお願いいたします。		
◇総合評価 舞台発表は、サークルが一年間、学習してきた成果を発表し、地域に学びの輪を広げていく機会となつた。今後においても、多くの団体が参加し、交流を深めていけるよう工夫をしながら開催していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	げんもりかん				
◇事業目的、目標 市民団体との協働による芸術・文化活動の普及を目的とし、主に映画の上映を行う。						
◇事業概要 <b>主催</b> げんもりかん・鶴瀬公民館 <b>参加人数</b> 入場者:166人、281人 スタッフ:7人 <b>執行額(報償費)</b> なし <b>他団体等の協力・連携状況</b> げんもりかんスタッフ <b>主な内容</b> <table border="0"><tr><td><b>上映作品「心の傷を癒すということ」</b> (日本映画、2020年、116分) 日時:令和5年6月17日(土) ①午前10時:93人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:23人</td><td><b>「お終活」</b> (日本映画、2021年、113分) 日時:令和6年1月27日(土) ①午前10時:157人 ②午後 2時:100人 ③午後 6時:24人</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			<b>上映作品「心の傷を癒すということ」</b> (日本映画、2020年、116分) 日時:令和5年6月17日(土) ①午前10時:93人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:23人	<b>「お終活」</b> (日本映画、2021年、113分) 日時:令和6年1月27日(土) ①午前10時:157人 ②午後 2時:100人 ③午後 6時:24人		
<b>上映作品「心の傷を癒すということ」</b> (日本映画、2020年、116分) 日時:令和5年6月17日(土) ①午前10時:93人 ②午後 2時:50人 ③午後 6時:23人	<b>「お終活」</b> (日本映画、2021年、113分) 日時:令和6年1月27日(土) ①午前10時:157人 ②午後 2時:100人 ③午後 6時:24人					
						
◇事業成果 昨年度は1回のみの開催でしたが、今年度は2回の上映会を開催することが出来た。入場者も徐々に増えた。特に2回目の上映会は身近な題材のため、200名と大幅に増えた。テレビやネットで映画を鑑賞するよりも、大勢の方と一緒に大画面で鑑賞することを皆さん楽しみにしていると思う。						
◇課題 今後も引き続き、地域の方々に喜んでいただける作品を選定し、上映出来るよう活動していきたい。						
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 このような事業は作品の選定から会場準備、当日の運営と大変かと思います。しかし、運営担当者の話に耳を傾けると、そんな苦労を感じさせません。このような状況の中で、後進を指導いただき「行事の灯」を消さないように、多くの皆様の力を結集して継続させていただきたいと思います。						
◇総合評価 入場者が徐々に増えてきた。今後も公民館に足を運んでいただけるよう、また、楽しんでいただけるよう映画などを通じて芸術・文化活動の普及に努める。						
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了						

## 令和5年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	サークル活動公開月間
◇事業目的、目標 公民館定期利用サークルの日常活動を、気軽に見学・体験する機会を広く市民に提供することを通して、各サークル活動の活性化を図るとともに、市民の地域参加のきっかけ作りを目的としている。サークル入会者の増加。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 サークル34団体が参加		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 なし		
主な内容		
期日:10月1日(日)~31日(火)		
会場:鶴瀬公民館、鶴瀬コミュニティセンター		
参加:サークル34団体(見学22人、体験9人、入会8人)		
※公民館だより10月号1面に参加団体一覧を掲載し、その中から特集面でサークル4団体を紹介した。 (ウクレレ弦楽団、つるせ卓球、ゆうなの会、文章サークルいづみ)		
◇事業成果 コロナ禍により令和2年度～令和4年度は中止となり、4年ぶりに開催した。直近開催の令和元年度と比較し、参加団体は3増で見学者1減、体験者2減、入会者4増であった。利用団体への周知を例年より丁寧に行なったためか、サークル数が減少する中、参加団体数を増やすことができた。 公民館だよりにホームページのQRコードを入れ、詳細の内容を把握しやすいようにした。		
◇課題 公民館活動全体を含めた周知の工夫。(敷居が高い場所ではない等)		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 参加34団体に見学22人、体験9人、入会者が8人増えた。見学、体験できる機会として存在価値があるため、異年齢集団の交流を深めるためにも公民館利用のきっかけ作りとして続けてほしい。		
◇総合評価 コロナ禍で実施を見送ってきたが、利用団体の協力や要望も頂き、今年度は数年ぶりに行うことができた。サークル・団体にとっても会員を増やす機会の一つとなっているが、公民館としても気軽に集い、学べる場所であることを地域の方にPRできるチャンスとなっているので、今後も工夫をしながら取り組む。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第50回富士見市子どもフェスティバル
◇事業目的、目標		
<p>富士見市の子どもたちの健全な成長を願い、富士見市における青少年活動の集大成の場として、子どもたちに「ふるさと富士見」と呼べる文化を伝える機会として開催する。富士見市全域の子どもたちが一堂に会し、遊びの体験や子どもが主役のステージ発表、模擬店などでのふれあいを通して、思い出づくりや意識を育む場とする。</p> <p>目標:来場者の増加 ※令和2・3年度はコロナの影響により中止、令和4年度は縮小開催。</p>		
◇事業概要		
<p>主催 子どもフェスティバル実行委員会</p> <p>参加人数 10,000人</p> <p>執行額(補助金) 2,471,741円</p> <p>他団体等の協力・連携状況 市民による実行委員会を組織</p>		
主な内容		
<p>(1)実施日時 4月16日(日)午前10時から午後3時まで ※当日雨天予報のため、一部縮小開催とした。</p> <p>(2)実施場所 市民総合体育館及び周辺</p> <p>(3)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度のテーマ「みんなで、楽しく、未来につなげる 富士見市子どもフェスティバル」</li> <li>・子どもステージ(10団体参加) 和太鼓演奏、ヒップホップダンス、チアダンス、ジャズダンスなど</li> <li>・アトラクション(7団体参加) 昔遊び体験、ペットボトルボウリング、将棋対戦、的当て、カードゲーム、ラグビーゲームなど</li> <li>・縁日コーナー(15団体参加) カレーライス、から揚げ、パン、チョコバナナ、焼きそば、ハンバーガー、フランクフルト、ジュース、うどん、ワッフル、くじ引き、雑貨、ぶよぶよボールすくいなど</li> <li>・ポスター原画・第50回記念マスコットキャラクター公募展示 4月8日(土)～16日(日) 会場:中央図書館展示ホール</li> <li>・その他 中央図書館連携企画「とよかんたんけんツアーア」</li> </ul>		
		
◇事業成果		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが遊びなどの体験を通して、異世代の子どもたちや地域の大人たちと触れ合い、交流を深めることができた。また、自主性のある子どもたちの育成につながった。</li> <li>・縁日部会の開催は4年ぶりであったが、当日は多くの市民に楽しんでいただけた。</li> <li>・学生ボランティアは、ステージの司会をはじめ、様々な役割で活躍してくれた。</li> </ul>		
◇課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体間で当番や会議の出欠等に不公平が生じないよう、各部会の募集要項の改正を検討する。</li> <li>・子どものためのイベントとしての安全性の確保。</li> </ul>		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
<p>記念すべき第50回が盛大に開催されたことを嬉しく思います。コロナ禍前の催し物も実行できたことも良かったですし、記念マスコットの公募展示など工夫した開催もあって、1万人ほどのご参加があったことは大変喜ばしいことだと思います。コロナ禍前の3万人越えも次年度は夢ではなくなってきたのかもしれません。富士見市の活気のバロメーターとなる子どもフェスティバルに今後も期待しております。</p>		
◇総合評価		
<p>これまで子どものためのお祭りとして、市PTA連合会をはじめとする子どもたちに関わりのある団体の協力を得て開催している。近年は、物価高騰のあおりを受け、催しの一部を中止するなど内容を縮小し、不足分を補うために出店料を頂くなど募集要項の見直しを行った。今後も継続した開催が行えるよう、実行委員会のみなさんと工夫を凝らし進めていく。</p>		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

市民大学開催補助事業	事業名	第46期富士見市民大学
◇事業目的、目標		
富士見市民大学は、市民自らが考え、参画し、自己創造していく市民大学を目指し、実施している。当初は公民館主体の事業だったが、2006年からは市民大学推進市民の会(2008年にNPO法人富士見市民大学となる)に事業委託し、2016年から市の補助金を受けて鶴瀬公民館との協働により運営している。		
◇事業概要		
主催 NPO法人富士見市民大学		
参加人数 講座受講生:174人(延べ544人)、公開講座・講演会:延べ318人		
執行額(補助金) 1,100,000円		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
NPO法人富士見市民大学が、市民の市民による市民のための大学として、市の補助金を受けて実施した。三役会と理事会を月1回実施している。		
【講座】* 各講座全4回~5回程度		
<教養コース>		
1.「文学講座」/小林一茶に学ぶ—俳句の作り方、味わい方—[9/3~10/1] 2.「文章実作教室」/文章を「作品集」「自分史」に製本して残そう[6/17~7/15] 3.「国際社会学講座」/東アジア各国から学び、日本の未来・共生を考える[10/14~11/18] 4.「社会保障学講座」/社会保障の成り立ちと富士見市の現状について[6/17~7/15]		
<市民学コース>		
5.「富士見の歴史」/富士見市が歩んだ50年—自分史の半世紀を顧みるために—[11/4~11/25] 6.「行政と市民生活」講座／老いを迎え、どう生き、どう逝くか[9/30~11/4] 7.市民学特別コース／親子で学ぼう「竹とんぼづくり」と「縄文の森の観察」[8/19,9/10]		
<学びのネットワーク>		
8.「市民サロン塾」/市民講師によるサロン塾—「市民人材バンク推進員の会」と市民大学との共同企画-[10/2~11/13]		
【公開講座・講演会】		
1.教育者、偉大なるプロデューサーとしての岡倉天心 講師:宮瀧交二氏[6/10] 2.「俳人の旅」—芭蕉・蘿村・一茶の紀行観 講師:谷地快一氏[10/7] 3.東上沿線の都市の形成—和光市駅から川越市駅まで「自分史」の半世紀をかえりみるために 講師:宮瀧交二氏[11/4] 4.SDGs推進のトップがえがくSDGsの未来図 講師:堤晶子氏[12/2] 5.長寿時代の健康保持と整形外科医療の現在 講師:山口智広氏[2/3]		
◇事業成果		
8講座と5回の公開講演会を開講した。出席率80%を超える講座が2つあり、市民の要望が高かったことが窺えた。また、公開講演会の回数を昨年度から1回増やし、より多くの市民に学ぶ機会を提供した。さらに、「SDGs推進のトップがえがくSDGsの未来図」では市民大学として初めてWeb会議ツールを利用し、遠方にいる講師と会場をオンラインでつなぐ形式で公開講演会を実施した。		
◇課題		
全体としては参加者にも好評であり、盛況であるが、運営側の理事及びスタッフが高齢化している。昨年度から理事の人数が1人増えたものの、準備等の人員が不足しているため、運営側のさらなる増員が課題である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
参加者が多いだけに、運営を担当する方々のご苦労は察するにあまりあるとお思います。価値ある事業であることは誰もが認めているのではないでしょうか運営に若い世代に積極的に参加いただくよう呼びかけるなど。次の世代への橋渡しとなる取組が大切になると考える。		
◇総合評価		
市民大学は、市民のための学習機会と交流の場を提供する事業として、欠かせない取り組みとなっている。公民館としても、より充実した学習メニューを提供できるよう今後も運営側のみなさんと協働し進めていく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	平和・憲法啓発事業(ピースフェスティバル2023ほか)
◇事業目的、目標		
1984年6月富士見市議会において「富士見市非核平和都市宣言」が全会一致で決議され、1987年に市として非核平和都市宣言が制定された。宣言の理念を多くの市民に広める目的で、同年より毎夏、(1)ピースフェスティバルを開催している。また、同じ目的で(2)広島市平和記念式典市民派遣事業(ヒロシマ平和学習会)と(3)平和学習会を実施する。※以下、個別事業は(1)(2)(3)で示す。		
◇事業概要 主催 (1)(2):市・教育委員会・ピースフェスティバル実行委員会 (3):鶴瀬公民館・ピースフェスティバル実行委員会		
参加人数 (1)1,955人 (2)1人 (3)80人		
執行額(報償費) 講師謝礼 80,000円*(1)(3) 事業協力者謝礼 23,252円*(1) 旅費 51,744円*(2)案内職員分のみ公費 印刷製本費 27,885円*(1) 消耗品費 74,823円(全体) 役務費 253,440円*(1) ※以上は公民館予算のみ。これ以外にピースフェスティバル実行委員会より62,764円を支出した。		
他団体等の協力・連携状況 実行委員会方式		
主な内容		
(1)ピースフェスティバル2023 その1:7月29日(土)~7月30日(日) オープニング・市民平和祈念のつどい・特別講演・展示コーナー・ピースステージ・模擬店・ふれあい広場(鶴瀬公民館・コミセンにて) オープニング…つるせ台小学校合唱部、特別講演…「外交で戦争を回避せよ」講師:巖谷陽次郎氏(新外交イニシアティブ事務局長) 展示コーナー…実行委員による企画展示「手をつなごう 核兵器も戦争もない世界へ～ウクライナに心を寄せて～」、「広島の高校生と被爆者との共同制作による『原爆の絵』」34点、小学6年生によるピースカード、市民平和作品(俳句・短歌・写真・絵画・彫刻・放課後児童クラブの作品)約115点を展示 ピースステージ…ダンス、合唱、紙芝居など7団体による発表 ふれあい広場…紙芝居、折り紙であそぼう、戦争体験を聞く会、ピースワードさがし 参加者 600人 その2:8月15日(火)~20日(日) 市民平和作品展(市立中央図書館展示ホールにて) 文芸作品・絵画・写真・放課後児童クラブの作品など 出品者116人 来場者 270人 その3:8月4日(金)~31日(木) 小学6年生によるピースカード(市内公共施設7館に展示) 6年生の全児童に非核・平和都市宣言文を配付し、平和への思いを書いてもらった。 参加児童 946人 その4:8月15日(火) 平和の鐘を鳴らそう 参加者 23人		
(2)平和記念式典市民派遣事業(ヒロシマ平和学習会) 8月5日(土)~6日(日) 参加者 1人		
(3)平和学習会 講演会 「憲法は誰のもの? ~憲法改正案を検証する~」 令和6年3月10日(日) 講師:伊藤真氏(弁護士、伊藤塾塾長) 参加者:80人		
◇事業成果		
ピースフェスティバルでは昨年度より取組みを増やしたが、町会イベントとの開催日重複や猛暑のため、来場者数は減った。企画から関わるピースフェスティバル実行委員を昨年度末より募集し、新たに1名の加入があった。オープニングの小学校合唱部の参加や戦争体験を聞く会には県外からの参加者など、常連以外の参加があったことは良かった。また、今回も実行委員による企画展示を実施し、学びを深めた。昨年に続き、来場者が意見を書き込むコーナーを設けたことで、一般市民の声を反映することができた。平和学習会では応募フォーム申込みを活用し、平日昼間以外の申込みをしやすくした。		
◇課題		
夏のイベントは涼しい時期への移行を検討する必要がある。また、高校生など若年層が参加できる内容を検討し、より幅広い層の市民が当事業に関心をもてるようにする。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
毎日のように世界のどこかの地域における戦闘のニュースが伝えられている今日、このような催しは、欠くことができなくなりつつあります。このような事業を継続し、少しずつ少しずつ明るい世界をつくることに貢献していただきたい。		
◇総合評価		
平和事業や平和学習は、毎年欠かさないことが大切であり、今年度も平和への願いや思いを多くの市民に伝えることができた。戦争の悲惨さを学び、平和の大切さを後世に伝える機会として、今後も継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

平和・憲法啓発事業	事業名	平和・憲法啓発事業(戦争体験を語る市民派遣事業)
◇事業目的、目標 学校と社会教育の連携事業の一環として、社会科などの授業の中で小学6年生が市民による戦争体験を聞き、戦争の悲惨さ、命の大切さを学ぶ平和学習の機会をつくる。		
◇事業概要		
主催 市・教育委員会・ピースフェスティバル実行委員会		
参加人数 市内小学6年生185人		
執行額(報償費) 事業協力者謝礼 36,000円 (うち30,000円はビデオクラブへの撮影・DVD作成謝礼)		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
1. 戦争体験を語る市民派遣事業の実施 ・とりまとめ 鶴瀬公民館 協力 各公民館、鶴瀬西交流センター  ・鶴瀬小(12/5、100人)、つるせ台小(1/20、85人)。結果として、児童合計185人、話者3人を派遣した。授業1時間分(45分)の中で話して頂いた。		
2. 記録DVDの作成 ・堀井正男さん(鶴瀬小)の体験談を撮影し、DVDとした。(ふじみビデオクラブ協力)		
◇事業成果 45分間という短い時間ではあるが、子どもたちは、話者の話を真剣に聞いていた。子どもたちが生命の尊さや平和について考える学習の機会とすることができた。また、今年度は実施校すべてにおいて、対面で開催できた。		
◇課題 戦後78年が経ち、戦争実体験をお話いただける方が減少しているため、話者の発掘や記録化が課題。DVDの活用を進めていく工夫なども必要である。 また、近年実施する校数が減少しているので、担当教諭への周知方法の検討が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 現在の世界を人工衛星からながめることができたなら、涙を流す人々は益々増えるのではないかと思います。現代の日本も平和憲法の意義が問われています。このような状況のなか、このような取組で語り継いでいくことは今後も大切だと思います。		
◇総合評価 平和な世の中を維持していくには、特に若い世代の方に対して戦争の悲惨さ、平和の大切さを訴え続けていく必要がある。戦争体験を語れる方が減少しており、話者を派遣できる機会も限られてくるため、戦争体験を収めた記録DVDを活用しながら、実施校を増やせるように働きかけていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	ふじみ青年学級
◇事業目的、目標 知的障がい等をもつ15歳以上の市民を対象に、学習・文化・スポーツ活動を支援し日常生活をより豊かにしていくと共に、なかま同士の関わりと地域交流を深める。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 延べ190名		
執行額(報償費) 音楽指導謝礼20,000円(1人) ボランティアコーディネーター謝礼50,000円(1人) ボランティア謝礼10,000円(1人)ボランティア謝礼25,000円(5,000円×5人)		
他団体等の協力・連携状況 団体の歩行富士見山の会とはバスハイキングを、食生活改善推進員協議会鶴瀬グループとは調理実習を連携して行った。また、スポーツ推進員の協力によりボッチャも実施した。		
主な内容		
5月 7日(日) 午前:開級式 午後:音楽クラブ 参加者19人 5月21日(日) 午前・午後:公民館まつり舞台発表及び喫茶 参加者18人 6月25日(日) 午前:調理実習 午後:野菜の収穫 参加者16人 7月23日(日) 午後・午後:バスハイキング(歩行富士見山の会) 参加者25人 8月21日(日) 午前:ボウリング午後:カラオケ 参加者19人 9月17日(日) 午前:そうめん&天ぷら 午後:川越東高吹奏楽部による吹奏楽 (全日程中止) 10月22日(日) 午前:調理実習(食生活改善推進員)午後:ボッチャ(スポーツ推進員) 参加者23人 11月26日(日) 午前:工作(スノードーム作り) 午後:音楽クラブ 参加者21人 12月24日(日) 午前:午後:クリスマス会 参加者20人 1月21日(日) 午前:ボッチャ(スポーツ推進員) 午後:音楽クラブ 参加者14人 2月18日(日) バレンタインコンサート(なかまの発表・ゲストの演奏) 参加者15人 3月17日(日) 電車でGO!(池袋サンシャイン水族館棟)都内への電車移動のため中止 ※9月及び3月は、コロナの影響により中止。 (内訳:実施10回・中止が2回)		
◇事業成果 今年度は年間活動計画のうち12回中10回も開催できたことと、公民館利用団体や市民の方との連携により事業が実施できたことが大きな収穫であった。また、ボランティアの方との連携により青年学級通信を作成し活動記録を残すなどの成果に繋がった。		
◇課題 知的障がい等を抱える仲間たちの居場所を提供するため、保護者、ボランティア、職員がスクラムを組んで青年学級を運営しているが、保護者の高齢化やコロナの影響により卒業する学級生が増え、今年度は13人となってしまった。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 学級生がコロナの影響を受けながらも12回中10回を開催し楽しく参加・活動された1年でしたね。すばらしいです。しかし、保護者の高齢化によって卒業していく学級生を思うと残念です。ボランティアさんの方を募ってサポートしていくことが望ましいのではないでしょうか。		
◇総合評価 2度の中止を除いては、コロナ前と同じように学級活動を実施することができた。今後も計画したすべてのプログラムが開催できるよう、ボランティアの協力を得ながら進める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第37回富士見市地域・自治シンポジウム
◇事業目的、目標 本事業は1986年に「教育・福祉・保険・地域を考えるシンポジウム」としてスタートした。市民の様々な経験を共有し、学び合い、市民協働の力へ発展させるために開催する。言い換えれば、「一人の問題、一つの団体、地域の問題をみんなの問題として考え合う場」である。 ※令和2・3年度は新型コロナ感染拡大予防のため中止		
◇事業概要 主催 富士見市教育委員会(鶴瀬・南畠・水谷・水谷東公民館) 参加人数 45人(うちオンライン視聴者5人) 執行額(報償費) 講師謝礼5,000円(1人、菓子折り)、事業協力者15,000円(5,000円×1団体、10,000円×1人) ※この他、生涯学習課予算(人権教育推進事業)より、20,000円(10,000円×2団体)を支出。		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 テーマ “対話”でつながるまち 日 時 2月24日(日) 13時30分～15時45分 会 場 鶴瀬コミュニティセンター(鶴瀬公民館) ホール 趣 旨 人は一人では生きられない。人とつながるためにには対話が必要だが、人と話すことは簡単なようで難しい。そこで、“対話”を軸に活動している4人の発表から、対話のスキル等を学び、「暮らしやすいまち」について考えるきっかけとする。 【オープニング】ピアノとフルートの演奏(トゥッティ) 【実践例発表】 コーディネーター(進行・問題提起) 関崎純也氏(教育相談室室長兼指導主事) パネリスト① 上倉直人氏(市立勝瀬小学校 主幹教諭)「1対30の現場から」 パネリスト② 瀬戸千江氏(傾聴ボランティア「やまぶき」代表)「傾聴から見えてきたこと」 パネリスト③ 山下真実氏(対話力フェスつむぎ代表)「小さな声が聴こえる場づくり」 【特記事項】オンライン視聴あり、手話通訳あり		
◇事業成果 参加者は少なめだったが、好評であった(アンケート結果等から)。普段はあまり考えることのない「対話の大切さ」「対話をするうえで気を付けておかなければならないこと」などについて、登壇者4人の発表から、多くの参加者が気づきを得たようだ。地域で地道な活動している方々を知ってもらう機会にもなった。		
◇課題 初回の担当者会議で当事業の企画案が決定するまでに時間がかかった。また、出演者や来賓あいさつ、発表者がそれぞれに少しずつ時間が延び、当初計画していたグループトークを省略することになってしまったのは、残念だった。また、オンライン配信は初の試みだったため、視聴者の質問・感想を受け付けるところまで対応ができなかった。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 シンポジウムに参加し、パネリストの皆様それぞれの取組みを知ることができました。富士見市が暮らしやすいまちになるよう、各取り組みが必要な方のもとに届いて欲しいと感じられました。 オンライン視聴の試みは会場に直接お越し頂けない方などもいらっしゃるかと思うので、施設や設備を上手く使った取り組みだったかと思います。会場参加とあわせてオンライン参加者も増やし、今後も様々な角度から問題提起をして地域について考えるきっかけとなるシンポジウム開催を期待しております。		
◇総合評価 今回は、対話の大切さについて学校、地域活動団体の方に事例発表をして頂いた。それぞれの取組から相手を尊重し、大切にしていることが感じられた。そうした取組が平和で住みよい社会、地域づくりに繋がっていくものと思う。公民館もさまざまな学びをとおし、人と人をつなげていく役割が果たせるよう事業を開拓していくたい。また、今回のシンポジウムでは初の試みとしてZoomによるオンライン配信も行った。今後の事業に繋がる大きな一歩となった。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	文化活動支援事業
◇事業目的、目標 鶴瀬コミュニティセンターホールを活用し、市民の企画・運営による文化創造活動の醸成と発展を目的に、会場提供及び広報などの支援を行う。		
◇事業概要		
主催 主な内容に記載		
参加人数1, 141人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 各実行委員会等		
主な内容		
◆市民演劇のつどい 8月27日(日)午後2時開演 入場者200人 出演団体: プチ楽しいアクト(仮称PTA)・訪問劇団GIFT・少年cycle・南畠お月見一座・富士見高校演劇部・つどい合同演目 内容: エレベーター・ラジオ体操・本田君の憂鬱・おしるこ役所・夏色をさがして・spiral(スパイラル) 主催: 市民演劇のつどい実行委員会		
◆LOVE YOU ライヴinつるせ 10月1日(日)午後1時開演 入場者数130人 出演団体: ポコフレンズ(ヒワラニボリネシアンダンスマジック・New ポコアポコ・ゴーヤーシスターズ) ゲスト:(プチ カドウ) 内容: フラダンス・バンド演奏・沖縄民謡・トリオアンサンブル 主催: LOVE YOU ライヴinつるせ実行委員会		
◆ハートフルライヴVol.11 11月26日(日)午後1時30分開演 入場者: 167人 出演団体: クラヴィーバンドあまびーず・音楽ボランティアしゃばん玉・コラボレーション 内容: バンド演奏・(ピアノ、フルート、エレクトーン演奏) 主催: ハートフルライヴ実行委員会、音楽ボランティアしゃばん玉		
◆第10回富士見新春太鼓まつり 1月21日(日)午後1時開演 入場者280人 出演団体: かじ兵衛太鼓、和太鼓 月光、こばとつ鼓、鷹一TAKA一、富士見太鼓の会、 ゲスト・みほの連(阿波おどり) 内容: 和太鼓演奏 主催: 第10回富士見新春太鼓まつり実行委員会		
◆第42回ファミリーコンサート 2月11日(日・祝)午後2時開演 入場者164人 出演団体: ふじみ室内管弦楽団 内容: ロッシーニ作曲 歌劇(ウイリアムテル)序曲・君をのせて(映画「天空の城ラピュタ」より)ほか 主催: 富士見市音楽連盟		
◆第11回3. 11を忘れないコンサート 3月10日(日)午後1時30分開演 入場者200人 出演団体: 被災地現状の話者、富士見高校吹奏楽部、コーラス歌音、ヴォーカルグループ加藤企画、音楽ボランティアしゃばん玉、鶴瀬小学校合唱部		
◇事業成果 前年度中止だったイベントもほぼ再開し、ホールの入場制限もなくなったことからより多くの地域の方々が生の音楽や演劇に触れることができた。		
◇課題 多くの市民に鑑賞してもらうための周知。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 中止だったイベントがほぼ再開され、ホールが十分活用されたことは喜ばしく来年の活動に期待します。		
◇総合評価 ステージ発表する側も鑑賞する側も文化・芸術に触れるよい機会となった。今後もステージを活用した市民活動を支援とともに、多くの方に参加していただけるよう努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館だより発行事業	事業名	つるせ公民館だより
◇事業目的、目標 市民である編集委員の視点で、地域の課題や話題を取り上げ、地域に目を向けるきっかけを提供する。また公民館活動の情報などを市民に提供する。読者が楽しめる特集を組む。		
◇事業概要 主催 つるせ公民館だより編集委員会 参加人数 編集委員9人 執行額(報償費) 140,700円(4館分編集委員謝礼3,000円×37人、4館分取材協力ボールペン150本)		
他団体等の協力・連携状況 富士見みんなでプロジェクト、富士見台・勝瀬・東中学校等		
主な内容 A3版両面印刷、年10回発行、19,950部を公民館区の世帯と市内公共施設に配布。 編集会議: 11回開催(4月23日・5月16日・5月30日・7月10日・8月31日・9月29日・10月30日・11月29日・1月25日・2月28日・3月27日)		
◆1面:わがまち点描(*),施設利用等		
◆2・3面:特集テーマ 4月号／第505号 「子どもたちを地域で支える 学校応援団」 5月号／第506号 「第42回つるせ公民館まつり」 6月号／第507号 「公民館の達人」 7・8月合併号／第508号 「ピースフェスティバルを知っていますか?」 9月号／第509号 「公民館にはほっとできる場所があります “高齢者サロン”に出かけてみませんか」 10月号／第510号 「でかけてみませんか? 10月は4年ぶりのサークル公開です」 11月号／第511号 「祝・鶴瀬小学校開校150周年!!」 12月号／第512号 「わが家のエネルギー大作戦」 1・2月合併号／第513号 「つながる ひろがる “子ども食堂”」 3月号／第514号 「今の中学校の部活動ってどんな感じ?」		
◆4面:公民館事業案内、編集委員雑感(*) *…編集委員が輪番で執筆		
◇事業成果 新型コロナが5類となり、公民館だよりの取材や集会を行えるようになってきた。編集委員が特集記事の企画・取材を行うことで、公民館事業に関する理解が進み、利用者同士のつながりを増すことができた。また、時折、読者からの感想が窓口に寄せられ、公民館だよりに対する地域の方々の関心の高さがうかがわれた。		
◇課題 新たな編集委員を発掘し、居住地域や属性に多様性のある委員構成をしたい。また、引き続き、取材に基づく、地域に根差した「公民館だより」ならではの特集企画を続け、地域のつながりを醸成する一助となるようにしたい。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域の皆様が楽しみにしている定期刊行誌です 毎月の情報収集、編集と大変な作業だと思います 市民目線からも内容が大変詳しく具体的でわかりやすく編集されております 引き続き「つるせ公民館だより」の編集に当たっていただきたいと思います。		
◇総合評価 公民館だよりには行政情報の他に地域の情報も掲載されており、地域の歴史を知る上でも貴重な資料となる。今後も行政と市民との相互学習の一つとして、また、市民編集委員のお力を借りながら、地域に愛される公民館だよりの発行を継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	富士見市公民館運営審議会(全体会) ※地区会議は各館別
◇事業目的、 社会教育法第29条「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、運営・管理・事業などについて審議する。		
◇事業概要		
主催 富士見市教育委員会(鶴瀬・南畠・水谷・水谷東公民館)		
参加人数 委員16人		
執行額(報償費) 279, 000円(全大会171, 000円、地区会議108, 000円)		
他団体等の協力・連携状況 市内在住・在勤の公民館利用者、学識経験者、公募による市民で構成		
主な内容		
第1回: 6月8日(木)午後7時～午後8時30分 水谷東公民館 内容①各館本年度の事業概要について ②協議テーマ『公民館のデジタル化』について		
第2回: 9月28日(木)午後7時～午後8時40分 各公民館を繋いだオンライン(Zoom)による開催 内容①協議テーマ『公民館のデジタル化』について		
第3回: 12月7日(木)午後7時～午後8時30分 各公民館を繋いだオンライン(Zoom)による開催 内容①各館本年度の上半期事業報告 ②協議テーマ『公民館のデジタル化』について		
第4回: 3月26(火) 午後7時～午後8時30分 鶴瀬公民館 内容①協議テーマ『公民館のデジタル化』の報告について		
◇事業成果 社会の変化やコロナ禍における生活様式の変化、急速なデジタル化の進展、市内公民館等公共施設へのWi-Fi設置(令和4年)、公共施設予約システムの更新を令和7年1月に控えていることなどの状況を踏まえ、今任期の協議テーマを「公民館のデジタル化」とし、議論を重ね、報告としてまとめる作業を進めた。デジタル化対応、体験の一環として、オンライン(Zoom)による会議も開催し、デジタル化対応への実体験も行った。		
◇課題 議論及び報告への対応(事業展開、環境整備、人的体制等)。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館のデジタル化を協議テーマとした議論は、新鮮で意義のあるものと感じた。事業の充実につなげると共に、新たな公民館つくりを進めていただきたい。		
◇総合評価 公民館へのwi-fi設置は令和4年度に実現したところだが、こうした流れを受けて令和5年度の審議会では、「公民館のデジタル化」を推進するため、現状の公民館事業を確認しつつ、デジタル・デバイド対策、事業展開の方策、機材の整備などについて整理した。また、審議会をZoom開催するなど試験的な試みも行ってきた。今後も審議会で頂いたご意見を公民館運営に反映していくよう取り組んでいきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標 社会教育法第29条「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、鶴瀬公民館の施設運営や事業推進などについて意見交換・協議を行う。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館		
参加人数 委員 4人		
執行額(報償費) 24, 000円		
他団体等の協力・連携状況 市内在住の公民館利用者、学識経験者、公募による市民で構成		
主な内容		
第1回：7月27日(水)午前10時30分～正午 内容①協議テーマ『公民館のデジタル化』について		
第2回：11月15日(水)午前10時～午前11時30分 内容①協議テーマ『公民館のデジタル化』について(これまでの議論を受けて)		
◇事業成果 全体協議テーマである『公民館のデジタル化』に関して、鶴瀬公民館における事業展開を中心に議論した。その中で、①『大学等の連携によるスマート相談』、②『ホールを活用した音楽事業等の配信』の具現化を目指した。①大学等の連携によるスマート相談については、淑徳大学との連携が結果的に実現できず別な手法を改めて検討することになった。②『ホールを活用した音楽事業等の配信』については、今後の展開に向けた試行の機会として、地域自治シンポジウム(別掲)をオンライン(Zoom)配信した。		
◇課題 今回、具現化を目指している、2つの取組は、デジタルディバイド対策や鶴瀬公民館の施設特性(ホール)を生かした取組みとして有効な手段であるため、継続的な議論、取組が必要である。		
鶴瀬公民館で目指す2つの取組は実現に至らなかったが、具体化されることで公民館に訪れる人も増え地域活性化に繋がることとでしょう。次年度に期待します。		
◇総合評価 地区会議では、全体会議の協議テーマについての意見交換や館区の事業運営について、市民の立場から意見を伺った。今後も公民館の事業推進に向けて地区会議の開催に努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標 鶴瀬公民館利用者の声を反映した公民館運営運営を目指し開催する。		
◇事業概要		
主催 鶴瀬公民館・利用者連合会		
参加人数 76人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 公民館利用者連合会と連携 公民館利用団体、サークルの参加		
主な内容		
公民館の消防訓練や大掃除を懇談の機会として開催した。 12月15日(金)13時30分～16時 参加者76人		
◇事業成果		
・利用に関する重要案件がなかったこと及びコロナ禍等の影響で必要以上に集まりを持つことが困難な状況であることを踏まえ、今年度は公民館の消防訓練や大掃除を開催し、利用者同士の交流やご意見を伺う機会とした。		
◇課題		
次年度に公共施設予約システムの更新を控えていることから、説明機会が必要となる。必要以上に集まりを持つことが困難な状況において、利用者の意見が聴取できる手法。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
サークル活動を通しての公民館利用者が多いことから、公民館と利用者団体との貴重な情報共有や意見交換の場となり、利用しやすい公民館を実現することにつながっている。		
◇総合評価		
利用者懇談会は、一方的な行政からのお知らせではなく、利用団体等からの要望等をうかがえる大切な機会となっている。今後もより良い公民館運営を目指す上で、多くの方に参加していただけるよう開催日時を工夫するなど実施していきたい。また、利用団体で組織されている利用者連合会との連携を図りながら、公民館の活性化や利用者間の親睦を深められるような取り組みを行っていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度鶴瀬公民館事業報告兼事業評価

公民館施設維持管理事業	事業名	施設維持管理事業
◇事業目的、目標等 安心・安全な施設管理を目的とし、利用者目線での施設維持管理を図る。		
◇事業概要		
<p><b>委託業務内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・清掃業務・警備業務・施設管理業務・建築設備定期検査・エレベーター保守点検・消防設備保守点検・自動ドア保守点検・舞台機構操作・舞台吊物設備保守管理・音響設備保守・空調設備保守点検・照明設備保守・防火対象物定期点検・樹木維持管理業務</li></ul>		
<p><b>修繕等対応内容</b></p> <p><b>【修繕】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ホールピクチャーレール(ロビ一部)</li><li>・ホール排煙窓(ロビ一部)</li><li>・ホール舞台照明スイッチ</li><li>・ホール無停電装置用バッテリー交換(照明装置)</li><li>・ホール入口建具</li><li>・各所トイレ修繕(4カ所)</li></ul> <p><b>【備品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・体育室卓球台(1台:故障による交換)</li></ul> <p><b>【消耗品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子育て事業用マット(経年劣化による交換)</li></ul>		
◇事業成果 維持管理に係る委託業務については、支障なく完了。緊急を要する修繕、交換を9件実施したほか、故障した卓球台の交換や劣化が激しい子育て事業用のマットを新たなものに交換した。		
◇現状と課題 緊急対応的な修繕や備品の経年劣化による不具合が年間を通じてあることから優先順位を付け修繕を実施している。施設が建設後40年を超えており、公共施設個別施設計画に沿って耐久性を高める予防保全を図る。		
◇地区公民館運営審議員の意見等 経年劣化による修繕等予定通り行っていただき利用者も安心して利用できたと思います。今後も自然劣化による施設内の不具合が生じることもあるかと思います。利用者の安全安心を最優先として建物内外の管理、交換、修理などよろしくお願ひいたします。		
◇総合評価 経年劣化による故障や部品交換が増えている。今後も利用者が安全に利用できる施設を維持するため、必要な点検及び修繕に努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		



# 南畠公民館



## ◆ 目 次 ◆

子育てサロン「ちびっこあおむし」	… 33	富士見市地域子ども教室	
家庭教育支援事業	… 34	「南畠あそび隊」援助	… 45
わくわく子ども体験室	… 35	南畠地域まちづくり協議会援助	… 46
子ども事業企画クラブ「怪皆亭」	… 36	南畠公民館だより発行事業	… 47
なんばた学級(高齢者学級)	… 37	南畠ぎゃらりい	… 48
南畠ふれあい劇場	… 38	公民館運営審議会地区会議	… 49
第21回なんばた青空市場	… 39	利用者懇談会	… 50
文化講演会『落語を楽しむ』	… 40	農バルプロジェクト援助	… 51
第66回南畠地区体育祭援助	… 41	はじめてのスマホ教室	… 52
南畠ふるさとまつり援助	… 42	おうちで楽しむ公民館（動画配信事業）	… 53
利用者の会活動援助	… 43	施設維持管理事業	… 54
南畠お月見一座援助	… 44		

## 令和5年度 富士見市立南畠公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を生かしたまちづくり活動を市長部局と連携し、支援に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	回	数		
・子育てサロン「ちびっこあおむし」	4~3月	月1回	親子	
・わくわく子ども体験室	5~7月	4回	児童	
・子ども自主企画「怪皆亭」	6~3月	6回	児童	
・なんばた学級	5~3月	月1回	60歳以上	(月1回は全体学級)
・家庭教育支援事業	5月	1回	親子	
・南畠ふれあい劇場	2月	1回	一般	
・サークル活動公開月間	10月	1月間	一般	
・なんばた青空市場	11月	1回	一般	
・文化公演会	2月	1回	一般	
・南畠地区体育祭援助	10月	1回	一般	支援
・南畠ふるさとまつり援助	3月	1回	団体	支援
・公民館利用者の会活動援助	通年		団体	支援
・南畠お月見一座演劇援助	通年		団体	支援
・利用団体等活動相談・援助	通年		団体	支援
・南畠地域子ども教室活動援助	通年		児童	支援(夏まつりの実施)
・南畠地域まちづくり協議会援助	通年		団体	支援
・農バルプロジェクト援助	通年		団体	支援

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び地域生活に関する資料の収集や提供、学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーションして地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時 期	回 数		
・情報コーナーの整備	通年	随時	一般	
・相談・情報提供	通年	随時	一般	
・南畠公民館だより発行	通年	10回	地区全 世帯他	1,790部
・市ホームページの充実	通年	随時		
・おうちで楽しむ公民館	通年	随時		1タイトル配信

＜施設提供＞安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時 期	回 数		
・施設維持管理事業	通年	随時	一般	
・施設緑化推進事業	通年	随時	一般	グリーンカーテン
・南畠ぎゃらりい	通年	随時	団体・個人	地域団体サークル・個人の作品展示

＜その他＞市民と協働した公民館活動の充実をめざし、利用団体・地域団体や関係団体など幅広い市民の意向を反映する機会の組織化に努める。また、公民館事業の成果や課題を共有し、市民との協働を深めるための公民館事業の点検・評価の推進と職員の専門性の向上を図る。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時 期	回 数		
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	
・公民館運営審議会地区会議	通年	3回	委員	
・利用者懇談会	5月12月	2回	利用者	2回実施
・事業評価	通年		関係者	外部評価及び公運審委員による評価
・職員研修会	通年		職員	

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育てサロン「ちびっこあおむし」	
◇事業目的、目標等			
少子化や孤立感を持つ親が増えている状況の中で、親と子が楽しい時間を過ごす場を提供し、子ども同士が仲良く遊び、親同士が子育ての悩みなどを話し合える仲間づくりの機会とし、地域で子育てができる環境づくりを目指す。			
◇事業概要			
主催 南畠公民館			
参加人数 延べ145組、323名(12回開催)			
執行額(報償費) 50,000円(講師謝礼) 29,000円(事業協力者謝礼)			
他団体等の協力・連携状況			
子育てサロンを卒業した元参加者と現参加者が、スタッフとして携わっている。			
主な内容			
ボランティアスタッフによる無料の子育てサロンであり、毎月1回開催している。対象は未就園児とその親で、子どもを持つ親同士の交流の場として、また親と子が一緒に遊べる場としている。季節や月齢に応じた催しや、手遊び・絵本の読み語りなどを行っている。年に1~2回、子育て教育の講演を聞いたりプロの芸術活動を鑑賞したりするなど、スタッフだけではできない分野も取り入れて、親の気分転換や子どもの豊かな感情を育成する工夫をしている。			
4/20(木) おいしいやさいの育て方 6/8(木) えのぐの色あそび 8/24(木) 水あそびとミニゲーム 10/12(木) ハロウィンの収穫祭 12/14(木) クリスマス会＆リユースバザー 2/8(木) おさんぽbingo	5/11(木) うんどうかい＆リユースバザー 7/13(木) ピザパーティー 9/14(木) 子どもと自分を守る防災術 11/9(木) おとなためのゆっくりヨガ 1/11(木) 布おもちゃを作ろう 3/14(木) スクラップブッキング＆おむし旅立ち式		
◇事業成果 アンケートより			
・毎月1回のお楽しみでした。今後も続けてもらいたい。・もっと早く参加すればよかった。 ・家ではできない体験やお友達ともふれあいができるとても楽しかった。集中してものづくりする時間があつてうれしかった。 ・大人とおしゃべりできて、ストレスが解消できた。 ・毎回内容がよく考えられていて、とても充実した気持ちで家に帰れた。お友達と手をつないだり、子どもの成長を感じられた。			
◇課題			
・多くの対象者の目に留まるような周知方法 ・公民館に来やすい雰囲気作りの工夫			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等			
子ども同士のふれあいや母親同士の交流の場としても大切な事業だと思う。これからもたくさんの親子に参加してほしい。			
◇総合評価			
孤立しやすい乳幼児の子育て時期に、同じような悩みを持った母親同士が交流しホッとできる場所を提供することは大変重要であり、また同時に地域の中で子育てを見守るという意味でも必要な取り組みの事業である。			
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了			

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	家庭教育支援事業
◇事業目的、目標等 同世代の子を持つ保護者同士が互いに学びあい、交流の輪を広げる機会とすることを目的とする。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 6家族 19名		
執行額(報償費) 0円 (講師謝礼)		
他団体等の協力・連携状況 びん沼自然公園スタッフ山崎さん 富士見市スポーツ推進員		
主な内容		
【はじめてのパークゴルフ体験】 日時 5月21日(日) 午前8時30分～10時30分 場所 びん沼自然公園 講師 柳川武史氏、新井博海氏(富士見市スポーツ推進員) 内容 小学生と保護者がコミュニケーションを深めるため、パークゴルフ体験とモルック体験。		
		
◇事業成果 ・地域にあるリニューアルオープンした施設の紹介と共に、親子のスポーツコミュニケーションの場となった。 ・パークゴルフもモルックも個人競技ではあるが、ルールの確認や進め方など、参加者同士がコミュニケーションを取れる場にもなった。		
◇課題 ・保護者の学習ニーズの情報収集が必要であるため、聞き取れるような機会等の構築が課題である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域の施設でもあるびん沼自然公園を利用し、親子でスポーツが出来て、地域の絆も作れる機会となっている事業なので継続してほしい。		
◇総合評価 体験内容は毎年変わるが、親子参加型、体験型という講座構成により、毎回なごやかな雰囲気で実施されている。今後も継続していくべき事業である。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業 事業名 わくわく子ども体験室

### ◇事業目的、目標等

子どもたちの休日を有意義なものにするきっかけを提供するものとし、自分で考え、学ぶ心を育てる。

### ◇事業概要

主催 南畠公民館

参加人数 7/26:10名、7/28:午前19人、午後21名

執行額(報償費) 5,000円×3人(講師謝礼)

### 他団体等の協力・連携状況

### 主な内容

①7/26(水)  
スパッとクルッとエコバッグ  
13時30分～15時30分  
講師:小山由佳氏  
参加費:300円  
内容:スパッとたためてクルッと  
小さくなる、手縫(てぬ)いのバッ  
グを作ります。500mlのペットボト  
ルが2本入る大きさです。

②7/28(金)  
エコな真夏のスノードーム  
○10時～11時30分  
講師:佐伯さゆり氏  
○13時30分～15時  
講師:小嶋由香里氏  
参加費:100円  
内容:ビンを振るとキラキラした  
ラメが舞う、自分だけの小さな世  
界を作ろう。



### ◇事業成果

- ・地域の方に講師となってもらうことで身近な交流の機会になった。
- ・SDGSを意識した内容で、環境問題に関心を持つきっかけづくりになった。

### ◇課題

- ・性別や年齢の偏りがないように体験内容の設定の工夫が必要である。

### ◇地区公民館運営審議会委員の意見等

SDGSを意識した内容で子どもたちにとっても良い体験・学習する有意義な事業だと思う。これからも学心を育ててほしい。

### ◇総合評価

子どもたちが体験・学習する事業であり、様々な活動と体験を通して、自分で考え、学ぶ心を育てる有意義な事業である。

拡大 継続 見直し 休止・廃止・終了

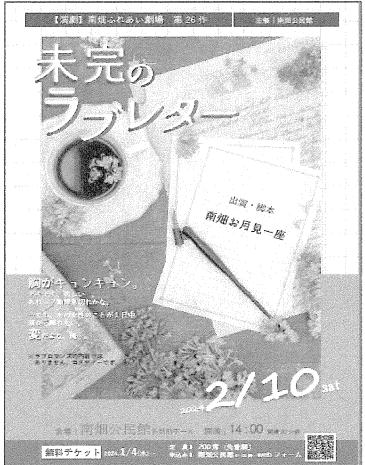
## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子ども事業企画クラブ「怪皆亭」
◇事業目的、目標等		
年数回の公民館や地域でのイベントを、メンバー(南畠小学校4~6年生の参加希望児童)が話し合いながら実施していく。様々な地域事業に参加することによって、異年齢間の交流や地域の人とのつながりを大切にし、また、スタッフの子どもたちの自主性を伸ばす。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 メンバー29名(4年生11名、5年生18名)、ボランティアスタッフ1名、サブスタッフ9名の協力あり		
執行額(報償費) 12,500円(事業協力者謝礼)		
他団体等の協力・連携状況 メンバーは南畠小児童で構成されており、大人スタッフも保護者など地域のボランティアである。		
主な内容		
6/5(月) メンバー・スタッフ会議(1回目) 会場:南畠公民館、メンバー26名、協力1名参加 6/12(月) トレジャー＆ホーンテッドルームの準備 メンバー27人 7/1(土) トレジャーント開催 メンバー24人 協力3人 7/29(土) ホーンテッド準備18人 協力夏まつりスタッフ 7/30(土) ホーンテッドルーム開催 メンバー23人 協力1人 9/25(月) メンバー・スタッフ会議(2回目) メンバー21人 協力1人 9/26~ かかしコンテスト作品作り 11/3(金) なんばた青空市場でやさい販売 メンバー21人 協力1人 11/17(金) 「ナイトウォーク」開催 南畠地域を巡る。メンバー25名、一般小学生12名、保護者兄弟8名、協力1名 12/15(金) 19(火)「アポなしサンタ」開催メンバーがサンタの衣装を着て幼児の家を訪問、ハンドベルを演奏しプレゼントを渡した。申込者8件17名、メンバー28名、協力2名参加 1/29(月) メンバー・スタッフ会議(3回目) メンバー14人 3/10(日) 南畠ふるさとまつりで「子どもみこし」開催 一般参加30人、メンバー15人、協力1人 3/22(金)~23(土)「お楽しみ・お泊り会」レクリエーション、ご飯作りなど メンバー24名、協力7名		
◇事業成果		
・会議の際に子どもたちに司会・書記を任せることにより、のびのびとした自由な発想・自主的な発言ができた。 ・「怪皆亭の〇〇」と名前が入ることにより、イベント当日も自分たちで流れを確認し合い運営していくなど、責任感のある活動ができた。		
◇課題		
・大人数の参加になったので、主体性をなかなか發揮できない子たちがいる。 ・1人ひとりの子どもたちの希望をできるだけ実現できるよう工夫が必要。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
子どもたちが何がしたいか企画・運営するのは、とても素晴らしい事業だと思う。これからも継続してほしい。		
◇総合評価		
子どもたちの主体性・自主性を育む事業として評価できる。また地域のイベント等にも参加することで、子どもたちが地域を知るという点で継続していくべき事業と思われる。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	なんばた学級(高齢者学級)
◇事業目的、目標等		
高齢社会を迎える中で、自ら生きがいを見つけ、活力を得るための一助を目的とする。高齢者学級を開催することにより、外に出る機会を増やし、頭や体を動かして健康づくりを目指すとともに、人ととのふれあいから地域のつながりを創出する。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 学級生62名 年間延べ441名(8月を除く、5月～3月の全体学級参加人数)		
執行額(報償費) 170,000円(講師謝礼等)		
他団体等の協力・連携状況 なんばた学級運営委員会と共に		
主な内容		
地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を立て、月1回全体学級を開催し、クラブ活動(8クラブ)にも取り組んでいる。学級生は、みんな和気あいあいと活発に活動した。また学級だよりを年3回発行した。		
全体学級 5月17日 開講式 6月21日 大雨・台風対策 「マイタイムライン」を作ろう 7月19日 オーラルフレイルについて学ぼう 9月20日 富士見市の原始・古代 10月18日 健康講座「高齢者に適した食事と足腰運動」 11月15日 知っておくと役に立つ相続対策 12月20日 回想法 1月19日 学級文化祭 2月21日 西洋音楽の歴史と懐かしい日本の曲 3月13日 修了式・DVD鑑賞		
◇事業成果		
学級生の人数は昨年度より減少したが全体学級への参加は毎回7割前後あり、定着している。アンケート結果から講座等の時間や内容について、学級生は概ね満足している。学級文化祭は運営委員会の協議により、コロナ禍と同様に事前に録画したビデオ上映の方法をとったが、各クラブが楽しんで活動する内容がわかると好評であった。		
◇課題		
高齢者対象のなんばた学級は、高齢化による運転免許自主返納などの理由から参加者数が減少したり、ライフスタイルの多様性などから60歳代、70歳代の参加が少ない傾向にある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
コロナ禍以降、少しずつ人が集まれる状況になっているようですが、地域の広い南畠においては、移動の手段を持てなくなった高齢者の対策が必要であると考えます。		
◇総合評価		
高齢者が考え企画する運営委員会形式で運営され、健康づくり・生きがい・親睦を深める場となっている。心身ともに健康で地域の中で暮らす高齢者のために、今後も継続していくべき事業である。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠ふれあい劇場
◇事業目的、目標等		
地元素人劇団「南畠お月見一座」の新作劇初演の場として、その時代背景や地域課題を反映した劇を通して、楽しみながらも地域問題や課題を考える場とする。また身近な施設で気軽に演劇を鑑賞できる機会の充実を図る。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 159人		
執行額(報償費) 10,000円		
他団体等の協力・連携状況 準備から当日までのそのほとんどを出演団体が自主的に実施している。		
主な内容		
脚本・出演・美術すべて地元素人劇団『南畠お月見一座』による演劇。		
<p>●南畠ふれあい劇場 第26作『未完のラブレター』</p> <p>令和6年2月10日(土)14時開演</p> <p>あらすじ: 熟女クラブに勤める女性からラブレターをもらった男は、その奥ゆかしく知的な内容に好意を寄せていく。友達から冷やかされるも、想いは募るばかり。一方、岸家の長男は原因不明の病気にさいなまれ、寝込む日々が続く。心配した家族は医者を呼んで診てもらうが、驚きの診断結果が下る。果たして、男の想いは実るのか、長男の病は治るのか、二人の意外な接点とは…。ラブストーリー(?)なコメディー。</p>		
広報: 公民館だより、市広報、市SNS、ホームページ、各公共施設にポスター掲示		
申し込み: 無料チケット1/4から配布(web申込みフォーム、電話、窓口)		
		
◇事業成果【アンケートより抜粋】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>前から一度見たいと思っていました。今日は初めて観ましたが、とても良かったと思いました。長台詞も良く覚えていたりして感心致しました。また来たいと思っています。</li> <li>チラシ、題名良いですね～それに惹かれて初めて公演を観にきました。観終わって心から笑了ました。近くに住んでいて1回目から観ればよかったと思いました。来年も楽しみにしています。</li> <li>長い時間の積み重ねを感じます。演劇と地域の関わり方をいつも考えさせられます。</li> </ul>		
◇課題		
・人気が出たことで市内・市外の方も来られ駐車場の不足が生じている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
南畠公民館恒例の「南畠ふれあい劇場」、普段から練習の様子を垣間見ることもあり、今年の内容はどういうものかなと、胸わくわくしていました。公演当日は、大勢の方に鑑賞していただき、楽しんでいただけたと思っています。		
◇総合評価		
時代背景や地域課題を反映した劇を通して、楽しみながらも地域の問題、課題を考える場とする目的として開催している事業として評価できる。今後も協力している地元劇団の支援を含め継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第21回なんばた青空市場
◇事業目的、目標等 生産者と消費者が直接交流する場を設けることによって、生産者の顔が見える地元生産物をPRし、コミュニケーションを図る。		
◇事業概要		
主催 なんばた青空市場実行委員会		
来場者数:約3,200人		
執行額(報償費) 87,000円 ※実行委員会予算は別にあり		
他団体等の協力・連携状況 運営する実行委員のほとんどが南畠の住民であり、参加者の多くは南畠住民及び周辺地域の住民となっている。		
主な内容		
日時:11月3日(金・祝) 午前10時から午後2時 会場:富士見市第2運動公園と周辺の田んぼ		
【イベントコーナー】かかしコンテスト10/26~11/3、トラクター試乗体験、さんだら飛ばし、やきいも、やさいの重さ当てクイズ、100円おにぎり、米のつかみとり、大声コンテスト 【模擬店・フリーマーケット】農産・生産物販売、各種模擬店 【オープニング】東中学校吹奏楽部演奏 【かかし】・かかし作り(10月中)は、公民館職員がサポート ・審査員、一般投票(web、当日200人)を行った		
		
◇事業成果		
・会場が変更となったことで来場者の減少を心配していたが、天候にも恵まれ、多くの来場者で賑わった ・長時間滞在していただける内容になった ・放送設備(他公共施設より借用)の改善により場内案内や開会式等が充実された。		
◇課題		
・来場者の自動車や自転車、歩行者動線の見直し調整が必要 ・開催時期を踏まえた地元農産物の確保		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 会場が広くて、広々と使ってよかった半面、分散してしまったようにも思います。びん沼公園に来た人が立ち寄ったりと、地域以外の方も来場していたようです。		
◇総合評価 大勢の来場者があり、ニーズがある事業である。今後も地域のPRや参加者・来場者の交流を深めるために引き続き継続していくべき事業である。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	文化公演会『落語を楽しむ』
◇事業目的、目標等		
身近な施設で日本の伝統芸能文化に触れる。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館利用者会・南畠公民館		
参加人数 96人		
執行額(報償費) 10,000円(共催:南畠公民館利用者会からも謝礼あり)		
他団体等の協力・連携状況 南畠公民館利用者会が主体		
主な内容		
とき:2月17日(土)午後1時30分~2時40分(開場1時) 会場:南畠公民館 多目的ホール 内容:落語・桂南なん(落語)、新山真理(漫談) 参加費:無料(1月17日より窓口で整理券の配布) 周知:公民館だより・市広報・市HPに掲載、館内にポスターの掲示		
		
◇事業成果		
・リピーターが多く、来場者が毎年楽しみにしてくれていることが分かった。		
◇課題		
特になし		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
この講演会も恒例となっており、毎回大勢の来場を頂き、盛況のうちに開催されていました。生の落語や漫談などの大衆芸能を身近に体験できる良い事業だと思います。		
◇総合評価		
様々な世代が伝統芸能文化に触れる機会として、親しまれる事業である。今後も南畠公民館利用者の会と協力し継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第66回南畠地区体育祭援助
◇事業目的、目標等 南畠地区の一大イベントであり、地域をあげての取り組みである南畠地区体育祭を、地域の活性化とコミュニティの構築の場として援助する。		
◇事業概要		
主催 南畠地区体育祭実行委員会		
参加人数 500人		
執行額(報償費) 生涯学習課の補助金、実行委員会予算		
他団体等の協力・連携状況 実行委員会方式		
主な内容 南畠地域の一大イベントとして定着している地区体育祭は地域住民の健康増進、親睦の場となっており、町会を中心に組織された実行委員会で実施している。地域への支援事業として会議や準備等の支援を行っている。		
6/14(水) 調整会議 8/22(火) 事務局＆チーフ会議 10/4(水) 踊り練習会 10/7(土) 前日準備 10/25(水) 会計報告及び監査	7/13(木) 第1回実行委員会 9/7(木) 第2回実行委員会 10/8(日) 第66回南畠地区体育祭 11/9(木) 第3回実行委員会	
◇事業成果 ・地域住民の健康増進と共に親睦のイベントへの協力ができた。		
◇課題 ・今後の地区体育祭においても円滑な準備・開催を達成するため、実行委員と公民館それぞれの作業や役割を整理して引き継げるような記録や見直し等をしていく必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今年66回目を迎え、地域の盛り上がりには欠かせないスポーツイベントになっています。今後も支援事業として取り組んでほしい。		
◇総合評価 南畠地区5つの町会をはじめ様々な団体が実行委員会とし集まり開催している。地域の交流及びスポーツ推進としての大きなイベントであるため支援を継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠ふるさとまつり援助
◇事業目的、目標等 公民館利用団体、サークル・地域団体等の活動成果発表の場、地域住民相互の親睦と交流の場として、南畠公民館利用者の会が主催する「南畠ふるさとまつり」を援助する。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館利用者の会		
参加人数 約1,100人		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 幼稚園、小・中・高校・特別支援学校との連携		
主な内容 南畠公民館利用者の会が主催する南畠ふるさとまつりへの開催支援		
内容: 第38回南畠ふるさとまつり～未来へはばたけ ふるさと南畠～ とき/3月10日(日)午前9時30分～午後2時30分		
オープニング: 南畠小学校鼓笛隊、東中学校吹奏楽部演奏 舞台発表(各団体、個人) 作品展示(南畠幼稚園、南畠小学校、東中学校、富士見高校 富士見特別支援学校、各団体、個人)、お茶席体験 模擬店(各団体)、子どもみこし(怪皆亭企画イベント) おたのしみ抽選会(15時～)		
◇事業成果 ・天候に恵まれ大勢の人でぎわった。 ・子ども連れの家族が多く、三世代で楽しんでくれた。		
◇課題 ・天候による仕入れのリスクもあるが、飲食店の売り切れが早いことなどからイベント所要時間の対応が必要である。 ・様々な参加者のコーナーに回れるような館内動線の工夫が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域のお祭りとして多世代の住民が交流する場、公民館で活動している団体やサークルの活動の発表の場としての役割は大きい。新規の地域住民が公民館を訪れるキッカケともなっている。様々なコーナーや飲食のお店を楽しみにしている人たちも多い。今後も活動が発展していくことを期待する。		
◇総合評価 公民館利用者の活動発表の場として、また地域の祭りとして、利用者の会が主催となり地域団体も参加協力しながら実施し、地域で必要な催しとなっている。今後も利用者の会を援助し継続をしていく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者の会活動援助
◇事業目的、目標等		
南畠公民館を利用している団体・サークルの任意加入連携組織として「利用者の会」がある。その組織活動である地域づくりを意識した自主的・自立的活動を援助する。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館利用者の会		
参加人数 加入団体数59団体、個人12名		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
4/24 役員会 5/16 理事会 6/6 総会 9/4 役員会 10/29 グラウンドゴルフ大会 11/3 なんばた青空市場への協力 11/12 ソフトボール大会 12/9 公民館大掃除 12/12 ふるさとまつり全体会 1/13 新春交流会 2/17 文化公演会 3/10 南畠ふるさとまつり ・公民館事業への協力（子ども事業）		
◇事業成果		
・公民館利用団体や地域団体の横のつながり・交流を促す意味で重要な会である		
◇課題		
・利用者の会も高齢化が進み、後継者の発掘・育成が課題となっている。 ・サークル間の交流や各団体活動が活性化できるような援助や、利用者相互の結びつきを強める援助が必要である。 ・会員への周知		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
サークル間の交流や各種団体の活動を通して、地域の諸行事に支援や協力をしている。今後も支援事業として取り組んでほしい。		
◇総合評価		
利用者の会の各種事業により、団体・サークルの学びと交流・親睦が広がり、信頼関係が構築されているため、今後も支援継続が必要である。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠お月見一座援助
◇事業目的、目標等		
地元南畠の人たちで構成されている劇団「南畠お月見一座」は、地域の話題を盛り込んだ新作を毎年創り続けている。また防犯を目的とした寸劇を市内外で行っていることから、これから南畠の地域づくりへの関心や意欲・防犯意識を高め合う団体として援助していく。		
◇事業概要		
主催 南畠お月見一座		
参加人数 22名(劇団員数)		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 座員全員が南畠地域在住(元在住含む)・在勤である。		
主な内容		
(1)長編公演 ●南畠ふれあい劇場 第26作『未完のラブレター』 令和6年2月10日(土)14時開演		
(2)寸劇公演 6/11 水谷東茶話会 ーおしるこ役所 7/20 竹間沢公民館高齢者学級 ー簡単！特殊詐欺講座(?) 8/27 市民演劇のつどい ーおしるこ役所 11/12 水谷東茶話会 ーももたろう 2/2 藤久保公民館高齢者学級 ー簡単！特殊詐欺講座(?)		
◇事業成果 ・長編公演:ホームページやポスターの他、Facebook、LINEでPRができた ・劇団サポートスタッフ(当日の受付等)の確保ができた ・細かな声掛けにより、寸劇チームの1人増員		
◇課題 ・一座が団員の募集について苦慮しているため募集支援		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 お月見一座は、公演ばかりではなく、「なんばた青空市場」「南畠ふるさとまつり」等の公民館関連事業のほか、町会などの事業にも参加し、行事を盛り上げる活動を続けている。支援を続けていければと思います。		
◇総合評価 地域課題や社会問題を脚本内容にしているところや、イベント参加活動や依頼公演など、南畠地域の劇団としてのプロモーションの効果など地域貢献活動に寄与している。今後も支援を継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	富士見市地域子ども教室「南畠あそび隊」援助		
◇事業目的、目標等				
南畠地域の子ども事業の中心であり、学年が違う子どもたち同士や子どもと地域住民をつなぐ。また、学校と地域をより深くつなぐ重要な事業であると位置づけ、積極的に援助していく。				
◇事業概要				
主催	富士見市地域子ども教室「南畠あそび隊」企画会議(生涯学習課)			
参加人数	夏まつり参加人数 約250名			
執行額(報償費)	生涯学習課予算			
他団体等の協力・連携状況				
主な内容				
○南畠あそび隊の開催				
○あそび隊夏まつり 7月31日(日) 主に小学生が楽しめる手作りの夏まつりとして南畠公民館内で実施。 南畠小学校鼓笛隊演奏、おばけやしき、弓矢、スライム作り、魚釣り、耳飾り作り、水鉄砲、紙コップあそび、シールあそび、かき氷、かえっこバザー				
◇事業成果				
・内容が盛りだくさんで子どもたちも十分満足できる内容となった。 ・テーマを設けたことにより、会場全体で一体感があった。				
◇課題				
・当日スタッフの不足				
◇地区公民館運営審議会委員の意見等				
大人スタッフが企画・運営し当日は子どもたちにもお手伝いしてもらうという地域の絆にもつながる事業だと思う。				
◇総合評価				
「南畠あそび隊」の夏まつりについては地域の子どものまつりの開催場所として、また、参加などによる、運営協力など、今後も継続し援助していく。				
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了				

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠地域まちづくり協議会援助
◇事業目的、目標等 住民が主人公となって、南畠地域全体のまちづくり活動を行う「南畠地域まちづくり協議会」への支援を行うことを通し、地域住民相互の交流と地域の活性化を図る。		
◇事業概要 主催 南畠地域まちづくり協議会		
参加人数		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 農バルプロジェクトとの連携・協力により、まち協ニュースレターを発行		
主な内容 <p>・1/21(日) もちつき交流会支援 約157名参加 ・毎月第3木曜日 「南畠まちcafé」開催支援(会場提供、広報、ワークショップコーディネイト) (開催は4/20、5/18、6/15、7/20、9/21、10/21、11/16、12/21、2/15、3/21) ・農バルプロジェクトとタイアップし、まち協ニュースレターを発行。公民館だよりに 折込み、地域内の各種事業者で働く方々を紹介した。(3回発行)</p>		
◇事業成果 ニュースレター(農バルプロジェクトタイアップ事業)の取材協力をし、発行の支援をすることができた。 地域交流を進める「まちcafé」に協力することが出来た。		
◇課題 ・まちcaféの来場者増など、より効果的な事業を進めるための支援方法の構築		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公運審でコーヒー提供に協力しているが、利用してくれる人は、その時公民館を利用している人がほとんどである。まちcaféをめざして来場してくれる人が増えたらよいですね。ニュースレターは楽しく読んでいます。		
◇総合評価 南畠地域まちづくり協議会の事業として南畠公民館を会場にもちつき交流会やまちcafé等の住民相互の交流事業を実施していることからこれからも継続して援助していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠公民館だより発行事業
◇事業目的、目標等 編集委員会の視点で地域の話題や課題を取り上げ、地域情報の交流の場の広報紙として公民館情報と共に発信していく。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 編集委員13名で構成		
執行額(報償費) 鶴瀬公民館で一括措置(印刷製本、謝礼)		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 月1回(2・8月除く)発行。A4 8ページ仕立て。1790部を館区内世帯、関係機関へ配布。 月1回の編集委員会、特集の会議や取材を適宜実施。		
◇特集内容 4月号 私の好きな一曲・思い出の曲 5月号 びん沼自然公園 6月号 町長さんに聞きました 7月号 怪皆亭ってな～に? 9月号 平和の大切さ 戦争体験を聞く 10月号 公民館サークル活動公開月間 11月号 わたしのふるさとの味～お雑煮編～ 12月号 志木地区衛生組合 富士見環境センター 1月号 祝二十歳になつて 3月号 6年生の思い出		
◇事業成果 特集は、リニューアルオープンをしたびん沼自然公園を取り上げるなど地域の話題を取り上げる一方、誰もが楽しめる、「好きな曲・思い出の曲」の紹介など幅広いテーマを取り上げることにより、地域情報の発信・交流の場づくりに貢献することが出来た。		
◇課題 ・編集委員が地域の執筆者を探し出すのが課題。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 毎回テーマのある公民館だよりは、とても楽しみで、南畠地域の様子もわかり良いと思います。		
◇総合評価 各種事業の情報だけではなく、地域の方々が掲載されるなどの特色などがあり、地域に親しまれ、定着しているため、今後も発行の継続をしていくべき事業である。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	南畠ぎやらりい
◇事業目的、目標等 公民館の利用団体やサークル会員が、公民館施設を利用して制作した作品を展示することにより、サークルの活動内容等を公開し、交流の輪を広げる機会とする。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
3/10～4/9 『県立富士見高校美術部作品展』富士見高校美術部 4/10～5/15 『春の絵本紹介展』 5/16～5/31 『わくわく子ども体験室工作作品展』 6/ 1～7/1 『富士見市古城をめぐる会活動写真展』富士見市古城をめぐる会 7/6～7/20 『人材バンク写真展』生涯学習課 7/7～8/24 『ちびっこあおむしえのぐ作品展』: 階段踊り場 7/21～7/31 『南畠あそび隊特別企画展』南畠あそび隊 8/1～9/20 『埋蔵文化財写真パネル展』 8/4～8/31 ピースフェスティバルピースカード展示: 2階廊下 10/2～11/17 なんばた青空市場紹介展示 12/1～12/28 描く会『冬の絵手紙展』 1/4～1/31 なんばた学級書道クラブ作品展 2/1～2/29 『南畠ふれあい劇場 南畠お月見一座歴代上演作品展』 3/10～3/20 『県立富士見高校美術部作品展』富士見高校美術部 3/21～4/7 『南畠の美しい自然写真早春～初夏展』		
◇事業成果		
・活動団体だけではなく、様々な展示をすることができた。		
◇課題		
・活動発表の場としての効果を上げるために、活動団体に参加を促すことが必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 南畠公民館に行ったときに、必ず目に入るぎやらりいは公民館で活動している人々の様子がわかり、交流の場としての役割も果たしているものと思います。		
◇総合評価 利用サークルや地域の団体、教育関係の作品発表の場となっている。また、どのようなサークル活動が行われているかのPRの場、そして施設内の憩いの場として今後も継続していく必要がある。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

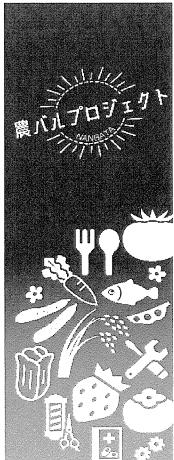
公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標等		
南畠公民館の管理、運営、事業推進などを審議する。また、公民館事業に積極的に参加することで、実際の取り組み状況を把握し、さらに活性化を図る。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 4名の公民館運営審議会委員		
執行額(報償費) 報酬を鶴瀬公民館で一括管理		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
○第1回会議 6月22日(木) 午後7時30分～午後9時00分 ・議題 ①令和5年度南畠公民館運営方針及び事業計画について ②令和5年度南畠公民館事業の進捗について		
○第2回会議 10月19日(木) 午後7時30分～午後9時00分 ・議題 ①令和5年度南畠公民館上半期事業報告及び下半期事業予定について ②Wi-Fi活用について		
○第3回会議 2月15日(木) 午後7時30分～午後9時00分 ・議題 ①令和5年度南畠公民館事業報告及び事業評価について ②令和6年度富士見市公民館運営方針(案)について ③各種事業の開催予定		
◇事業成果 地域の中で様々な分野で活躍している運営審議会委員の意見は、公民館事業を進めていく上で大変貴重である。		
◇課題 Wi-Fi導入による公民館事業の進め方や、デジタル分野での事業展開とともに、地域が抱える課題について整理し、公民館の活性化に向けた取り組みについて協議することが求められる。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域住民の参加と意見交換の場として有益な場となっている。様々な立場から協議し議論をすることが出来た。今後も参加者の意見を踏まえながら、公民館の運営や事業を進めていって欲しい。		
◇総合評価 審議組織として、公民館運営の「ご意見番」としての公民館運営審議会の役割は非常に大きいものがあるため、今後も様々な視点から多くの意見等をいただきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標等 定期利用団体の声を反映した公民館運営及び利用者同士の交流や利用者と公民館の共通理解の場とするため、開催する。参加者の意見や要望を聞き、公民館事業や施設の整備に反映させる。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 年2回の懇談会を開催		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
①第1回利用者懇談会兼消防訓練 5月26日(金) 午前10時25分～10時55分 9名参加 ・公民館利用などについての意見交換 ・今後の事業予定について		
②第2回利用者懇談会兼公民館大掃除 12月9日(土) 午前11時～ 50名参加 ・公民館利用などについての意見交換 ・令和6年度公共施設予約システム日程表について ・令和6年度団体登録について ・ふれあい劇場、文化公演会のお知らせ ・利用者の会からのお知らせ		
◇事業成果 ・南畠公民館利用者の会や南畠地区公民館運営審議会の協力により利用者同士の交流を図ることができた。		
◇課題 12月の利用者懇談会は大掃除のあとに開催したため、50名の参加者があったが、通常の利用者懇談会は例年参加者が少ないため工夫が必要		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 年2回開催され、利用者の皆様の意見、要望等が気軽に言えるような環境づくりがなされています。		
◇総合評価 利用者と共に公民館を運営していくための貴重な意見聴取の場となっているため継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	農バルプロジェクト援助
◇事業目的、目標等 南畠地域内の商業・農業等事業者のネットワーク化を図り、それに関わるイベントを企画し、地域内の活気と賑わいを生み出すプロジェクトを援助する。		
◇事業概要		
主催 農バルプロジェクト事業企画委員会		
参加人数		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況 南畠地域まちづくり協議会と連携		
主な内容		
○事業企画委員会への参加 総会4/23(土) 役員会4/14(金)、5/30(火)、10/6(火)、11/21(火)、2/20(火)、3/27(火)		
○ニュースレター作りの支援 南畠まち協発行のニュースレターに地域の飲食店等の掲載希望事業者を紹介する「今月のTOPICS」の記事について事業企画委員会役員会の取材・編集を支援 令和5年度は3回発行(vol.18・19・20公民館だよりに折込み配布)		
○なんばた青空市場11/3(金・祝)に展示にて参加		
◇事業成果 活動6年目となる事業企画委員会では、地域内の事業者を紹介したまち協とタイアップしたニュースレターを3号発行し、なんばた青空市場で過去すべてのニュースレターの展示を行った。 その企画・作成の補助・支援を行うことで地域内の活気や賑わいの創出に協力できた。		
◇課題 農バルプロジェクト事業企画委員会は、農や南畠の事業所を絡めながらできる事業を調整し実施しているが、今後の事業の展開についての支援・援助の方法、手法が課題となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 ニュースレターは地域の事業者などを知ることが出来た。今後も地域の商業・農業事業者と共に様々な企画を進めていくことを期待する。		
◇総合評価 今後の事業展開に対して公民館がどのように支援していくべきなのかを課題としながら適切に支援を継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		



## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	はじめてのスマートフォン体験（デジタルデバイド事業）
◇事業目的、目標等 誰もがデジタル技術を活用できる地域社会をつくるため、スマートフォンの使い方を学び、デジタル活用支援の一助とする。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
参加人数 59人		
執行額（報償費） なし		
他団体等の協力・連携状況 ソフトバンクスマートフォンアドバイザー		
主な内容		
○スマートフォン入門講座 ・対象 一般 ・各回とも同様の内容で開催		
前期 6/15（木）20人 ① 初めてのスマートフォン体験 6/22（木）15人 ②スマートフォンの基本とLINE体験		
後期 12/7（木）11人 ① 初めてのスマートフォン体験 12/14（木）13人 ②スマートフォンの基本とLINE体験		
◇事業成果 スマートフォンの使い方を教えてくれる方が身近にいない方にとって、様々な疑問の解決の場や実践的な使い方を教えてもらえる場となった。		
◇課題 現在は入門講座だが今後ニーズに合わせた対応が必要		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 スマートフォンが使えることで情報の収集や、コミュニケーションツールとして生活が豊かになります。スマートフォンを持っていても使えない人にとっては、使い方を教えてくれる場はとても助かります。今後も参加者のニーズに合わせて内容の改善し、事業を継続して頂きたい。		
◇総合評価 デジタルデバイド対策として効果がある事業な為、今後も継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	おうちで楽しむ公民館(動画配信事業)
◇事業目的、目標等		
公民館を知って来てもらう機会作りであり、公民館事業を周知する1つのツールである。また、自宅などでも学習ができるように講座等を開催する。		
◇事業概要		
主催 南畠公民館		
配信数 1動画(YouTube)		
執行額(報償費) 0円		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
市公式YouTubeアカウント・市立公民館交流センター公式YouTubeアカウントに動画を配信する		
○【事業紹介】『なんばた青空市場』		
◇事業成果		
・公民館で行っている活動を、来たことが無い方にも知つてもらえるツールとなった。		
◇課題		
・動画配信後は、利用者の反響を分析し、好評であったと判断できるように至った場合には、継続して、企画していく。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
Youtubeによる動画配信は若い人にとっては身近なツールである。まだ公民館を利用していない人や公民館のことをよく知らない人に向けて、公民館の魅力を情報発信して欲しい。動画配信していることを館内や公民館だよりで積極的にPRして頂きたい。		
◇総合評価		
公民館の情報発信として、各種事業の情報発信として、また、動画配信ならではの効果ある発信など様々な展開を研究し事業を進め継続していく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度南畠公民館事業報告兼事業評価

公民館施設維持管理事業	事業名	施設維持管理事業
◇事業目的、目標等 安全・安心な施設管理を目的とし、利用者目線での施設維持管理を図る。		
◇事業概要		
<p><b>委託業務内容</b></p> <p>・清掃業務委託・エレベーター保守点検委託・自動ドア保守点検委託・空調設備保守点検委託・樹木維持管理業務委託・廃棄物収集運搬処理業務委託 (施設管理業務・特定建築物及び建築設備定期検査委託・消防設備保守点検委託・防火対象物定期点検委託は鶴瀬公民館にて予算化)</p>		
<p><b>修繕発注内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・和室1エアコン修繕…冷房機能が故障したため</li><li>・1階トイレ排水つまり修繕…1階全てのトイレ排水が流れなくなつたため</li><li>・排煙窓ダンパー交換等修繕…建築基準法第12条に基づく定期調査の結果、1階多目的ホール及び2階和室1の一部の排煙窓において作動不良が報告されたため</li></ul>		
◇事業成果 修繕及び維持管理に係る委託業務については、予定通り完了した。施設・設備の老朽化により緊急修繕として3件実施した。		
◇課題 大規模改修工事は令和2年度に行われたが、設備や備品の経年劣化に対応する必要があり、計画的な整備内容を検討することが課題である。		
◇地区公民館運営審議員の意見等 利用者が安全で安心して公民館を利用出来るように、施設の維持管理を続けて欲しい。今後も利用者が公民館を利用しやすいように改善を進めて頂きたい。		
◇総合評価 令和2年に大規模改修工事が行われて一定の設備整備を実施したが、工事していない箇所の経年劣化等についても適正な維持管理に努め、今後も利用者が安全に快適に利用できるよう進めていく。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

# 水谷公民館



夏休み企画 地域の夏野菜でカレーを作ろう！

## 目 次

親子フレンドパーク	..... 57	介護予防講座 回想サロン	..... 69
お母さんのステップアップ講座	..... 58	教育講演会	..... 70
おはなし会	..... 59	水谷子ども広場(地域子ども教室)	..... 71
水谷学級(高齢者学級)	..... 60	学社連携事業	..... 72
おひとりさまサロン百(もも)の会	..... 61	水谷公民館だより発行事業	..... 73
はじめてのスマート教室	..... 62	地区体育祭	..... 74
夏休み企画おうちの人と夏休みを楽しもう！	..... 63	水谷小学校区まちづくり協議会	..... 75
ワイワイコンサート	..... 64	公民館運営審議会地区会議	..... 76
第38回水谷文化祭	..... 65	利用者懇談会・水谷公民館企画運営委員会	..... 77
第33回水谷新春交流会	..... 66	施設維持管理	..... 78
うたごえ喫茶inみずたに	..... 67	みずほ台中央公園交流施設に関する補助執行	..... 79
生活文化講座	..... 68		

## 令和5年度 富士見市立水谷公民館事業計画

**<学級・講座の開催>**◇日常生活や目まぐるしく変化する社会・経済法制から生まれる課題の解決に向けた学習機会の重質を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の特色を活かしたまちづくり活動を市長部局と連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期回数	対象	備考
・親子フレンドパーク	通年	10回	親子	幼児を持つ親子を対象とした親子交流事業
・お母さんのステップアップ講座	通年	7回	児童	子どもと離れ、親同士が悩みや疑問を話し合う(保育付)
・おはなし会	通年	12回	親子	
・水谷学級（高齢者学級）	5~3月		高齢者	
・おひとりさまサロン百（もも）の会	通年	10回	一般	
・はじめてのスマート教室	通年	12回	一般	
・ワイワイコンサート	6月		一般	
・第38回水谷文化祭	11月		一般	
・第33回水谷新春交流会	1月		一般	
・うたごえ喫茶inみずたに	3月		一般	
・生活文化講座	2月		一般	
・介護予防講座 回想サロン	3月		一般	
・教育講演会	3月		一般	不登校引きこもりを考える親の会「まわりみち」と共催
・水谷子ども広場（地域子ども教室）	通年	12回	児童	水谷小学校区地域子ども教室運営委員会への支援
・学社連携事業	通年			
・地区体育祭	10月		一般	支援
・水谷小学校区まちづくり協議会	通年		一般	支援

**<情報提供・相談>**◇市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集、提供・学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定期	開催予定期回数	対象	備考
・情報コーナーの整備	通年	随時	利用者	
・学習相談・情報提供	通年	随時		
・水谷公民館だより発行	通年	10回	地区全世帯等	16,290部
・市ホームページの充実	通年	随時		

**<施設提供>**◇安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期回数	対象	備考
・施設維持管理事業	通年	随時		

**<その他>**市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公民館運営審議会地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聞く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公民館運営審議地区委員の協力を得て自ら行う。また、職員の専門性の向上を図るために、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定期	開催予定期回数	対象	備考
・公民館運営審議会全体会	通年	4回	委員	
・公民館運営審議会地区会議	通年	4回	委員	
・利用者懇談会	通年	4回	利用者	
・事業評価	通年		公民館	外部評価及び委嘱公民館運営審議員による評価
・職員研修	通年	随時	職員	

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	親子フレンドパーク																				
◇事業目的、目標 親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とする。 対象:未就園児の親子																						
◇事業概要																						
主催 水谷公民館																						
参加人数 親子 28組																						
執行額 (報償費)7,000円(スタッフ事業協力謝礼)																						
他団体等の協力・連携状況 関沢児童館及び鶴瀬西交流センター紙芝居ボランティアによる運営協力																						
開催日時 6、7、9、10、11、12、2、3月(年8回)の第1水曜日 午前10時30分～正午																						
<table border="1"><thead><tr><th>開催日</th><th>6月13日</th><th>7月11日</th><th>9月12日</th><th>10月10日</th><th>11月14日</th><th>12月12日</th><th>2月13日</th><th>3月12日</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>参加者(組)</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>28</td></tr></tbody></table>			開催日	6月13日	7月11日	9月12日	10月10日	11月14日	12月12日	2月13日	3月12日	合計	参加者(組)	2	2	3	5	4	5	3	4	28
開催日	6月13日	7月11日	9月12日	10月10日	11月14日	12月12日	2月13日	3月12日	合計													
参加者(組)	2	2	3	5	4	5	3	4	28													
◇事業成果 育児中の親が子育てに関し、相談をする場として、選択肢の一つになっており、気負わず参加できるよう、サロン形式で実施するなど、工夫をしながら実施している。																						
◇課題 事業は好評であるが、申込が定員を下回ることもあるため、より広い周知方法の検討が必要となっている。																						
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 水谷地区は開発の余地があり子育て家族の増加が見込まれる地域である。子育て支援としてこの事業は必要である。参加者からママ友への呼びかけをしてもらう。増進センターと連携し、この事業の周知を行うなど検討してほしい。																						
◇総合評価 引っ越してきて土地勘もなく、友人等もいない中では、子育てに関する悩みも一人で抱え、孤立しがちになる。そうした保護者の悩みを少しでも解消し、サポートしていく場所として、今後も工夫しながら開催していきたい。																						
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																						

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	お母さんのステップアップ講座																											
◇事業目的、目標																													
子育てなどに役立つ学習や体験、仲間づくりの場を提供することを目的とする。 対象:未就園児の親																													
◇事業概要																													
主催 水谷公民館																													
参加人数 親子 55組																													
執行額 (報償費)30,000円(講師謝礼)、60,892円(保育スタッフ謝礼)																													
他団体等の協力・連携状況 保育スタッフ(11人登録)、講師は市民人材バンク登録者を活用																													
開催日時 6、7、9、10、12、1、2月(年7回)の第3水曜日 午前10時30分～正午																													
<table border="1"><thead><tr><th>開催日</th><th>内容</th><th>参加者(組)</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月21日</td><td>夏のスイーツデコ</td><td>5</td></tr><tr><td>7月19日</td><td>夏バテ予防講座＆試食会</td><td>6</td></tr><tr><td>9月20日</td><td>ママのためのやさしいヨガ</td><td>6</td></tr><tr><td>10月18日</td><td>パッチワーク～私だけのクリスマスツリー～</td><td>7</td></tr><tr><td>12月19日</td><td>和菓子作り体験</td><td>12</td></tr><tr><td>1月17日</td><td>揚げない！おからの焼きドーナツづくり</td><td>11</td></tr><tr><td>2月21日</td><td>スマホカメラ講座</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>55</td></tr></tbody></table>			開催日	内容	参加者(組)	6月21日	夏のスイーツデコ	5	7月19日	夏バテ予防講座＆試食会	6	9月20日	ママのためのやさしいヨガ	6	10月18日	パッチワーク～私だけのクリスマスツリー～	7	12月19日	和菓子作り体験	12	1月17日	揚げない！おからの焼きドーナツづくり	11	2月21日	スマホカメラ講座	8	合計		55
開催日	内容	参加者(組)																											
6月21日	夏のスイーツデコ	5																											
7月19日	夏バテ予防講座＆試食会	6																											
9月20日	ママのためのやさしいヨガ	6																											
10月18日	パッチワーク～私だけのクリスマスツリー～	7																											
12月19日	和菓子作り体験	12																											
1月17日	揚げない！おからの焼きドーナツづくり	11																											
2月21日	スマホカメラ講座	8																											
合計		55																											
◇事業成果																													
新たな講師を招き、内容を工夫することで、日常の子育てからひととき離れ、お母さん同士の交流を深めながら、リフレッシュする機会を提供することができた。																													
◇課題																													
講座内容により、参加人数に差が生じていることから、より多様なニーズに対応した講座内容を検討する必要がある。																													
◇地区公民館運営審議会委員の意見等																													
講座ごとのアンケートを取り、他の講座への参考にすべきだと思う。																													
◇総合評価																													
子育て中の保護者が交流し、リフレッシュできる場所の一つとして開催されている。これからも内容を充実させ役立つ講座を実施できるよう努めていきたい。また、講座の開催時にご協力をいただいている保育スタッフの方たちを増やしていくよう検討していきたい。																													
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																													

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	おはなし会																																						
◇事業目的、目標 親子で絵本などを楽しみ、リラックスした時間を過ごしてもらうとともに、参加者同士の交流を深める場をつくることを目的とする。 対象：未就園児の親子																																								
◇事業概要 主催 水谷公民館																																								
参加人数 親子 60組																																								
執行額 (報償費)0円(講師謝礼)																																								
他団体等の協力・連携状況 読み聞かせボランティア「あいあい」																																								
開催日時 原則毎月第1水曜日 午前10時30分～11時																																								
<table border="1"><thead><tr><th>開催日</th><th>4月12日</th><th>5月10日</th><th>6月7日</th><th>7月5日</th><th>8月2日</th><th>9月6日</th><th>10月4日</th><th>11月1日</th><th>12月6日</th><th>1月10日</th><th>2月7日</th><th>3月6日</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>参加者(組)</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>4</td><td>8</td><td>60</td></tr></tbody></table>													開催日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月1日	12月6日	1月10日	2月7日	3月6日	合計	参加者(組)	2	4	5	4	4	5	6	5	6	7	4	8	60
開催日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月1日	12月6日	1月10日	2月7日	3月6日	合計																											
参加者(組)	2	4	5	4	4	5	6	5	6	7	4	8	60																											
◇事業成果 水谷地域は中央図書館から比較的遠い地域であるため、図書館へ行くことが難しい方のニーズに応えることができた。また、絵本だけでなく紙芝居や手遊びなどを行っており、内容についても好評をいたくことができた。																																								
◇課題 今後、さらに定員を上回る申し込みがあった際には、定員の拡大や実施回数を増やすなどの対応が必要。																																								
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 参加者も回を重ねるごとに増え、参加者同士の交流という目的を果たしている。絵本、紙芝居、手遊びを通し、未就園児の社会性を培うとともに、未就園児を持つ保護者の孤立を補う役割もあり、事業の価値は大きい。																																								
◇総合評価 読み聞かせボランティア「あいあい」のご協力をいただき実施しているが、回を重ねる中で参加者も定着していることがうかがえる。対象も未就園児とその保護者として、子育て中の保護者を支援する場の一つとなっている。また、幼い時から本に親しめる環境があることは、子どもたちにとっても非常に有益であるため、引き続き継続していきたい。																																								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																																								

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷学級(高齢者学級)																				
◇事業目的、目標 高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助となることを目的とする。 対象:60歳以上の高齢者																						
◇事業概要 主催 水谷学級運営委員会、水谷公民館																						
参加人数 (学級生) 95人 (全体会)延べ 145人																						
執行額 (報償費)70,000円(講師謝礼)																						
他団体等の協力・連携状況 水谷地区内老人クラブ代表者で運営委員会を組織																						
○全体会																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月15日</td> <td>開校式</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>1月18日</td> <td>公開講座(落語鑑賞会)</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>			開催日	内容	参加者	5月15日	開校式	65	1月18日	公開講座(落語鑑賞会)	80											
開催日	内容	参加者																				
5月15日	開校式	65																				
1月18日	公開講座(落語鑑賞会)	80																				
○サークル活動																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>サークル</th> <th>折り紙</th> <th>カラオケ</th> <th>フラダンス</th> <th>民謡</th> <th>体操</th> <th>舞踊</th> <th>パソコン</th> <th>書道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級生(人)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>			サークル	折り紙	カラオケ	フラダンス	民謡	体操	舞踊	パソコン	書道	合計	学級生(人)	13	20	9	10	22	7	7	7	95
サークル	折り紙	カラオケ	フラダンス	民謡	体操	舞踊	パソコン	書道	合計													
学級生(人)	13	20	9	10	22	7	7	7	95													
◇事業成果 サークル活動は、学びや健康、仲間づくりの面で、いきいきと暮らすための機会となった。仲間との交流や外出の機会をつくることで、地域の高齢者の孤立化を防ぐ一助になった。																						
◇課題 参加者の減少、講師の人材不足、高齢化への対策が必要となっている。																						
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 現在学級に通っている方々は大変楽しく学んでいると聞きました。地域の方々に声掛けをしてもらって人を増やしたらいいと思いますが、そうしたことはやっているのでしょうか。 対象が60歳以上とありますが、今の60歳は若いので65歳以上にしたら良いのではないかと思います。																						
◇総合評価 出会いや学びの機会を提供している学級が果たす役割は大きいと感じる。しかしながら、学級生数の減少と講師のなり手不足が課題となっている。館としても他館の実施状況などを情報収集とともに、学級の内容や運営について運営委員会とも協議を行っていきたい。																						
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																						

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	おひとりさまサロン百(もも)の会																														
◇事業目的、目標																																
ひとり暮らしの高齢者の方が、同じ立場の方たちとの交流を通じて、自ら生きがいを見つけ、いきいきと暮らしていくための一助となることを目的とする。																																
対象:ひとり暮らしの高齢者																																
◇事業概要																																
主催 水谷公民館																																
参加人数 延べ 69人																																
執行額 (報償費)0円																																
他団体等の協力・連携状況 2人の世話人の協力を得て企画・運営、市まちづくり講座の活用																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月10日</td> <td>顔合わせ及び志木市役所周辺散策</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>5月8日</td> <td>読み聞かせボランティア「すぶんふる」のお話</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>6月12日</td> <td>新聞を読もう！</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>7月10日</td> <td>ごみの出し方講座(まちづくり講座)</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>9月11日</td> <td>ナポリタンを作つて食べよう！</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>11月13日</td> <td>大宮公園散策</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>12月11日</td> <td>食事会</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>3月11日</td> <td>介護予防講座 回想サロン(共催事業)</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>69人</td></tr> </tbody> </table>			開催日	内容	参加者	4月10日	顔合わせ及び志木市役所周辺散策	9人	5月8日	読み聞かせボランティア「すぶんふる」のお話	9人	6月12日	新聞を読もう！	9人	7月10日	ごみの出し方講座(まちづくり講座)	10人	9月11日	ナポリタンを作つて食べよう！	9人	11月13日	大宮公園散策	7人	12月11日	食事会	7人	3月11日	介護予防講座 回想サロン(共催事業)	9人	計		69人
開催日	内容	参加者																														
4月10日	顔合わせ及び志木市役所周辺散策	9人																														
5月8日	読み聞かせボランティア「すぶんふる」のお話	9人																														
6月12日	新聞を読もう！	9人																														
7月10日	ごみの出し方講座(まちづくり講座)	10人																														
9月11日	ナポリタンを作つて食べよう！	9人																														
11月13日	大宮公園散策	7人																														
12月11日	食事会	7人																														
3月11日	介護予防講座 回想サロン(共催事業)	9人																														
計		69人																														
◇事業成果																																
世話人のコーディネートによって、会の参加者一人ひとりへの気配り、全員で楽しむ工夫がなされている。また、ひとり暮らし特有の悩みは、ひとり暮らし同士でないと理解し合えないこともあると思われるが、そういった内容を相談しあえる環境となっている。																																
◇課題																																
イベント的な企画を望む方、相談を望む方とニーズが二極化している面が見受けられ、実施内容のバランスの確保が難しい。																																
◇地区公民館運営審議会委員の意見等																																
人との交流は健康長寿につながるといわれている。今年度は昨年度と比較して参加者が減少しているところが気になる。メンバーも固定化されていると思われる所以世話人は企画が大変だったと思う。人材バンクを活用するなど、常に参加したくなる企画が必要だと思う。																																
◇総合評価																																
世話人のご協力をいただき、一人暮らしの方が地域で知り合いを作り、交流できる場として定着している。課題を解決していくよう工夫しながら、公民館としても継続していきたい。																																
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																																

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	はじめてのスマートフォン教室																																									
◇事業目的、目標 企業との協力により、スマートフォンの講座を開設し、地域住民のIT活用スキルの向上を図ることを目的とする。																																											
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 延べ 71人 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 株式会社ソフトバンク 開催日時 原則毎月第2水曜日の午前10時～12時と午後1時30分～3時30分																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>4月12日</th> <th>5月10日</th> <th>6月14日</th> <th>7月12日</th> <th>9月13日</th> <th>10月11日</th> <th>11月8日</th> <th>1月10日</th> <th>2月11日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>											開催日	4月12日	5月10日	6月14日	7月12日	9月13日	10月11日	11月8日	1月10日	2月11日	合計	午前	4	4	5	0	4	5	3	0	6	31	午後	4	4	3	4	4	4	3	8	6	40
開催日	4月12日	5月10日	6月14日	7月12日	9月13日	10月11日	11月8日	1月10日	2月11日	合計																																	
午前	4	4	5	0	4	5	3	0	6	31																																	
午後	4	4	3	4	4	4	3	8	6	40																																	
◇事業成果 ソフトバンクから講師を派遣していただき、受講者に丁寧にスマートフォンの種類や使い方について説明していただいた。																																											
◇課題 受講希望者が少しずつ減ってきており、周知方法や講座内容について検討する必要がある。																																											
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 公民館等のWifiなどデジタル化の流れもあり、スマートフォン教室は是非継続を願います。																																											
◇総合評価 参加者へのアンケートなどからニーズを把握するとともに、周知方法や開催日、内容を工夫するなど、今後も継続していきたい。																																											
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																																											

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	夏休み企画おうちの人と夏休みを楽しもう！															
◇事業目的、目標 未体験の事柄に触れることで、創造力やチャレンジ精神を育む。また、家族で共有の体験をすることで絆を深める。																	
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 延べ 107人 執行額 (報償費)10,000円																	
他団体等の協力・連携状況 市民人材バンク登録者、市まちづくり講座の活用																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月25日</td> <td>地域の夏野菜でカレーをつくろう！</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>8月9日</td> <td>ボードゲーム＆ボッチャ体験</td> <td>67人</td> </tr> <tr> <td>8月10日</td> <td>リサイクル貯金箱のスイーツデコ</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>9月30日</td> <td>親子で水谷さんぽ</td> <td>中止</td> </tr> </tbody> </table>			開催日	内容	参加者	7月25日	地域の夏野菜でカレーをつくろう！	15人	8月9日	ボードゲーム＆ボッチャ体験	67人	8月10日	リサイクル貯金箱のスイーツデコ	25人	9月30日	親子で水谷さんぽ	中止
開催日	内容	参加者															
7月25日	地域の夏野菜でカレーをつくろう！	15人															
8月9日	ボードゲーム＆ボッチャ体験	67人															
8月10日	リサイクル貯金箱のスイーツデコ	25人															
9月30日	親子で水谷さんぽ	中止															
◇事業成果 小学生の体験学習に寄与するとともに、家族とともに過ごす時間を提供することができた。また、学校に協力いただき、保護者への一斉メールにより事業実施の周知を図るとともに、申し込みについても、HPからの申込みとすることで、これまで公民館事業へのかかわりが少ない人たちへの働きかけが出来た。																	
◇課題 参加者を確保するため、さらなる周知方法や内容の検討が必要となっている。																	
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 体験は児童の成長に大きな影響を与える。特に創造力は社会で求められる力であり、事業としての有意性は高く、加えて家族も参加することで家族愛も深まる。引き続き価値ある体験ができる期待する。																	
◇総合評価 学校との連携を図り、一斉メールの活用による保護者への周知方法も定着してきた。これからも子どもの成長につながり、親子で楽しめる内容を企画していくよう努めていきたい。																	
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																	

# 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	ワイワイコンサート
◇事業目的、目標 平成19年度の「わいわい楽器入門講座」により結成された団体及び公民館で活動している団体に呼びかけ、日ごろの活動成果を発表する場や交流の場を提供することにより、活動の活性化を図ることを目的とする。		
◇事業概要		
主催	ワイワイコンサート実行委員会	
参加人数	延べ 50 人	
執行額	(報償費)0円	
他団体等の協力・連携状況	ワイワイコンサート実行委員会による企画・運営	
開催日時	令和5年6月25日(日) 13:00～16:00	
内容	各団体の演奏・発表等	
◇事業成果 各団体の発表に加え、参加サークルがリレー形式で「四季の歌」の演奏を行った。		
◇課題 参加してきたサークルの中には、活動をやめるサークルや主な活動場所として公民館を使わなくなるサークルがでてきているため、従来からの内容を見直すことや、新たに企画・運営に参加するサークルを探すことが必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 各サークルが減少していくのは仕方ありません。減っている団体が一同に会う事は大変なので、文化祭の会合の時に代表者だけでも集まって話をしてみては思ったりします。どんな事もやってみれば楽しいことなので！		
◇総合評価 ワイワイコンサートは学習成果を発表する場であるとともに、利用サークル・団体同士の交流を図る貴重な機会の一つである。このような取り組みを引き続き継続していくよう検討していきたい。		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第38回水谷文化祭
◇事業目的、目標		
公民館利用団体・サークル、各種定期利用団体の活動成果の発表や、誰もが気軽に参加できる多彩な催し物をとおして、地域住民相互の交流と親睦を深めることを目的とする。		
対象：市民一般		
◇事業概要		
主催 水谷文化祭実行委員会		
参加人数 延べ 550人		
執行額 (報償費)0円		
他団体等の協力・連携状況 実行委員会による企画・運営及び市民人材バンク登録者の活用		
開催日時 令和5年11月6日(月)～令和5年11月12日(日)(展示) 令和5年11月11日(土)～令和5年11月12日(日)(舞台発表、模擬店等)		
舞台発表 ギター演奏、女声コーラス、民謡、舞踊、フラダンス、ハーモニカ、バンド演奏等		
展示発表 絵手紙、陶芸、書道、折り紙、パッチワーク、俳句、水谷小学校発表、公募作品展示等		
模擬店 バザー、模擬店、鉢植え販売等		
遊びコーナー パッコ一体験、ベーゴマ大会等		
◇事業成果		
新たな取り組みとして、今年のテーマを「モアモア水谷～ふれあいひろがれ～」とし、作品展示期間を1週間行うとともに、地域全体の取り組みとなるよう、展示作品の公募や水谷小学校の総合学習の発表も行った。		
また、舞台発表では舞台スタッフに市民人材バンク登録者に協力をいただくとともに、特別ゲストの招聘など工夫をしながら実施した。		
◇課題		
運営を担う人材が固定化しているため、新しい人材を確保することが必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
今年は公民館利用者に加え、地域住民の参加を拡大したことは良かったと思う。水谷小学校の総合学習では9つのプロジェクトがあるが、文化祭での発表は1つだけだった。学校や地域の交流の場として、もっと利用してもらいたいと願う。		
◇総合評価		
展示期間を1週間延ばしたことで、公民館で行われているサークル・団体活動をより多くの方に周知することができた。地域の学習・交流拠点として文化祭などをきっかけに活用していただける方が増えるよう取り組んでいきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第33回水谷新春交流会
◇事業目的、目標 水谷地区内における「賀詞交換会」として、各地域団体や関係委員、公民館利用者等が一堂に会し、親睦と交流を図るとともに、地域づくりへの意欲を高めあう一助として実施。 対象：水谷地区内の地域団体や関係委員、公民館利用者		
◇事業概要		
主催 第33回水谷新春交流会実行委員会		
参加人数 85人		
執行額 (報償費)0円 ※参加費(飲み物等)2500円		
他団体等の協力・連携状況 第33回水谷新春交流会実行委員会による企画・運営		
開催日時 令和6年1月20日(土) 14:00～16:00		
◇事業成果 水谷地域の各種活動団体関係者が一堂に会する場として、4年ぶりの開催となり、情報交換等が積極的に行われ、親睦と交流が図られた。		
◇課題 手作り料理スタッフの負担が大きいため、ケータリングなどの活用を増やすなどの検討が必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域で積極的に活動されている皆さんの情報交換、共有の場として、交流会は非常に有効だと思う。		
◇総合評価 地域で活躍されている方々が一堂に会し、親睦を深める有意義な集いである。課題については改善を図りつつ、より良い地域づくりを進めるために今後も継続して開催していきたい。		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	うたごえ喫茶inみずたに
◇事業目的、目標 懐かしい歌唱、歌謡曲を参加者全員で歌い、仲間や居場所づくり、地域の交流の場とする。		
◇事業概要 主催 うたごえ喫茶inみずたに実行委員会 参加人数 40人 執行額 (報償費)0円 ※参加費(飲み物等)500円 他団体等の協力・連携状況 うたごえ喫茶inみずたに実行委員会による企画・運営 開催日時 令和6年3月3日(日) 14:00~16:00		
◇事業成果 4年ぶりの開催となり、歌唱や参加者同士の交流を通じ、心と身体の健康の一助となることができた。		
◇課題 実行委員、参加者、演奏者のすべてが高齢化しており、継続していくには内容等の検討が必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 音楽を取り入れることは情操教育としても価値あるとともに、生活そのものを豊かにする価値のある事業である。継続する意義は大きい。		
◇総合評価 市民主体の実行委員会形式で企画・運営される取り組みであり、継続していきたい事業の一つである。メンバーの高齢化など継続にあたっての課題があるが、協議・検討していくなかで解決に向けた取り組みを進めていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	生活文化講座
◇事業目的、目標 「生活の知恵」の知識を、講座を通して広く共有し、教え教わりながら地域交流を図り、日々の生活中で習得した知識を生かしていくことを目的とする。 対象:一般		
◇事業概要 主催 水谷公民館		
参加人数 13組		
執行額 (報償費)10,000円(講師謝礼)、8,472円(保育スタッフ謝礼)		
他団体等の協力・連携状況 保育スタッフ(11人登録)		
開催日時 令和6年2月26日(月) 10:00~11:30		
内容 テーマ「快適に暮らすための整理収納講座」 講師 整理収納アドバイザー 小宮 真理 氏		
◇事業成果 保育付きで実施をしたため、ご高齢の方から若い子育て世代まで幅広い方に参加していただくことができた。内容も大変好評で、連続講座での実施を希望する声もあった。WEB申込や幼稚園に周知の協力を依頼するなど、新たな方法を取り入れることができた。		
◇課題 申し込みが定員を下回っていたため、周知方法について今後さらに検討していく。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 保育付きは大変良いことです。若い方が来てくれてありがたいですが、その上みんな働いている方が多いので、やはり高齢者になってしましますから テーマを終活にと思ってしまったのですが、それだと高齢者ばかりに偏ってしまう問題があり難しいですが、これからも頑張ってください。		
◇総合評価 健康や経済など日々の生活の中にあるさまざまな問題について、学習し、生活に役立つような講座をこれからも企画していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	介護予防講座 回想サロン
◇事業目的、目標 超高齢化社会に対応すべき介護予防の学習機会の提供を目的とする。		
◇事業概要		
主催 水谷公民館		
参加人数 9人		
執行額 (報償費)0円		
他団体等の協力・連携状況 おひとりさまサロン百の会との共催		
開催日時 令和6年3月11日(月) 13:30～15:30		
内容 テーマ 「昭和40年代の新聞記事を見ながら、昔話に花を咲かせましょう！」		
講師 水子貝塚資料館 館長		
◇事業成果 懐かしい映像や写真を活用し、昔を思い出しながら参加者同士で話をすることにより、認知症の予防に寄与することができた。		
◇課題 参加者が定員を下回っているため、講座の内容や周知方法の検討が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 高齢者対象の事業であり、「百の会」とも重なる部分が多いと思われるため、「百の会」に事業として取り込んでも良いのではないかと思う。		
◇総合評価 公民館で仲間と交流し、趣味などの学習を行うことが生活機能の維持・向上につながっていると感じる。健康寿命をできる限りのばし、充実した日々を送るその一助となるよう、公民館においても介護予防に関する事業を継続していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	教育講演会
◇事業目的、目標 登校拒否・不登校、ひきこもりについての学習を通して、親や地域がどのような役割を果たすかなどを学ぶ機会を提供することを目的とする。 対象:市民一般		
◇事業概要 主催 不登校・ひきこもりを考える親の会 まわりみち、水谷公民館 参加人数 70人 執行額 (報償費)40,000円(内、人権尊重啓発講座として生涯学習課 20,000円支出) 他団体等の協力・連携状況 不登校・ひきこもりを考える親の会 まわりみちとの共催 開催日時 令和6年3月16日(土) 13:30～15:30 内容 テーマ 「ひきこもりの真実 一就労より自立より大切なことー」 講師 (一社)ひきこもりUX会議代表理事 林 恭子 氏		
◇事業成果 不登校・引きこもりの問題について、講演だけでなく、講師との活発な質疑応答による交流で、有意義かつ参加者の満足度が高い学習が提供できた。		
◇課題 引きこもりの問題に多くの方に参加してもらえるよう、取組内容や講演開催の周知方法などの検討が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 専門家のサポートはもとより、行政がそのサポートをしっかりと後押ししていくことが望まれる。		
◇総合評価 不登校・引きこもりといった言葉が社会に出始めてから数十年が経過した。当時、若者だった人も年を重ね、最近では8050問題として取り上げられるようになっている。地域でどのようにかかわり、支えることができるかについて、長年、取り組んでこられた「まわりみち」と連携し、解決への糸口をさぐっていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷子ども広場(地域子ども教室)														
◇事業目的、目標																
子どもの遊びと交流の場を地域の方や公民館サークルの協力で作っていく。 そして地域の教育力の再生と放課後の子どもの居場所づくりを進める。 対象:水谷小学校児童																
◇事業概要																
主催 地域こども教室運営委員会(水谷子ども広場)																
参加人数 延べ 257人																
執行額 (報償費)0円																
他団体等の協力・連携状況 富士見市地域こども教室運営委員(生涯学習課対応)																
開催日時 6、11、12、1、2月(年5回)の第4土曜日 午前9時～午前11時30分																
内容 絵手紙、押し花、茶道、折り紙、ベーゴマなどのコーナーを設け、自由に体験する。																
<table border="1"><tr><td>開催日</td><td>6月24日</td><td>11月12日</td><td>12月23日</td><td>1月27日</td><td>2月24日</td><td>合計</td></tr><tr><td>参加者(組)</td><td>66</td><td>56</td><td>28</td><td>57</td><td>50</td><td>257</td></tr></table>			開催日	6月24日	11月12日	12月23日	1月27日	2月24日	合計	参加者(組)	66	56	28	57	50	257
開催日	6月24日	11月12日	12月23日	1月27日	2月24日	合計										
参加者(組)	66	56	28	57	50	257										
◇事業成果																
子ども広場の活動により、子どもたちが公民館へ来館するきっかけの一つとなっている。																
◇課題																
茶道や絵手紙などのコーナーは公民館利用サークルの方々が協力しているが、サークルの高齢化により、協力体制が厳しくなってきている。																
◇地区公民館運営審議会委員の意見等																
児童が安心して児童同士の交流を行う居場所づくりが求められている中で、サークルの大人とも交流し、地域愛や地域力にも貢献できる。他の公民館のサークルとも連携し、協力体制を構築するなど工夫により事業を継続してほしい。																
◇総合評価																
水谷子ども広場は、市内で実施されている地域子ども教室の中で、唯一公民館を会場として開催されている。コーディネーターをはじめとするベテランスタッフの運営のもと、公民館利用サークルの方々の協力もいただきながら、子どもたちの居場所として定着している。今後も子どもたちの参加が増えるよう協力していきたい。																
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷公民館だより発行事業																						
◇事業目的、目標																								
地域住民による編集委員会により、地域課題や話題を掘り起こし、地域への関心を高める。また各種情報提供を通じて公民館活動や市民活動等の周知を図る。																								
◇事業概要																								
主催 水谷公民館																								
参加人数 市民編集委員7名																								
執行額 (報償費)鶴瀬公民館一括																								
他団体等の協力・連携状況 市民編集委員7名																								
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月号</td><td>特集「母の想い出」</td></tr><tr><td>6月号</td><td>特集「民生委員・児童委員・主任児童委員って？」</td></tr><tr><td>7・8月合併号</td><td>特集「地域の魅力を再発見！水谷あるき」</td></tr><tr><td>9月号</td><td>特集「朝から元気に 山崎公園ラジオ体操の会」</td></tr><tr><td>10月号</td><td>特集「サークル活動公開月間」</td></tr><tr><td>11月号</td><td>特集「SDGs私たちにできること」</td></tr><tr><td>12月号</td><td>特集「第38回水谷文化祭」</td></tr><tr><td>1・2月合併号</td><td>特集「水谷小学校開校150周年」</td></tr><tr><td>3月号</td><td>特集「地域の子育て」</td></tr><tr><td>4月号</td><td>特集「新社会人へエール」</td></tr></tbody></table>				内容	5月号	特集「母の想い出」	6月号	特集「民生委員・児童委員・主任児童委員って？」	7・8月合併号	特集「地域の魅力を再発見！水谷あるき」	9月号	特集「朝から元気に 山崎公園ラジオ体操の会」	10月号	特集「サークル活動公開月間」	11月号	特集「SDGs私たちにできること」	12月号	特集「第38回水谷文化祭」	1・2月合併号	特集「水谷小学校開校150周年」	3月号	特集「地域の子育て」	4月号	特集「新社会人へエール」
	内容																							
5月号	特集「母の想い出」																							
6月号	特集「民生委員・児童委員・主任児童委員って？」																							
7・8月合併号	特集「地域の魅力を再発見！水谷あるき」																							
9月号	特集「朝から元気に 山崎公園ラジオ体操の会」																							
10月号	特集「サークル活動公開月間」																							
11月号	特集「SDGs私たちにできること」																							
12月号	特集「第38回水谷文化祭」																							
1・2月合併号	特集「水谷小学校開校150周年」																							
3月号	特集「地域の子育て」																							
4月号	特集「新社会人へエール」																							
◇事業成果																								
1年にわたり地域の様々な事柄を特集することで、地域への関心や愛着を深める機会を提供することができた。また、レイアウトを工夫することで、より興味が湧く紙面を心掛けた。																								
◇課題																								
年齢や居住年数に関わらず、より多くの人が地域への関心を深めることができるよう、紙面内容の検討が必要となっている。																								
◇地区公民館運営審議会委員の意見等																								
地域の情報紙として編集者の毎月の話題集めにご苦労されていることと頭が下がります。水谷文化祭では「扇だこ保存会」や「水谷小学校総合学習ほうきづくりサークル」などが参加しました。今年の取り組みとして強調してほしかったと思っています。																								
◇総合評価																								
住民が編集委員となって行政との協働作業により作成されている公民館だよりは全国的にも非常に珍しく、公民館としても誇れる取り組みの一つである。これからも、市民編集委員の協力のもと、地域内住民の交流がすすみ、学習の一助となるような公民館だよりの作成に努めていきたい。																								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																								

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	地区体育祭
◇事業目的、目標 地区体育祭の準備や当日の運営が円滑に行えるよう支援する。		
◇事業概要		
主催 各小学校区実行委員会 ※各小学校実行委員会に協力		
参加人数 ---		
執行額 (報償費)0円		
他団体等の協力・連携状況 各小学校区実行委員会による企画・運営		
開催日 令和5年10月8日(日)(3地区同日開催)		
○水谷地区体育祭(水谷小学校区) ○みずほ台小地区体育祭(みずほ台小学校区) ○針ヶ谷小学校区体育祭(針ヶ谷小学校区)		
◇事業成果 各小学校区に担当職員を割り振り、実行委員会への参加及び当日の運営の支援を行った。		
◇課題 町会を中心とした実行委員会が企画・運営を行っているが、幅広い世代や地区内の地域からの参加をどのようにして促していくかが課題となっており、これに対し、地域公民館がどのように支援していくのか検討が必要となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 町会ごとの参加数のバラツキが顕著で、従来の町会ごとの分け方を見直してはどうか。		
◇総合評価 スポーツを通して住民同士の交流を図ることを目的に開催される地区体育祭に、より多くの方が参加されるよう公民館としても支援を行っていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷小学校区まちづくり協議会
◇事業目的、目標 水谷小学校区5町会を中心に平成27年6月に設立された「水谷小学校区まちづくり協議会」を支援し、地域住民の連携によるまちづくり実現に寄与することを目的とする。 対象:水谷小区5町会住民		
◇事業概要 団体名 水谷小学校区まちづくり協議会 参加人数 --- 執行額 (報償費)0円 他団体等の協力・連携状況 町会、地区社協、子ども会育成会、小学校、小学校PTAによる構成 主な内容(まちづくり協議会事業) 事業実施に向けた会議出席及び資料作成などの支援。 「防災講習会」や「まちづくり協議会コンサート」の実施に向けた支援を行った。		
◇事業成果 公民館として活動支援を行うことで、地域の方のまちづくりの機運を高めることに寄与した。		
◇課題 水谷小学校区まちづくり協議会については、組織や運営も確立している状況であるため、地域公民館として、今後、どのような形で支援ができるのか検討する必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域の各団体の連携、地域の活性化の原動力となる、人と人とのつながりは財産であり、その役割の一助としての公民館の役割は大きい。今後も連携を期待する。		
◇総合評価 地域住民による地域住民のためのまちづくり協議会は、市の公民館運営方針に掲げられている公民館の原則、役割に通じるものがある。まちづくり協議会の主管課とも連携しつつ、協議会が定める地域活動計画について、公民館としても可能な範囲で支援していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館運営審議会地区会議									
◇事業目的、目標 水谷公民館の運営、事業、施設維持管理等についての課題を中心に、意見交換や協議を行うことにより、各種事業展開に活かしていくことを目的とする。 対象: 水谷公民館地区公運審委員4名											
◇事業概要 主催 水谷公民館 参加人数 水谷公民館区選出公民館運営審議会委員4人 執行額 (報償費)鶴瀬公民館から支出 他団体等の協力・連携状況 社会教育関係者、学校教育関係者、公民館利用者等による構成											
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>開催日</th><th>議題</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>9月25日</td><td>報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について</td></tr><tr><td>第2回</td><td>12月4日</td><td>報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について</td></tr></tbody></table>				開催日	議題	第1回	9月25日	報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について	第2回	12月4日	報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について
	開催日	議題									
第1回	9月25日	報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について									
第2回	12月4日	報告事項: 学級講座等開催事業・施設維持管理事業について 協議事項: 公民館のデジタル化について									
◇事業成果 公民館の運営や事業について、評価、アドバイスをいただき、利用者対応や利便性の向上が図られている。											
◇課題 地域課題や問題、地域の特色に関して、水谷公民館が果たす役割など、地域公民館について議論する機会が少なく、各種事業展開に活かすことが難しかった。											
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 水谷公民館は隣が小学校なので午後には子供たちがよく来て本を読んだり児童室で遊んだりしているので、子どもが親に公民館のいい所を話してもらうようにしてもらいたいです。大人が利用しているのはいつも同じ人達ばかりなので、考えてしまいます。水谷公民館の地域は鶴馬関沢、東みずほ台等範囲が広いので大変です。利用する人たちがやはり決まっています。											
◇総合評価 公民館運営審議会委員は、地域住民の代表であり、諮問に対する答申をはじめ、公民館運営や事業について意見や評価をいただいている。これからも地域の方に活用していただける、地域に根差した公民館を目指し、ご意見をいただきながら進めていきたい。											
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了											

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	利用者懇談会・水谷公民館企画運営委員会																				
◇事業目的、目標																						
(利用者懇談会)公民館利用者の目線に立った施設提供や事業推進のため、定期的に開催する。 (水谷公民館企画運営委員会)市民と職員協働による公民館運営の仕組みを整え、新たな事業展開に資することを目的とする。																						
◇事業概要																						
主催 水谷公民館企画運営委員会、水谷公民館																						
参加人数 (利用者懇談会)延べ174名、(企画運営委員)20名																						
執行額 (報償費)0円																						
他団体等の協力・連携状況 公民館利用者の参加																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【利用者懇談会】</th> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>7月1日</td> <td>今年度の取り組みについて 今年度の利用者懇談会について</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>9月2日</td> <td>サークル活動のスマホ活用(入門編) 公民館サークル公開月間について</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>12月18日</td> <td>公民館事業について 公民館の施設利用について</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>2月3日</td> <td>消防訓練・AED講習会 令和6年度利用団体登録について</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table>			【利用者懇談会】	開催日	内容	参加者	第1回	7月1日	今年度の取り組みについて 今年度の利用者懇談会について	35人	第2回	9月2日	サークル活動のスマホ活用(入門編) 公民館サークル公開月間について	39人	第3回	12月18日	公民館事業について 公民館の施設利用について	50人	第4回	2月3日	消防訓練・AED講習会 令和6年度利用団体登録について	50人
【利用者懇談会】	開催日	内容	参加者																			
第1回	7月1日	今年度の取り組みについて 今年度の利用者懇談会について	35人																			
第2回	9月2日	サークル活動のスマホ活用(入門編) 公民館サークル公開月間について	39人																			
第3回	12月18日	公民館事業について 公民館の施設利用について	50人																			
第4回	2月3日	消防訓練・AED講習会 令和6年度利用団体登録について	50人																			
【水谷公民館企画運営委員会】																						
水谷文化祭において、企画・運営の中心的役割を担った。																						
また、館内の季節展示(夏の七夕など)を実施した。																						
◇事業成果																						
利用者懇談会は、公民館からの連絡や利用者の意見聴取、消防訓練、AED講習を行うなど、公民館と利用者がともに必要なスキルや情報を共有することができた。																						
企画運営委員会においては、水谷文化祭実施の中心的役割を担っていただき、4年ぶりにフルサイズの文化祭を実施することができた。																						
◇課題																						
利用者懇談会は、参加団体が少なくなってきたので、内容や周知方法について検討が必要となっている。																						
企画運営委員会は、メンバーを増加させるなど活性化を図り、利用者同士がより交流を図ることができる事業内容の検討が必要となっている。																						
◇地区公民館運営審議会委員の意見等																						
利用者の意見の中で一番の不満は駐車場だと思う。水谷小学校の駐車場を借用しているので、来年度は学級数も増えることからますます不便になると思う。利用者増も駐車場拡大なくしては望めないと思う。旧JA 水谷支店が活用できるようにしてほしい。																						
◇総合評価																						
公民館企画運営委員会は、利用団体同士の交流と親睦を図るために、水谷文化祭などの企画・運営を積極的に担われている。公民館は学習を通じて人と人とのつながり、結ぶことを促し、人づくり、地域づくりに貢献することを目的としている。その意味からも企画運営委員会の活動は公民館の目指すところと一致するものがある。これからも協力し、各種事業を実施していきたい。																						
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																						

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

施設維持管理事業	事業名	施設維持管理	
◇事業目的、目標			
安心・安全・快適な施設提供に向けて、市民・利用者目線で施設の維持管理を図る。			
◇事業概要			
委託	清掃業務	日常(週3回)、定期(年4回)清掃等を実施	1,315,710 円
	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検(月1回)を実施	191,400 円
	自動ドア保守点検	自動ドアの保守点検(年2回)を実施	30,800 円
	空調設備保守点検	定期(年2回)、簡易(年2回)点検を実施	456,500 円
	樹木維持管理	植栽(高木)の剪定等を行う	174,020 円
修繕	フロアヒンジ扉修繕	入口ドアのフロアヒンジの交換	6,600 円
	緞帳開閉部修繕	多目的ホール舞台緞帳の開閉部の修繕	38,500 円
	洗面台水栓修繕	1F男子トイレの洗面台の水栓修繕	5,060 円
	エレベーター停電管制用バッテリー等交換修繕	バッテリーの耐用年数経過に伴う交換	139,700 円
	和室2照明器具LED化修繕	安定器バイパス工事及び蛍光管型LEDに交換	88,000 円
	外灯及びダクト塗装修繕	外灯(5台)、ホール換気ダクト(6台)の塗装	826,430 円
	陶芸小屋修繕	陶芸小屋の屋根の交換及び母屋等の塗装	367,400 円
	避難誘導灯修繕	避難誘導灯の交換修繕	352,000 円
	舞台上照明ランプ取替	多目的ホール舞台上の蛍光管の交換	20,900 円
◇事業成果			
施設の設備などを修繕することで、利用者の安全、安心、快適な利用に寄与した。			
◇課題			
施設の建築から40年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の現状を注視し、これまで以上に計画的な工事の検討や日常修繕の実施に取り組んでいく必要がある。			
◇地区公民館運営審議会委員の意見等			
財政面での制約はあるが、優先順位をつけ、利用者の理解を得ながら、出来る所から取り組んでいくことが必要ではないかと思う。			
◇総合評価			
市の個別施設計画第1期実行計画で水谷公民館は令和11年から事前検討の期間に入るが、利用者の安全、快適な利用を目指して必要な修繕を計画的に行っていきたい。			
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了			

## 令和5年度水谷公民館事業報告兼事業評価書

一般事務事業	事業名	みずほ台中央公園交流施設に関する補助執行
◇事業目的、目標 平成29年3月にオープンしたみずほ台中央公園交流施設の利用申請書受付、鍵の貸出に関するなどについて、市から教育委員会(水谷公民館)が補助執行を受け、業務を行う。		
◇事業概要 施設所管課:都市計画課 補助執行:水谷公民館		
参加人数 ---		
執行額 (報償費)0円		
他団体等の協力・連携状況 鶴瀬西交流センター紙芝居ボランティア		
主な内容  (1)利用の申請受付、鍵の貸出に関すること  (2)施設の有効活用と新たな市民利用やコミュニティの推進、学級講座等の開催  ・みずほ台中央公園交流施設の夏休み一般開放実施の際に「鶴瀬西交流センター紙芝居ボランティア」の協力により紙芝居を行った		
◇事業成果 サークルや団体の利用だけでなく、知り合い同士の集まりで施設を利用されるケースが増え、新しい利用者が増加するとともに、地域コミュニティの形成の場となっている。		
◇課題 申請書の受付事務等が煩雑であるため、公共施設予約システムによる対応を検討する必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 利用ケースが増え役割を果たしている。公共施設予約システムを再構築する際に、さらに利用しやすくするなどの工夫を行いつつ地域コミュニティの形成に寄与することを期待する。		
◇総合評価 懸案事項であった交流施設の利用申請方法だが、公共施設予約システムの更新にあわせて、システムに追加していく方向になった。これからも利用者の利便性を図れるように努めていきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		



# 水谷東公民館



第31回 やなせ川いかだラリー

## 目次

子育てサロン	83	水谷東ふるさとまつり（支援）	97
子ども公民館事業	84	水谷東地域スポーツ事業（支援）	98
豆の木学校／冬の豆の木学校	85	公民館だより発行事業	99
子育て応援の勉強室	86	施設維持管理事業	100
熟年学級	87	公民館運営審議会地区会議	101
川の探検隊	88	利用者懇談会	102
やなせ川いかだラリー	89		
地域問題学習会	90		
デジタル活用支援事業	91		
水谷東文化祭	92		
音楽のタベ・イルミネーション点灯式	93		
仙人体操教室	94		
水谷東ふれあいサロン運営事業（支援）	95		
水谷東安心まちづくり協議会（支援）	96		



## 令和5年度 富士見市立水谷東公民館事業一覧

＜学級・講座等＞日常生活やめまぐるしく変化する社会・経済情勢から生まれる課題の解決に向けた学習機会の充実を図り、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、地域の特色を生かしたまちづくり活動を市長部局とも連携し、その支援に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時	回	数	
・子育てサロン	通年	11回	親子	
・子ども公民館事業	6~3月	5回	児童	料理教室・七宝焼・ポッチャ
・豆の木学校	8月	1回	児童	
・冬の豆の木学校	12月	1回	児童	
・子育て応援の勉強室	12月	1回	保護者	
・熟年学級	通年		高齢者	全体会及びクラブ活動
・川の探検隊	6月	1回	一般	柳瀬川生息魚類観察・水質検査
・やなせ川いかだラリー	7月	1回	一般	
・地域問題学習会	9月	1回	一般	水谷東安心まちづくり協議会共催
・デジタル活用支援事業	通年	11回	一般・親子	
・水谷東文化祭	11月	1回	一般	
・音楽の夕べ	12月	1回	一般	
・仙人体操教室	1月	3回	一般	イルミネーション点灯式同時開催

＜地域社会をつなぐ＞介護予防事業や地域のまちづくり事業など地域や団体活動を支え、地域社会をつなぐコーディネーターの役割を果たす。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時	回	数	
・ふれあいサロン運営事業	通年		高齢者	各種介護予防事業支援（事務局）
・水谷東安心まちづくり協議会	通年		一般	各種地域活動（地域連絡会議、各部会会議、広報紙発行、地域問題学習会・合同防災訓練・安心安全ネットワーク会議・夏休みラジオ体操等各種事業の実施）
・水谷東ふるさとまつり	5月	1回	一般	支援（事務局・各部会担当職員配置）
・水谷東地域スポーツ事業 水谷東地区体育祭 水谷東地区スポーツフェスティバル	10月 3月	1回 1回	一般 一般	支援（担当職員配置） 支援（担当職員配置）

＜情報提供・相談＞市民の生涯学習・社会教育活動の発展につながる情報及び資料の収集・提供、学習相談に努める。また「公民館だより」を市民とともに編集し、学習文化、地域情報を中心に地域のコミュニケーション紙として地域全体に定期的に発行する。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時	回	数	
・情報コーナーの整備	通年	随時	利用者	
・学習相談・情報提供	通年	随時		
・水谷東公民館だより発行	通年	11回	地区全世帯	2,900部発行
・市ホームページの充実	通年	随時		

＜施設提供＞安全で快適に利用できる施設・設備の整備、地域防災拠点としての施設改善に努める。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時	回	数	
・施設維持管理事業	通年	随時		各種設備の保守点検・修繕等
・施設緑化推進事業	通年	随時		グリーンカーテン
・展示スペース等の提供	通年	随時		2カ月ごと利用団体等の作品展示

＜その他＞市民との協働による公民館活動の充実をめざし、公民館運営審議会地区会議や利用者懇談会を開会して公民館運営に係る市民の意見を聞く機会をつくる。事業評価は、外部委員によるものと、公民館運営審議地区委員の協力を得て自ら行う。また職員の専門性の向上を図るために、研修会等に参加する。

事業名等	開催予定期	開催予定期	対象	備考
	時	回	数	
・公民館運営審議会全体会	通年	数回	委員	
・公民館運営審議会地区会議	通年	数回	委員	
・利用者懇談会	通年	随時	利用者	
・事業評価	通年	随時	職員	外部評価及び公運審委員による評価
・職員研修	通年	随時		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

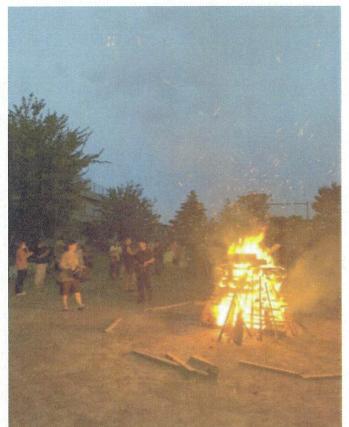
公民館学級講座等開催事業	事業名	子育てサロン																																																			
◇事業目的、目標 子育ての不安や孤立感を軽減するために、子育て世代の交流の場や情報交換の場として実施する。																																																					
◇事業概要																																																					
主催 水谷東公民館																																																					
参加人数 延べ152名																																																					
執行額(報償費) 講師謝礼25,000円 事業協力者謝礼51,000円																																																					
他団体等の協力・連携状況 公民館利用団体、第2保育所、諏訪児童館、中央図書館、子ども未来応援センター、サロンサポーター																																																					
主な内容																																																					
・対象 乳幼児(概ね0歳児から3歳児)とその保護者																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容(テーマ等)</th> <th>参加親子数</th> <th>連携・協力団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月19日</td><td>よみきかせ</td><td>0組 0名</td><td>図書館司書</td></tr> <tr><td>5月17日</td><td>子育て何でも相談</td><td>1組 2名</td><td>子ども未来応援センター</td></tr> <tr><td>6月21日</td><td>作って遊ぼう</td><td>1組 2名</td><td>諏訪児童館</td></tr> <tr><td>7月12日</td><td>夏のミニミニコンサート</td><td>3組 6名</td><td>加藤企画</td></tr> <tr><td>9月20日</td><td>ミニミニシアター(人形劇)</td><td>5組 74名</td><td>人形劇あゆ</td></tr> <tr><td>10月18日</td><td>親子で楽しくリズム体操</td><td>9組 19名</td><td>第2保育所</td></tr> <tr><td>11月1日</td><td>パネルシアター</td><td>8組 18名</td><td>秋元節子氏</td></tr> <tr><td>12月13日</td><td>クリスマスミニコンサート</td><td>7組 16名</td><td>加藤企画</td></tr> <tr><td>1月17日</td><td>てあそび・おうたあそび</td><td>4組 5名</td><td>第2保育所</td></tr> <tr><td>2月21日</td><td>ミニミニシアター(人形劇)</td><td>5組 10名</td><td>人形劇あゆ</td></tr> <tr><td>3月13日</td><td>作って遊ぼう</td><td>0組 0名</td><td>諏訪児童館</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>43組 152名</td></tr> </tbody> </table>			開催日	内容(テーマ等)	参加親子数	連携・協力団体等	4月19日	よみきかせ	0組 0名	図書館司書	5月17日	子育て何でも相談	1組 2名	子ども未来応援センター	6月21日	作って遊ぼう	1組 2名	諏訪児童館	7月12日	夏のミニミニコンサート	3組 6名	加藤企画	9月20日	ミニミニシアター(人形劇)	5組 74名	人形劇あゆ	10月18日	親子で楽しくリズム体操	9組 19名	第2保育所	11月1日	パネルシアター	8組 18名	秋元節子氏	12月13日	クリスマスミニコンサート	7組 16名	加藤企画	1月17日	てあそび・おうたあそび	4組 5名	第2保育所	2月21日	ミニミニシアター(人形劇)	5組 10名	人形劇あゆ	3月13日	作って遊ぼう	0組 0名	諏訪児童館	合計		43組 152名
開催日	内容(テーマ等)	参加親子数	連携・協力団体等																																																		
4月19日	よみきかせ	0組 0名	図書館司書																																																		
5月17日	子育て何でも相談	1組 2名	子ども未来応援センター																																																		
6月21日	作って遊ぼう	1組 2名	諏訪児童館																																																		
7月12日	夏のミニミニコンサート	3組 6名	加藤企画																																																		
9月20日	ミニミニシアター(人形劇)	5組 74名	人形劇あゆ																																																		
10月18日	親子で楽しくリズム体操	9組 19名	第2保育所																																																		
11月1日	パネルシアター	8組 18名	秋元節子氏																																																		
12月13日	クリスマスミニコンサート	7組 16名	加藤企画																																																		
1月17日	てあそび・おうたあそび	4組 5名	第2保育所																																																		
2月21日	ミニミニシアター(人形劇)	5組 10名	人形劇あゆ																																																		
3月13日	作って遊ぼう	0組 0名	諏訪児童館																																																		
合計		43組 152名																																																			
※介護予防施設ふれあいサロンの利用がない第2・第3水曜日の午前中を活用し開催																																																					
◇事業成果 参加者アンケートでは、また参加したいなどの声が寄せられるとともに、保護者や子ども同士の交流や情報交換の場として交流を図ることができた。																																																					
◇課題 参加者数を増やすための工夫が必要である。また協力である子育てサロンサポーターの後継者養成や人材確保について検討する必要がある。																																																					
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 遠慮なく小さな子どもを連れていく貴重な場であり、子育ての仲間づくりの場でもあります。年度初めの参加者が少ないのがもったいないと感じます。子育ての情報収集に関する手段は「ネット検索」や「SNS」が多い現状を踏まえて、広報の仕方を工夫することで、もっと参加する親子が増えるのではないかと思います。																																																					
◇総合評価 子育て世代の保護者同士が交流し、仲間づくりや子育ての不安感軽減につながる事業として、地域で安心して子育てができる環境づくりの一助となるよう、情報発信を工夫しながら継続する。																																																					
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																																																					



## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子ども公民館事業																											
◇事業目的、目標 子どもたちに公民館に慣れ親しんでもらい、また居場所づくりを目的として実施する。																													
◇事業概要 主催 水谷東公民館 参加人数 延べ56名 他団体等の協力・連携状況 利用サークル、文化祭実行委員 執行額(報償費) 講師謝礼 20,000円																													
主な内容 ・対象 小学生(料理教室は4・5・6年生のみ)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日時</th> <th>内容</th> <th>参加者数(名)</th> <th>協力団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/17 10:00~12:00</td> <td>料理教室(ジャガイモピザとフルーツパフェ)</td> <td>12</td> <td>座・ベジタブル</td> </tr> <tr> <td>11/4 10:00~12:00</td> <td>七宝焼教室(クリスマスツリー)</td> <td>14</td> <td>碧翠会</td> </tr> <tr> <td>11/18.19 11:00~11:30</td> <td>ポッチャ体験会</td> <td>13(9名・4名)</td> <td>文化祭実行委員</td> </tr> <tr> <td>12/9 10:00~12:00</td> <td>料理教室(ブッシュドノエル)</td> <td>8</td> <td>座・ベジタブル</td> </tr> <tr> <td>3/2 10:00~12:00</td> <td>料理教室(デコレーション寿司とひなあられマシュマロフレーク)</td> <td>9</td> <td>座・ベジタブル</td> </tr> <tr> <td align="right" colspan="3">合計 56名</td> </tr> </tbody> </table>			開催日時	内容	参加者数(名)	協力団体等	6/17 10:00~12:00	料理教室(ジャガイモピザとフルーツパフェ)	12	座・ベジタブル	11/4 10:00~12:00	七宝焼教室(クリスマスツリー)	14	碧翠会	11/18.19 11:00~11:30	ポッチャ体験会	13(9名・4名)	文化祭実行委員	12/9 10:00~12:00	料理教室(ブッシュドノエル)	8	座・ベジタブル	3/2 10:00~12:00	料理教室(デコレーション寿司とひなあられマシュマロフレーク)	9	座・ベジタブル	合計 56名		
開催日時	内容	参加者数(名)	協力団体等																										
6/17 10:00~12:00	料理教室(ジャガイモピザとフルーツパフェ)	12	座・ベジタブル																										
11/4 10:00~12:00	七宝焼教室(クリスマスツリー)	14	碧翠会																										
11/18.19 11:00~11:30	ポッチャ体験会	13(9名・4名)	文化祭実行委員																										
12/9 10:00~12:00	料理教室(ブッシュドノエル)	8	座・ベジタブル																										
3/2 10:00~12:00	料理教室(デコレーション寿司とひなあられマシュマロフレーク)	9	座・ベジタブル																										
合計 56名																													
  																													
◇事業成果 子どもが公民館に親しみを持つことだけでなく、公民館利用団体の方や文化祭実行委員の方に講師を務めてもらうことで世代間交流も図ることができている。																													
◇課題 人気の講座もあり、定員を超える募集があることから、定員を増やしたいところではあるが、講師の方々がご高齢ということもあり、負担が大きくなることが懸念される。																													
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 今年度は、文科系とスポーツ系の両面で、充実した内容だったと思います。開催回数も増え、コロナ以前に戻りつつあるのは、喜ばしいことです。教室での体験や、地域の講師の方々との交流は、子どもたちにとって貴重な学びの機会。今後も継続した取り組みをお願いします。																													
◇総合評価 子どものうちから公民館を積極的に活用しながら、作る楽しさや大人との関わり方を体感してもらうため、今後も継続的に取り組む。																													
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																													

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第40回豆の木学校／冬の豆の木学校
◇事業目的、目標 次世代を担う子どもの健全な成長のために、異年齢による集団生活体験やレクリエーション活動を通して社会性の育成や地域との繋がりを作り出していくことを目的として実施する。		
◇事業概要		
主催 豆の木学校実行委員会・水谷東公民館／おむすび少年団・水谷東公民館		
参加人数 延べ62名（豆の木学校：児童14名 指導員18名、冬の豆の木学校：児童18名、指導員：12名）		
執行額(報償費) 事業協力者謝礼 5,000円／5,000円		
他団体等の協力・連携状況 水谷東小学校・参加者の保護者		
主な内容		
<ul style="list-style-type: none"><li>・対象 地域在住の小学生（豆の木学校は2年生以上）</li><li>・実施内容</li></ul>		
○第40回豆の木学校 開催日 8月18日（金）～8月20日（日） 会 場 水谷東小学校体育館および校庭 内 容 テーマ活動（時代旅行）、食事作り ナイトレク、キャンプファイヤー等		
○冬の豆の木学校 開催日 12月17日（日） 会 場 水谷東小学校体育館 内 容 テーマ活動（運動会）		
 		
◇事業成果 豆の木学校は歴史のある事業である。かつての参加児童が協力者側（指導員）となり地域を支えていく循環が生まれており、着実に成果を残している。		
◇課題 体育館に空調設備が整えられたため、体育館内での活動における熱中症の心配は減ったが、外での活動も充実していることから、引き続き参加者の体調管理は課題である。また、指導員の確保も課題である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 4年ぶりに夏の豆の木学校が再開し、東っ子の元気な笑顔が戻ってきました。体育館に空調が整備され、熱中症の心配が軽減されたのはありがたいことです。少子化のすすむ昨今、子どもたちの自立心や協調性を育むこの事業は、とても意義深いと思います。地域の未来を担う若い世代のため、継続と支援をお願いします。		
◇総合評価 歴史のある事業であり、地域の人材育成や活性化につながるため今後も継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	子育て応援の勉強室
◇事業目的、目標 親の学びや育ちを応援する機会として、小中学校保護者及び地域住民を対象とした家庭教育支援事業として講座を実施する。		
◇事業概要		
主催 水谷東小学校PTA・水谷中学校PTA・水谷東小学校学校応援団・水谷東公民館		
参加人数 26名		
執行額(報償費) 講師謝礼 20,000円		
他団体等の協力・連携状況 手話通訳者2名		
主な内容		
<ul style="list-style-type: none"><li>・テーマ スマホと子ども・悩める保護者のための10のヒント</li><li>・対象 市内小中学校保護者等</li><li>・会場 多目的ホール</li><li>・定員 35名</li><li>・講師 大東文化大学文学部教育学科 准教授 山本宏樹氏</li><li>・日時 12月2日(日)午前10時～12時</li></ul>		
 		
◇事業成果		
受講者アンケートでは『非常に役立つ』77%、『役立つ』19%と満足度の高い結果となった。また自由意見欄には多くの記載があり、関心の高さがうかがえた。		
◇課題		
意見交換など生の声を聞けることから参加することに意味があるとの声もある。反面、子育て中の世帯にとって、受講するための時間の捻出に苦慮するとの声もある。より多くの参加につなげるために開催時間・方法を検討し、受講者を獲得していく必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等		
今、多くの親が頭を悩ましていることについて、講師から話を聞くだけではなく、積極的な意見交換の場も設けられ、参加者それぞれに新しい気付きと多くの学びがあったと思います。公民館に足を運ぶことが難しい人のために、会場とオンラインのハイブリッド開催なども今後は検討してみてはいかがでしょうか。		
◇総合評価		
家庭教育支援事業として、地域における世代を超えた保護者同士の交流や親の学びや育ちを応援するため今後も継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	熟年学級						
◇事業目的、目標 60歳以上の高齢者を対象に、身近な話題による学び合いや受講生相互の交流を図る。								
◇事業概要								
主催 熟年学級運営委員会・水谷東公民館								
参加人数 受講者数69名								
執行額(報償費) 講師謝礼144,000円 ～全体会 64,000円(うち運営費20,000円を含む)・クラブ活動 80,000円～								
備考 参加費(運営実費)として一人500円徴収								
主な内容 ・対象 水谷東地域の60歳以上の住民 ・会場 多目的ホール外								
○全体会及びクラブ活動の実施状況								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【全体会】</th> <th>【クラブ活動】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/8 開講式～保育園児のお遊戯等～ 7/13 消費生活の豆知識 市出前講座 9/14 私たちのくらしと憲法 志摩勇弁護士 10/12 火の用心のお話 入間東部消防本部 11/9 生活習慣病予防食 市出前講座 12/14 お楽しみ会 びん沼荘にて 1/11 新春落語会 林家つる子 2/8 認知症予防 訪問劇団GIFT 3/14 閉講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～</td> <td>健康柔軟体操 8回 延57名 健康料理 7回 延69名 ペタンク 8回 延99名 音楽 8回 延96名 フラワーインテリアアレンジメント 9回 延96名 カラオケ 8回 延67名 お散歩 7回 延65名 押し花 8回 延42名 折り紙 9回 延62名</td> </tr> <tr> <td>【その他】 ☆熟年学級だよりの発行 ☆水谷東文化祭への参加（展示・舞台・模擬店）</td> <td>全体会延べ 372名 クラブ活動延べ 653名</td> </tr> </tbody> </table>			【全体会】	【クラブ活動】	6/8 開講式～保育園児のお遊戯等～ 7/13 消費生活の豆知識 市出前講座 9/14 私たちのくらしと憲法 志摩勇弁護士 10/12 火の用心のお話 入間東部消防本部 11/9 生活習慣病予防食 市出前講座 12/14 お楽しみ会 びん沼荘にて 1/11 新春落語会 林家つる子 2/8 認知症予防 訪問劇団GIFT 3/14 閉講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～	健康柔軟体操 8回 延57名 健康料理 7回 延69名 ペタンク 8回 延99名 音楽 8回 延96名 フラワーインテリアアレンジメント 9回 延96名 カラオケ 8回 延67名 お散歩 7回 延65名 押し花 8回 延42名 折り紙 9回 延62名	【その他】 ☆熟年学級だよりの発行 ☆水谷東文化祭への参加（展示・舞台・模擬店）	全体会延べ 372名 クラブ活動延べ 653名
【全体会】	【クラブ活動】							
6/8 開講式～保育園児のお遊戯等～ 7/13 消費生活の豆知識 市出前講座 9/14 私たちのくらしと憲法 志摩勇弁護士 10/12 火の用心のお話 入間東部消防本部 11/9 生活習慣病予防食 市出前講座 12/14 お楽しみ会 びん沼荘にて 1/11 新春落語会 林家つる子 2/8 認知症予防 訪問劇団GIFT 3/14 閉講式～式典と人権啓発DVD鑑賞～	健康柔軟体操 8回 延57名 健康料理 7回 延69名 ペタンク 8回 延99名 音楽 8回 延96名 フラワーインテリアアレンジメント 9回 延96名 カラオケ 8回 延67名 お散歩 7回 延65名 押し花 8回 延42名 折り紙 9回 延62名							
【その他】 ☆熟年学級だよりの発行 ☆水谷東文化祭への参加（展示・舞台・模擬店）	全体会延べ 372名 クラブ活動延べ 653名							
◇事業成果 参加人数が更に増加した。4年ぶりのお楽しみ会始め、コロナ禍以前の事業展開を図ることができた。								
◇課題 男性の受講者を増やすこと。クラブ活動の追加。								
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 平均年齢が80歳代と地域の高齢化が進んでいることを実感しています。女性の参加率が9割と非常に高い。今年度は男性が気軽に参加しやすくなるよう趣味クラブを考慮したことは評価できます。これからも高齢者が地域で気軽に交流し学べる場として継続してください。								
◇総合評価 高齢者の生きがいづくりや交流の場となるよう、運営委員会との連携により男性受講者の増加につながるような企画を検討しながら今後も継続する。								
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了								

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名 川の探検隊

### ◇事業目的、目標

地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習することにより、自然環境への関心を高めるために実施する。

### ◇事業概要

主催 やなせ川いかだラリー実行委員会・水谷東公民館

参加人数 44名

執行額(報償費) 講師謝礼15,000円

### 他団体等の協力・連携状況

#### 主な内容

・日時 6月18日(日)午前9時～11時30分

・対象 小学生以上

・行程 公民館から富士見橋までの往復

・指導 金澤光氏(埼玉県魚類研究会)

・内容 柳瀬川の水質検査

魚とり(たも網、投網)

講師による学習会



### ◇事業成果

市内各所からの参加申し込みがあり、関心の高さがうかがえた。参加者は子どもも大人もとても熱心に講師の話を聞きながら水質や生き物について観察していた。身近な地域を流れる柳瀬川に生息する生き物についての学習ができ、非常に満足度の高い事業となった。

### ◇課題

子どもたちが川に入るため、安全管理上、天候や上流の情報、現在の河川状況を把握し的確な判断ができるよう注視する必要がある。

### ◇地区公民館運営審議会委員の意見等

地域を流れる柳瀬川の環境を考える機会として、また親子で参加できるイベントとして定着しています。亜熱帯に生息するグッピーを捕獲したことから考えると、温暖化していることが懸念されます。河川敷の工事も行っているので開催場所の工夫が求められます。

### ◇総合評価

身近な地域の自然環境に親しむ機会であり、生息する魚類や水質などを観察する学習の場ともなっており、環境への意識を深められるよう今後も継続する。

拡大

継続

見直し

休止・廃止・終了

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第31回やなせ川いかだラリー
◇事業目的、目標 地域を流れる柳瀬川に親しみながら自然と環境を考える機会とともに、参加者相互の親睦と交流を図ることを目的とする。		
◇事業概要		
主催 やなせ川いかだラリー実行委員会・水谷東公民館		
参加人数 出艇7艇 乗船者22名 実行委員12名、協力者36名(スポーツ推進委員18名、看護師1名、審査員12名、写真5名)、 来賓2人(審査員兼務) その他ギャラリー多数		
執行額(報償費) 事業協力者謝礼60,000円		
他団体等の協力・連携状況 スポーツ推進委員		
主な内容		
・開催日 7月23日(日)午前8時30分から午後12時まで ・会場 志木大橋から下流約400m地点 ・出艇数 7艇 ・審査方法 いかだの出来栄え・浮力・パフォーマンス等を審査基準として10名の審査員により採点 ・結果 優勝 第一富士見苑自治会「メジャー「大谷」ホームラン王号」 準優勝 OZAWORLD FAMILY「ドクター富士見イエロー&ふわっピンクいかだ」 第3位 みずほ台鬼會「みんな大好き東武東上線」 ベストパフォーマー賞「ダンクシュートを決めた人」 *熱中症対策のため開始時間を早め、採点中に河川の清掃活動をした。 *気軽に参加できるよう「いかだを作ろう2」を配信した。		
  		
◇事業成果 柳瀬川に親しむ夏の恒例行事として定着しており、自然に親しみ、環境を考える機会として、また参加者相互の親睦を図ることができた。		
◇課題 参加チームの増加を目指し、気軽に出艇できるような工夫が求められる。また現在の河川状況を把握し、実施場所の検討や安全面への配慮が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 昨年同様7艇の参加で、来場者も多く、賑わっていました。課題として「周知されるようになって、他地域からの参加艇が増えたのは嬉しいが、水谷東の参加が少なかったので寂しかった。」という声もありました。気軽に参加できる方法を検討しつつ、続けていただきたいと思います。		
◇総合評価 身近な地域を流れる河川を活用した特色あふれる事業であり、地域の活性化や交流促進にも寄与することから今後も継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	地域問題学習会
◇事業目的、目標 地域課題を掘り起こし、学習機会を設けることを通じて、まちづくり活動の推進を図る。		
◇事業概要		
主催 水谷東安心まちづくり協議会・水谷東公民館		
参加人数 37名		
執行額(報償費) なし		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
・対象 一般 ・日時 9月28日(木)午後1時30分～3時00分 ・会場 多目的ホール ・講師 須藤 紀子 氏 (市社会福祉協議会成年後見センターふじみ) ・テーマ 「あなたのために、家族のために」 ～エンディングノートを書いてみよう～		
		
◇事業成果 受講者アンケートでは「エンディングノートを初めて書き、老後について色々考えることができて良かった」「娘にも言われていたのでいい勉強になった」等、好評を得た。		
◇課題 より多くの地域住民の声に対するアンテナを高くあげ、地域問題を掘り起こし、形にしていく必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 昨年に引き続き「終活」がテーマで、高齢者のみならず、一人暮らしの人や家族にも参加を呼び掛けていて、様々な立場の人が同じことを学ぶことで、違う視点や新たな気付きを対話の中から得られる機会になったと思います。地域住民のニーズにあったテーマを掘り起こしながら、継続していただきたいと思います。		
◇総合評価 地域の身近な課題等について、地域住民同士が共有し主体的に学習することに意義のある事業として、今後も水谷東安心まちづくり協議会との連携により継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	デジタル活用支援事業																																							
◇事業目的、目標 デジタルディバイド対策として、企業の協力をによるスマートフォン講座等を実施し、地域住民のIT活用向上を図る。																																									
◇事業概要																																									
主催 水谷東公民館																																									
参加人数 延べ99名																																									
執行額(報償費) なし																																									
他団体等の協力・連携状況 ソフトバンクスマホアドバイザー(講師)																																									
主な内容																																									
・対象 一般・親子																																									
  (親子でプログラミング教室)      (LINEの使い方)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>参加者数(名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/26</td> <td>スマホ入門</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6/28</td> <td>カメラの使い方(職員対応)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>7/26</td> <td>LINEの使い方</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>8/23</td> <td>親子でプログラミング教室</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>9/27</td> <td>セキュリティについて</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10/25</td> <td>防災情報の収集</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>11/22</td> <td>Wi-Fiと料金について</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>12/27</td> <td>スマホ用語</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>1/24</td> <td>ビデオ通話</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2/28</td> <td>LINEスタンプ作成</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>3/27</td> <td>スマホの設定</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>99名</td></tr> </tbody> </table>			開催日	内容	参加者数(名)	4/26	スマホ入門	7	6/28	カメラの使い方(職員対応)	11	7/26	LINEの使い方	7	8/23	親子でプログラミング教室	11	9/27	セキュリティについて	11	10/25	防災情報の収集	8	11/22	Wi-Fiと料金について	11	12/27	スマホ用語	8	1/24	ビデオ通話	10	2/28	LINEスタンプ作成	7	3/27	スマホの設定	8	合計		99名
開催日	内容	参加者数(名)																																							
4/26	スマホ入門	7																																							
6/28	カメラの使い方(職員対応)	11																																							
7/26	LINEの使い方	7																																							
8/23	親子でプログラミング教室	11																																							
9/27	セキュリティについて	11																																							
10/25	防災情報の収集	8																																							
11/22	Wi-Fiと料金について	11																																							
12/27	スマホ用語	8																																							
1/24	ビデオ通話	10																																							
2/28	LINEスタンプ作成	7																																							
3/27	スマホの設定	8																																							
合計		99名																																							
◇事業成果 二次元コードから講座の申込ができるようになるなど、参加した高齢者が積極的にスマートフォンを利用することにつながった。また、親子世代に対する講座も開催することで、幅広い年代に対してデジタル活用の支援をすることができた。																																									
◇課題 参加者の固定化が課題である。複数回参加していただけることはとても良いことだが、もっと多くの地域住民に受講していただけるように工夫する必要がある。																																									
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 スマホを使う上で、「分からぬ。」「できない。」と自己肯定感が低くなり、どんどんスマホから離れていくことがあります。でも、「なるほど、分かった。」「思い出した、こうすればいいんだ。」「ほら、できた。」と成功体験が多くなれば、スマホを活用して、自分の世界が広がり、便利も多くなると思います。スマホ教室は、高齢者の方等が自分の世界を広げ、自身や生きがいをみつけることで、笑顔の花を咲かせる教室だと思います。今後、初心者からベテランまでが、それぞれのレベルに応じて継続できる内容の検討が必要になると思います。																																									
PCというと、一人の世界で、黙々と活動するようなイメージがあります。しかし、親子でプログラミング教室では、親子で知恵を出したり、問題の解決に向けてその解決方法を話し合ったりと、親子で力を合わせて取り組んでいました。保護者の方に助けられながらも、自分のミッションを完了し、子どもたちはその瞳を輝かせていました。今後、初心者、中級者、上級者というように、参加者のニーズにどう応えていくか。内容の検討と、参加したくなるアイデアを出すことが大切だと思います。																																									
◇総合評価 デジタルディバイド対策事業として、今後も継続する。																																									
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了																																									

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第39回水谷東文化祭
◇事業目的、目標 公民館利用団体・サークルの日頃の活動の成果を発表し、地域住民の親睦交流を深める場として開催する。		
◇事業概要 主催 水谷東文化祭実行委員会・水谷東公民館 参加人数 延べ 約800名		
執行額(報償費)		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 ・テーマ 「交流の輪を広げ誰もが笑顔に」 ・開催期日 11月18日(土) 19日(日) ・会場 水谷東公民館		
<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>展示発表 11団体一生け花、写真、小物、絵画、工作、書道、絵手紙、七宝焼等</li><li>舞台発表 12団体一体操、カラオケ、太極拳、合唱等</li><li>模擬店 8団体ーお汁粉、綿菓子、落花生、喫茶、おにぎり等</li><li>体験コーナー 生け花、ボッチャ</li></ul>		
◇事業成果 日頃の活動の成果発表の場として、また世代間の交流の場として参加団体相互の交流の輪が広がり、成果があった。		
◇課題 4年ぶりの開催となり参加団体数の減少により規模が縮小となった。参加団体の増加に向けた工夫が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 活動団体が日ごろの成果をお披露目する場として、4年ぶり開催できること評価します。この4年で活動が休眠・停滞に至った団体もありましたが、まとまりのある催しになったと思います。		
◇総合評価 公民館利用団体、サークル等の活動発表の機会であり、交流の場である。これこそが公民館運営の活性化に繋がっていくものであるため、今後も継続していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名

音楽のタベ・イルミネーション点灯式

### ◇事業目的、目標

地域での文化芸術振興の一環として、生の音楽に触れあう機会をつくるとともに地域交流を図る場として実施する。

### ◇事業概要

主催 水谷東公民館

参加人数 73名

執行額(報償費) 出演者謝礼 30,000円

他団体等の協力・連携状況 水谷東地区4町会

### 主な内容

- ・日時 12月4日(土)午後4時～5時
- ・会場 多目的ホール
- ・募集定員 60名
- ・出演 東海林尚文(声楽家)、浅香郁子(ピアノ伴奏)
- ・内容 アメイジング・グレイス、星に願いを他

※事業終了後、4町会による「イルミネーション点灯式」が行われた。



### ◇事業成果

一昨年好評を博した市内在住声楽家の東海林尚文氏リクエスト企画。今年も定員を大幅に上回る来場者を得た。「しばらく年末恒例企画にしてはどうか」との声もある。

公民館イルミネーション点灯式は、来場者へのおもてなしとして4年ぶりに温かい甘酒が振舞われ、好評を得た。

### ◇課題

新たな出演者の発掘が課題である。このコンサートは、年末のクリスマスコンサートというだけでなく、水谷東地域に居ながらにして本格的な音楽に触れる機会としてきた経緯がある。

### ◇地区公民館運営審議会委員の意見等

マイクなしでもホールに響き渡る美声は、圧巻でした。定員を上回る参加者で、お子さん連れの姿も見られました。きよしこの夜を大合唱した後は、館外でクリスマスイルミネーション点灯式。クラッカーを鳴らし、甘酒で温まって、しばし交流のひと時。コロナ前に戻ったように感じました。水谷東の冬の風物詩とも言える事業、継続をお願いします。

### ◇総合評価

クリスマスイルミネーション点灯式と併せ、地域の年末事業として定着している。誰でも気軽に音楽にふれあい、地域交流を図る事業として継続する。

拡大

継続

見直し

休止・廃止・終了

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	仙人体操教室
◇事業目的、目標 地域住民の心身の健康保持増進と交流の場づくりとともに比較的若い世代の参加促進や公民館の夜間利用につながる事業として開催する。		
◇事業概要		
主催 水谷東公民館		
参加人数 延べ29名		
執行額(報償費) 講師謝礼 15,000円		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
○仙人体操教室 ・日時 1月11日(9名)、18日(10名)、1月25日(10名) 各木曜日 午後7時～8時30分 ・会場 多目的ホール ・定員 20名 ・内容 仙人体操 ルーシーダットン(タイ式ヨガ) ・講師 溝越優貴子氏(健康運動指導士)		
		
◇事業成果 一般的なヨガではなく、体の内側に語り掛け自身の治癒力を高めていくこと、無理な体制はとらない、呼吸による緊張とリラックスをしながら様々な動作を反復するルーシーダットン(タイ式ヨガ)を行った。		
◇課題 リピーター参加が多く定評を得ている。講師のスケジュール上、開催時間や日程に限りがある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 例年好評の事業です。個人に合わせた無理のない動作や呼吸法で、凝りや痛みが和らぎ、穏やかな雰囲気のなか交流も図れます。より多くの参加が得られるよう、告知なども工夫しつつ、続けて欲しいと思います。		
◇総合評価 参加者の満足度が高い事業。新たな受講者の獲得に向け内容を精査しながら継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業

事業名

水谷東ふれあいサロン運営事業(支援)

### ◇事業目的、目標

介護予防関連施設「ふれあいサロン」を活用して各種介護予防事業を開催する。

### ◇事業概要

主催 水谷東ふれあいサロン運営委員会

参加人数 延べ5,693名

執行額(報償費)

他団体等の協力・連携状況 地区社協、地区4町会長、地区老人クラブ、地区民生委員、高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしの、健康増進センター

### 主な内容

①ふれあいサロン運営委員会～6回開催

②各部会

事業部会、ボランティア部会、広報部会

③事業

○太極拳:第1・2・4・5月曜日 午後

○リハビリ健康づくりの集い:第1・3・4火曜日 午後

○ホッと安心健康相談:第1木曜 午後

○介護予防ふれあい麻雀:毎週金曜日 午後

○中国式気功:毎週金曜日 午前

○百歳体操:第1・2・4・5月曜日及び毎週木曜日 午前

○絵手紙教室えくぼ:第2・4土曜 午前

○ふれあいサロンで唄おう会:第2・4土曜 午後

○水谷東PUーⅡ:毎週水曜日 午前(多目的ホール)

○開放日:毎週水・木曜日 午後

○その他:年1回お楽しみ会開催

ふれあいサロン通信発行(年3～4回)



### ◇事業成果

各事業の参加者は人と出会い、交流できることを楽しみにしている人も多く、介護予防につながっているもの考える。

### ◇課題

活動内容により参加者の固定化や減少傾向がみられるため、新たな参加者を増やすための情報提供に努める必要がある。

### ◇地区公民館運営審議会委員の意見等

様々な地域の団体が協力者となり連携しているところが、水谷東らしいと感じます。多種多様な事業は介護予防のみならず、仲間作り、孤独・孤立対策にも貢献していると思います。新たな参加者を増やすための情報発信を工夫することで、さらに地域の「元気」を支える事業になると期待しています。

### ◇総合評価

各部会による様々な事業や気軽に立ち寄れるサロン開放を実施しているほか、行政職も含めた地域関係者が一堂に会して意見や情報交換を実施する委員会を定期的に運営するなど多角的な取組みが行われており、地域の介護予防を推進する拠点として、今後も支援を継続する。

拡大

継続

見直し

休止・廃止・終了

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷東安心まちづくり協議会(支援)
◇事業目的、目標 地域住民主体のまちづくりを推進するために組織された「水谷東安心まちづくり協議会」について、地域の拠点施設である公民館が活動を支援し、市民参画・市民協働の取組みを進めている。		
◇事業概要 主催 水谷東安心まちづくり協議会 参加人数 まち協役員数－23名 部会員数－74名(役員を含む) 執行額(報償費) ※市の補助金等を財源として運営 他団体等の協力・連携状況 さくら記念病院との相互支援協定、地区社協・小中PTA等各種地域団体		
主な内容 <p>* 公民館職員は各部会の事務局として主に事務的支援を行う。</p> <p>①地域連絡会議の開催(6・9・12・3月) ②各部会会議の開催(随時) 安心安全部会／青少年部会／高齢者福祉部会 ／文化スポーツ部会／地域交流部会 ③・広報紙『つなぐ』の発行 年3回 地域全戸配布 ・高齢者福祉部会情報紙「お元気ですか」隔月発行 ④各種事業等の実施 ・公民館職員歓送迎会の実施(4月) ・安心安全ネットワーク会議の開催(6・12月) ・公民館との共催による地域問題学習会の実施(7月) ・夏休みラジオ体操会の実施(7月) ・視察研修会の実施(10月) ・地域住民合同防災訓練の実施(12月) ・書初め教室の実施(12月) ・水谷中吹奏楽部ニューイヤーコンサート開催(1月) ・能登半島地震被災者義援金募金活動(1～3月) ・水谷東新春の集いの実施(1月) ・非常災害対応訓練の実施(3月) ・高齢者の見守り活動(通年) ・「水谷東地域支え愛隊」の活動(通年) ・ホームページの運営(通年)</p>		
 <p>視察研修会（栃木県防災館にて）</p>		
◇事業成果 令和5年度はコロナ禍で中止していた視察研修会を再開することができた。また能登半島地震被災者義援金募集活動にも早い立ち上がりで取組むことができた。		
◇課題 ・地域支え愛隊の活動等地域住民へのさらなる浸透に向け、地道な啓発活動に努める必要がある。 ・地域住民の高齢化に伴う人材確保が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 中止になっていた行事が再開され、地域に活気が戻った今年度でした。久しぶりの開催だったので、戸惑う場面もあったようですが、大きな問題なく無事催されました。公民館には、今後も地域の活動拠点として、支援と協働を期待しています。		
◇総合評価 地域の活性化をめざし、交流・助け合い・学び合いを通したコミュニティの形成と様々な団体の有機的連携を目的としたまちづくり協議会への積極的な支援を今後も継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	第36回水谷東ふるさとまつり(支援)
◇事業目的、目標 地域住民の親睦と交流を図り、地域のまちづくりのために開催される『水谷東ふるさとまつり』を支援する。		
◇事業概要 <b>主催</b> 水谷東ふるさとまつり実行委員会 <b>参加人数</b> 本部役員6名、実行委員80名 <b>執行額(報償費)</b> なし ※実行委員会予算で運営		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容 <b>開催期日</b> : 5月28日(日)午前10時～午後4時 <b>会場</b> : 前沼公園、水谷東公民館 <b>内 容</b> : 舞台、模擬店、フリーマーケット、あそび広場、健康相談コーナー、ビアホール、抽選会		
 		
◇事業成果 4年ぶりの開催となった地域の大きなイベントとして、多くの参加者があった。		
◇課題 特になし。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 4年ぶりに開催された水谷東ふるさとまつり。開催に向けた、実行委員会や地域の方々のご苦労に頭が下がります。水谷東ふるさとまつりは、子どもの笑顔を中心に考えたまつりです。子どもの笑顔を中心に、地域の方々が親睦を深め、子どもが安心して生活のできる地域づくりを目指します。また、水谷東ふるさとまつりでは、中学生も祭りに参加し、小学生の笑顔のために自分たちの力を発揮していました。 子どもの笑顔を中心に地域のコミュニケーションを深め、より良い地域を築くためにも、水谷東ふるさとまつりを継続する意味はあると思います。		
◇総合評価 ふるさとへの愛着をはぐくむ地域(4町会)の大きなイベントとして、今後も支援していきたい。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	水谷東地域スポーツ事業(支援)
◇事業目的、目標 スポーツを通じて水谷東地域の住民相互の親睦交流を図るとともに、健康増進の一助とするスポーツ推進事業を行う。		
◇事業概要 主催 実行委員会(水谷東地域4町会) 参加人数 地区体育祭 約500名／スポーツフェスティバル 約120名 執行額(報償費) なし 他団体等の協力・連携状況 水谷東地区4町会、水谷東安心まちづくり協議会、地区スポーツ推進委員		
主な内容  第39回水谷東地区体育祭 開催日:10月8日(日) 会 場:水谷東小学校校庭		
 		
地区体育祭の様子      スポーツフェスティバルの様子		
◇事業成果 地区体育祭は4年ぶりの開催ということで、多くの人が水谷東小学校校庭集まり、スポーツを通して親睦を深めることができた。スポーツフェスティバルに関して、本来の目的である住民相互の親睦交流を図ること、そして健康の一助とすることことができた。		
◇課題 高齢化が進むなかで、参加者全員が楽しむことのできる方法を考える必要がある。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 4年ぶりに開催された水谷東地区体育祭。本体育祭の開催に向けた実行委員会や地域の方々のご苦労に頭が下がります。運動するには最適な気候のもと、水谷東各町会の選手たちが、各自自分たちの力を発揮していました。子どもからお年寄りまで、少し緊張しながらも、競技の後には満面の笑顔となり、互いを健闘し合っていました。参加人数等、課題はあると思いますが、老若男女、自分の町会のためにベストを尽くし、水谷東地区的親睦を深めることは、健全な地域づくりには大変有効と考えます。スポーツフェスティバルでは、水谷東地区的小学生から高齢者までが参加していました。小学生はチャレンジ精神で一生懸命プレーしていましたし、高齢者の皆さんには、自分の得意を思う存分発揮していたように思います。また、小学生等が、高齢者の方からアドバイスや応援を受け、自分の狙い通りのプレーができた時には、満面の笑みを浮かべていました。		
地域の中で、スポーツを通して親睦を深め、顔見知りを増やしていくことは、水谷東地区的安心安全なまちづくりの源となります。今後も、参加者のニーズに応えるなど、工夫改善を継続して取り組んでほしいと思います。		
◇総合評価 高齢世代が活躍する地域のスポーツ事業として推進するとともに他世代も気軽に参加し、地域全体の親睦交流につながるよう工夫に努めながら支援を継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業	事業名	公民館だより発行事業
◇事業目的、目標 地域情報の発信、地域課題の掘り起こし、公民館情報の提供、紙面を通じた地域住民の紹介、交流を図るため実施する。		
◇事業概要		
主催 水谷東公民館		
参加人数 編集委員7名		
執行額(報償費) 事業協力者謝礼30,000円		
他団体等の協力・連携状況 公民館利用団体		
主な内容		
地域住民による編集委員を中心に、水谷東公民館だより「ひがし」を編集し、年11回発行する。 発行部数は2,900部		
○1面の特集テーマ 4月号:春が来た! 5月号:公民館の事業を紹介します ～令和5年度水谷東公民館事業計画～ 6月号:よろしくお願ひします ～各町会新役員さんのご紹介～ 7月号:水谷東4町会夏祭り・秋祭りの見どころ 8月号:子どもたちの安心安全を守る ～交通指導員さんを紹介します～ 9月号:ワクワクドキドキがいっぱい ～びん沼自然公園を訪ねて～		
○2面の主な内容 10月号:暑い・熱い・アツい ～今年の夏もアツかった～ 11月号:水谷東文化祭 ～交流の輪を広げ誰もが笑顔で～ 12月号:第39回水谷東地区体育祭 ～晴天のもと大盛り上がり～ 1月2月合併号:2023!!あなたが選ぶ水谷東5大ニュース 3月号:各町会の居場所づくり ～日頃の活動をご紹介します～		
◇事業成果 地域住民が興味を持つことができるような特集を組むことができた。		
◇課題 地域の話題や人に焦点をあてるべく様々な地域住民から原稿をいかに集められるかが課題となっている。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 地域の情報誌として、毎回楽しみにしている方も多いのではないでしょうか。ほぼ毎月発行で、市民編集委員の皆さんには大変ご苦労されていると思います。カラーで見ることが出来るようにQRコードもついていますので、ぜひ地域の皆さんに写真等もきれいにみられるカラーでの公民館だよりをスマホでも楽しんでいただけたらと思います。		
◇総合評価 地域情報の発信、公民館情報の提供や地域課題の掘り起こしを図るとともに、紙面を通じた地域交流など今後も市民編集委員との協働により公民館だよりの発行を継続する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館施設維持管理事業	事業名	施設維持管理事業
◇事業目的、目標 安心・安全な施設管理を目的とし、利用者目線での維持管理を図る。		
◇事業概要 施設維持管理に係る主な業務 ○委託業務内容 ・清掃業務委託…日常清掃、定期清掃(ワックス)等 ・エレベータ保守点検委託…エレベーター1基の保守点検 ・自動ドア保守点検委託…自動ドア3基の保守点検 ・空調設備保守点検委託…冷温水発生機、ガスヒートポンプエアコン保守点検委託 ・樹木維持管理委託…敷地内樹木の剪定処分委託 ○修繕発注内容 ・空調室内機電磁弁交換修繕…棄損した空調室内機の電磁弁交換修繕 ・倉庫錠前修繕…棄損した錠前の修繕 ・消防設備修繕…劣化した煙感知器及び避難誘導灯の修繕及び設置後の正常動作確認 ・空調設備修繕工事…棄損した二方弁の交換修繕および設置後の正常動作確認		
◇事業成果 安全に快適に利用できる施設として維持に努めた。		
◇課題 施設の緊急修繕的な対応や備品の経年劣化による不具合が生じるため、計画的な対応が必要である。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 施設を安全に利用するために、適切な管理は必要不可欠です。これからも使いやすい公民館となるよう管理していくください。		
◇総合評価 不特定多数の利用者が来館する公の施設として、今後も安全管理に取り組むとともに、計画的な施設の維持管理に努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業 公民館施設維持管理事業	事業名	公民館運営審議会地区会議
◇事業目的、目標 社会教育法第29条に基づき、市民主体の公民館活動を展開するために、水谷東公民館の施設運営や事業推進などについて意見交換・協議を行う。		
◇事業概要		
主催 水谷東公民館		
参加人数 公民館運営審議会委員 4名(水谷東地区委員)		
執行額(報償費) 委員報酬 鶴瀬公民館予算から支出		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
第1回地区会議 傍聴者なし 日時:6月1日(木)午後7時から8時30分 内容:①令和5年度水谷東公民館事業予定について ②『公民館のデジタル化』		
第2回地区会議 傍聴者なし 日時:9月21日(木)午後7時から8時25分 内容:①事業報告・事業予定について ②『公民館のデジタル化』 ③イエローカフェについて		
第3回地区会議 傍聴者なし 日時:11月30日(木)午後7時から7時58分 内容:①『公民館のデジタル化』 ②「富士見の公民館(令和5年度事業記録)」について		
◇事業成果 公民館のデジタル化について、通年で審議を行った。それぞれの委員の視点や意見を伺うことができた。		
◇課題 今期議論がなされた「公民館のデジタル化」を活かすため、実現に向け継続的に協議していく。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 全体会でテーマとした「公民館のデジタル化」で、初のリモート会議も体験することができました。これからも地域、全市活動での情報交換の場として今後も継続してほしいと思います。		
◇総合評価 公民館が運営する各種事業を調査審議する機関として、公民館運営審議会から市民目線や利用者の立場にたった意見や考えをうかがい、地域の実情を踏まえた運営に資するよう努める。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

## 令和5年度水谷東公民館事業報告兼事業評価書

公民館学級講座等開催事業 公民館施設維持管理事業	事業名	利用者懇談会
◇事業目的、目標 利用者目線に立った公民館運営を図るため、利用者から直接、施設運営等について意見を聞く機会として実施する。		
◇事業概要		
主催 水谷東公民館		
参加人数 35団体28名		
執行額(報償費)		
他団体等の協力・連携状況		
主な内容		
・開催日時 令和5年4月15日（土）13：30～14：00 ・場所 多目的ホール ・内容 ①令和5年度水谷東公民館運営方針 ②令和5年度水谷東公民館事業計画 ③施設利用について ※コロナ制限緩和に関し質疑があった。 ④意見交換		
◇事業成果 利用団体の生の声が聴ける場として、代表等が一堂に会し意見や情報交換を図ることができた。		
◇課題 公民館施設や設備をはじめ公民館に関わる利用者の声を今後も適切に把握し、誰もが利用しやすい公民館を提供する。		
◇地区公民館運営審議会委員の意見等 制限解除され以前より利用しやすくなりました。窓口対応もあると思いますが、利用者全体がそろって意見を再確認できる場として継続してほしいと思います。		
◇総合評価 より快適な公民館の施設利用を利用者の視点を踏まえながら提供するため、今後も継続して開催する。		
<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止・終了		

# 資料編

1	令和5年度富士見市公民館利用統計	105
2	富士見市公民館運営審議会委員名簿・審議会開会状況	106
3	公民館の設置及び運営に関する基準	107
4	富士見市立地域公民館条例	109
5	富士見市立地域公民館条例施行規則	112
6	富士見市立地域公民館使用料免除基準 及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱	115
7	富士見市社会教育機関組織規程	118
8	富士見市立コミュニティセンター条例	121
9	富士見市立コミュニティセンター条例施行規則	125
10	富士見市立コミュニティセンター等使用料免除基準 及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱	129
11	富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則	133
12	富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領	137
13	富士見市立公民館 印刷機・複写機利用実施要項	138
14	富士見市立公民館だより編集及び発行に関する内規	139
15	富士見市公民館利用案内	142
16	富士見市公民館職員名簿（令和6年4月1日現在）	144



## 令和5年度 富士見市公民館 利用統計

公民館名	区 分	延べ利用件数	延べ利用人数
鶴瀬公民館	団体・サークル	3,843	38,865
	総利用数 (行政・公民館含む)	5,156	62,088
南畠公民館	団体・サークル	1,808	23,564
	総利用数 (行政・公民館含む)	2,330	33,543
水谷公民館	団体・サークル	2,308	22,936
	総利用数 (行政・公民館含む)	2,939	35,579
水谷東公民館	団体・サークル	1,440	23,087
	総利用数 (行政・公民館含む)	1,766	27,919
総 計	団体・サークル	9,399	108,452
	総利用数 (行政・公民館含む)	12,191	159,129

## 令和5年度 複写機・印刷機市民利用統計

公民館名	複写機利用枚数	印刷機利用枚数
鶴瀬公民館	5,199	194,022
南畠公民館	3,414	106,695
水谷公民館	3,895	308,844
水谷東公民館	2,146	203,603
合 計	14,654	813,164

富士見市公民館運営審議会委員

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

役 職	氏 名	所 属 等
議長・南畠地区委員	新井 充	元学校長
副議長・鶴瀬地区委員	小林 勝夫	子ども家庭福祉審議会委員
副議長・水谷地区委員	小森 和雄	資料館市民学芸員
副議長・水谷東地区委員	久保田 利明	公募委員
鶴瀬地区委員	小谷 千佳子	子ども大学ふじみ実行委員
鶴瀬地区委員	石谷 シズ子	塾歩歩富士見山の会
鶴瀬地区委員	清水 中夫	公募委員
南畠地区委員	松尾 信悟	南畠地域子ども教室
南畠地区委員	長堀 厚子	なんばたキッチン
南畠地区委員	大竹 ひろみ	ちびっこあおむしスタッフ
水谷地区委員	三枝 晴子	水谷婦人会
水谷地区委員	河野 豊	水谷公民館企画運営委員
水谷地区委員	大畠 仁	水谷小学校長
水谷東地区委員	上島 直美	ふじみの国際交流センター
水谷東地区委員	井山 千鶴子	まちづくり協議会
水谷東地区委員	齊藤 宏	水谷中学校長(令和5年4月17日から)

令和5年度公民館運営審議会開会状況

回	開催日時	議 題
第1回	6月8日（木） 午後7時～8時30分	1. 各館本年度の事業概要委について 2. 協議テーマ『公民館のデジタル化』について
第2回	9月28日（木） 午後7時～8時40分	各公民館を繋いだオンライン（Zoom）による開催 1. 協議テーマ『公民館のデジタル化』について
第3回	12月7日（木） 午後7時～8時30分	各公民館を繋いだオンライン（Zoom）による開催 1. 各館本年度の上半期事業報告 2. 協議テーマ『公民館のデジタル化』について
第4回	令和6年3月26日（火） 午後7時～8時30分	1. 協議テーマ『公民館のデジタル化』について

## ○公民館の設置及び運営に関する基準

平成15年6月6日

文部科学省告示第112号

### (趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

### (対象区域)

第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

### (地域の学習拠点としての機能の發揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習機会の提供に努めるものとする。

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

### (奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

### (学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条 公民館は、その対象区域内に当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

### (地域の実情を踏まえた運営)

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情に勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

- 2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。
- 3 公民館の設置者は、館長、主事その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため、必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

## ○富士見市立地域公民館条例

昭和32年7月26日  
条例第20号

### (目的)

第1条 この条例は、富士見市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため、富士見市立地域公民館の設置及び管理等に関する必要な事項を定めることをもって目的とする。

### (設置)

第2条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、富士見市に地域公民館（以下「公民館」という。）を設置し、その名称及び所在地を次のように定める。

名称	所在地
富士見市立鶴瀬公民館	富士見市羽沢3丁目23番10号
〃 南畠公民館	〃 大字上南畠306番地1
〃 水谷公民館	〃 水谷1丁目13番地6
〃 水谷東公民館	〃 水谷東2丁目12番10号

### (分館)

第3条 公民館は、必要に応じて分館を置くことができる。

### (管理)

第4条 公民館は、教育委員会がこれを管理する。

### (経費)

第5条 公民館の経費は、市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

### (職員)

第6条 公民館には、次の職員を置く。

- (1) 館長・副館長
- (2) 専門的教育職員
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

2 前項の職員は、教育委員会が任命する。

### (公民館運営審議会)

第7条 法第29条の規定に基づき、富士見市公民館運営審議会を置く。

- 2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (休館日)

第8条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

### (利用時間)

第9条 公民館を利用する時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

### (利用の許可等)

第10条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公民館の管理上支障があると認めるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他教育委員会が特に認めるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第10条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(4) その他この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用施設を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 公民館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公民館の施設を損傷し、又は公民館の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第15条 教育委員会は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第16条 公民館内において物品の販売、募金その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第17条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第18条 教育委員会は、利用権利者が公民館を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合は、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設を利用することができなくなったとき。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第17条関係）

（平25条例47・一部改正）

区分 施設名		午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後10時まで)
鶴瀬 公民館	調理実習室	300円	400円	500円
	和室1	100円	200円	300円
	和室2	100円	200円	300円
	工作室	100円	200円	300円
	体育室	別欄表のとおり		
南畑 公民館	多目的ホール	700円	1,000円	1,200円
	会議室	500円	600円	800円

	生活実習室	300円	400円	500円
	視聴覚室	200円	300円	400円
	工作室	200円	200円	300円
	和室 1	100円	100円	200円
	和室 2	100円	100円	200円
水谷公民館	多目的ホール	600円	800円	1,100円
	調理実習室	300円	400円	500円
	講座室	300円	400円	500円
	和室 1	300円	400円	500円
	和室 2	200円	200円	300円
	会議室	200円	200円	300円
	工作室	200円	200円	300円
水谷東公民館	多目的ホール	600円	800円	1,100円
	講座室	300円	400円	500円
	調理実習室	200円	200円	300円
	美術工芸室	200円	200円	300円
	和室	200円	200円	300円

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

別欄表

施設名		利用時間	料金
鶴瀬公民館	体育室	午前9時から午前11時まで	200円
		午前11時から午後1時まで	200円
		午後1時から午後3時まで	200円
		午後3時から午後5時まで	200円
		午後6時から午後8時まで	300円
		午後8時から午後10時まで	300円

## ○富士見市立地域公民館条例施行規則

平成17年3月16日  
教委規則第4号

### (趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立地域公民館条例（昭和32年条例第20号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、富士見市立地域公民館（以下「地域公民館」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

### (利用の申請)

第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者又は許可に係る事項を変更しようとする者（第5条において「許可申請者」という。）は、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (申請の期間)

第3条 前条の申請は、条例第10条第1項前段の許可を受けようとする場合にあっては地域公民館の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日までの期間内に、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては当該許可に係る利用日前7日（教育委員会が別に定める軽微な変更をしようとするときは、当該許可に係る利用日）までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日までの期間に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項及び前項に規定する期間の開始日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は当該休館日の翌日をもって開始日とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する期間の満了日が休日又は施設の休館日に当たるときは、当該休日又は休館日の前日をもって満了日とする。

### (申請の受付時間)

第4条 前条に規定する期間内における利用申請の受付時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

### (利用の許可等)

第5条 教育委員会は、第2条の申請があったときは、その可否を決定し、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書（様式第2号）又は地域公民館利用（変更）不許可・使用料免除不承認決定通知書（様式第3号）により許可申請者に通知するものとする。

### (利用の制限)

第6条 条例第10条第2項第3号に規定する教育委員会が特に認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする目的と認めるとき。
- (3) その他教育委員会が不適当な利用目的と認めるとき。

### (特別設備等の利用の承認)

第7条 条例第10条第1項の利用の許可を受けた者（次条において「利用権利者」という。）は、地域公民館に特別の設備をし、又は備付けの物品以外のものを使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

### (利用の許可の取消し等の通知)

第8条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、地域公民館利用許可変更（停止・取消）通知書（様式第4号）により利用権利者に通知するものとする。

### (使用料の納付)

第9条 条例第17条の使用料は、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第18条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

第11条 教育委員会は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、地域公民館利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書又は地域公民館利用（変更）不許可・使用料免除不承認決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第19条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、地域公民館使用料還付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、地域公民館使用料還付承認・不承認決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付の額)

第13条 条例第19条ただし書の規定による使用料の還付の額は、既納の使用料金の全額とする。

(遵守事項)

第14条 地域公民館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 許可又は承認を受けた目的以外に施設及び設備等を利用しないこと。
- (2) 施設及び設備等を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 承認を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 準備及び後片付けの時間も利用時間に含むものとすること。
- (5) ごみ等の廃棄物は、原則持ち帰ること。
- (6) 火薬類、ガソリンその他危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(損壊の届出)

第15条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならぬ。

(管理上の立入り)

第16条 教育委員会は、地域公民館の管理上必要があると認めるときは、利用されている施設に係員を立ち入らせることができる。

(利用報告書の提出)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、地域公民館施設利用報告書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

(予約システムを利用する場合における手続の特例)

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合においては、第2条、第10条又は第12条第1項の規定による申請書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成28年規則第3号）第18条、第21条第1項又は第22条第1項の規定による申請書により申請することができるものとする。

2 申請者が前項の規定により申請した場合においては、教育委員会は、第5条、第11条又は第12条第2項の規定による通知書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条、第21条第2項又は第22条第2項の規定による通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設の利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第20条の規定を適用する。

(館長の職務)

第19条 地域公民館の館長は、上司の命を受け、その業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第20条 館長の専決事項は、富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）別表第1教育長決裁事項及び共通専決事項の表の課長に係るもののか、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 地域公民館の利用に係る許可及び承認に関すること。

- (2) 地域公民館の使用料の免除及び還付に関すること。
  - (3) 地域公民館への入場の制限、退場及び利用施設への関係職員の立入りに関するこ
  - (4) 地域公民館への印刷物等の掲示及び配布の承認に関するこ
- (市全地域にわたる事業の実施等)

第21条 市の全地域にわたる事業の実施及び地域公民館相互の連絡調整の事務については、市立鶴瀬公民館が行うものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

# ○富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱

平成17年3月31日  
教委告示第7-2号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域公民館の円滑な利用を図るため、地域公民館の使用料に係る免除基準を定めるとともに、使用料免除に係る団体の登録等に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用料免除登録団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体で地域公民館の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。
  - ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。
  - イ 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に事務所又は連絡先があること。
  - ウ 利用しようとする地域公民館の設置目的に該当する利用であること。
  - エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。
  - オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。
  - カ 3か月以上の活動実績を有すること。
- (2) 市内目的内届出団体 前号アからウまでの要件のいずれにも該当する団体で教育委員会に届け出たものをいう。

## (使用料免除基準)

第3条 地域公民館の使用料に係る免除の基準は、別表に定めるとおりとする。

## (使用料免除登録団体の登録申請)

第4条 使用料免除登録団体として登録の申請をしようとする団体は、使用料免除登録(変更)申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 団体構成員名簿(様式第2号)
- (2) 前年度の決算報告及び次年度の予算書(様式第3号)
- (3) 前年度の事業報告書及び次年度の事業計画書(様式第4号)
- (4) 団体の会則又はこれに代わるもの

(平19教委告示2・全改)

## (決定通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、その適否を決定し、使用料免除登録承認・不承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

## (使用料免除登録団体の登録)

第6条 教育委員会は、前条の規定により承認の決定をした団体について使用料免除登録団体台帳に登録するものとする。

## (使用料免除登録団体の利用申請)

第7条 使用料免除登録団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、使用料免除登録団体である旨を申し出るものとする。

(平19教委告示2・一部改正)

## (登録事項の変更)

第8条 使用料免除登録団体は、第4条の規定による申請事項に変更が生じたときは、使用料免除登録(変更)申請書を教育委員会に提出するものとする。

## (市内目的内届出団体の届出)

第9条 市内目的内届出団体として届け出ようとする団体は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 市内目的内団体(変更)届(様式第6号)

(2) 団体構成員名簿

(市内目的内届出団体の登録)

第10条 教育委員会は、前条の届出を受理したときは、市内目的内届出団体台帳に登録するものとする。

(市内目的内届出団体からの利用申請)

第11条 市内目的内届出団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、市内目的内届出団体である旨を申し出るものとする。

(届出事項の変更)

第12条 市内目的内届出団体は、第9条の規定による届出事項に変更が生じたときは、市内目的内団体(変更)届を教育委員会に提出するものとする。

(登録の有効期限)

第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第14条 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、市内目的内届出団体又は使用料免除登録団体の登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽の届出又は申請をしたとき。

(2) 条例又は規則に違反する行為があったとき。

(3) その他教育委員会が特に認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

第1 公共又は公益の目的で利用する場合の使用料免除基準

1 町会、自主防災組織等が利用する場合

- (1) 町会又は町会の下部組織が町会の事業、会議等で利用するときは、免除する。
- (2) 自主防災組織(富士見市自主防災組織結成・活動支援事業補助金交付要綱(平成7年告示第52号)第2条に規定する自主防災組織をいう。)が自主防災組織の事業、会議等で利用するときは、免除する。
- (3) マンションの管理組合等については、その組合等が町会とは別の組織であると認められるときは、免除しない。ただし、実態が班など町会の下部組織であると認められるときは、免除する。
- (4) 町会会員の有志が組織し、メンバーが固定化されている親睦サークル的な活動として利用する場合は、免除しない。

2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合

- (1) 市や社会福祉協議会に届け出している福祉団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。
- (2) 障害者福祉、母子福祉、児童福祉、老人福祉及び生活保護に係る福祉ボランティア団体並びに当事者本人又はその家族等が自立をめざして設立及び運営する団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。

3 学校教育に係る団体が利用する場合

- (1) 市内の幼稚園・小・中・高校・養護学校の教職員又は保護者が教育活動に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。

4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合

- (1) 第一義的に青少年の健全育成を主目的とした団体で特定の分野の育成を目的としない活動団体又は保育所若しくは放課後児童クラブの保護者会が健全育成に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。
- (2) 青少年の活動団体(未成年者を主な構成員とし、利用責任者が成人者である団体)が利用するときは、免除する。

- (3) 子育て支援を目的とするサークル又は合同保育活動若しくは子育てに係る勉強会等を目的とする子育てサークルが利用するときは、免除する。
- 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合
- (1) 市に登録されている老人クラブ及び虚弱高齢者等の介護予防を主な目的とする団体が利用するときは、免除する。
- 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合
- (1) 特定非営利活動促進法の認証を受けた団体が公益活動で利用するときは、免除する。
- (2) 富士見市や地域の発展に寄与する目的で結成した複数の非営利の団体で構成する連盟・協会が公益活動で利用するときは、免除する。
- (3) 市内の非営利の社会貢献活動団体が不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動をし、かつ、不特定多数の参加を前提とする活動で利用するときは、免除する。
- 7 その他公用又は公益の目的であると市長が認めるときは、免除する。

備考 国、県又は市の後援又は協賛の名義の使用許可を得ている場合であっても、その団体が各項のいずれかに該当するか否かにより免除の当否を判断する。

## 第2 公用で利用する場合の使用料免除基準

- 1 国、県又は市が主催し、又は共催する事業、会議等で利用するときは、免除する。
- 2 学校が教育課程に基づく教育活動で利用するときは、免除する。
- 3 国、又は市が委嘱し、又は任命した委員で構成する団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 4 市に関係する公益社団法人又は公益財団法人がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 5 コミュニティセンター等の指定管理者が行う業務の範囲内で利用するときは、免除する。
- 6 その他公用の目的であると教育委員会が認めるときは、免除する。

# ○富士見市社会教育機関組織規程

昭和52年4月12日  
教委訓令第1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、富士見市立の社会教育機関の組織、職の設置及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

## (社会教育機関)

第2条 社会教育機関は、次のとおりとする。

(1) 地域公民館

(2) 図書館

中央図書館

分館

(3) 資料館

水子貝塚資料館

分館

## (職の設置)

第3条 社会教育機関の職員は、次のとおりとする。

(1) 館長、分館長、副館長

(2) 専門的教育職員

公民館主事、公民館主事補、司書、司書補、学芸員、学芸員補

(3) 事務職員

専門員、主査、主任、主事、主事補

2 社会教育機関の館長、分館長及び副館長は、原則として専門的教育職員をもって充てる。

3 公民館主事は、社会教育主事又は社会教育主事補をもって充てる。

## (職務)

第4条 社会教育機関の職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 館長は、上司の命を受け所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 分館長は、上司の命を受け、分館の所掌する事務を掌理し、所属職員の指揮監督をするとともに、分館に関わる館長の事務のうち、あらかじめ委任を受けた事務について掌理する。

(3) 副館長は、館長を助け、所属職員の担当する事務を監督し、所掌の事務を整理する。

(4) 専門的教育職員は、上司の命を受け専門的事務又は技術に従事する。

(5) 事務職員は、富士見市教育委員会事務局組織規則(平成9年教委規則第1号)第5条の規定するところによる。

## (事務分掌)

第5条 社会教育機関の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 地域公民館

ア 施設・設備の管理に関すること。

イ 公民館運営審議会に関すること。

ウ 学級・講座の開設に関すること。

エ 討論会・講演会・実習会・展示会等の開催に関すること。

オ 広報及び資料の発行に関すること。

カ 施設提供に関すること。

キ 記録、資料等の利用供与に関すること。

ク 社会教育関係団体の活動及び推進に関すること。

ケ 他の公民館との連絡調整に関すること。

コ 他の機関、学校との連携に関すること。

## (2) 図書館

### 中央図書館

- ア 図書館の運営及び事業計画に関すること。
- イ 広報及び図書館情報の発行に関すること。
- ウ 施設・設備の管理に関すること。
- エ 施設の利用の承認に関すること。
- オ 図書館協議会に関すること。
- カ 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。
- キ 地域・行政資料及び特別コレクションに関すること。
- ク 読書案内及び調査研究の助言に関すること。
- ケ 児童・青少年のサービスに関すること。
- コ 障害者及び高齢者に関すること。
- サ 集会・行事の開催に関すること。
- シ 藏書構成並びに図書館資料の選択及び収集に関すること。
- ス 図書館資料の整理及び保管・廃棄に関すること。
- セ 水谷東公民館図書室に関すること。
- ソ 公民館、文庫等への配本に関すること。
- タ 資料の寄贈及び預託に関すること。
- チ 電子計算組織に関すること。
- ツ 各種統計に関すること。
- テ 目録編成に関すること。
- ト 視聴覚ライブラリーに関すること。
- ナ 視聴覚機材、資料の収集及び貸出しに関すること。
- ニ 視聴覚機材、資料の整理及び保管に関すること。
- ヌ 視聴覚教育に関する講習会・映画会等の開催に関すること。
- ネ 視聴覚設備に関すること。
- ノ 他の図書館・機関との連絡・連携に関すること。
- ハ 分館との連絡調整に関すること。
- ヒ その他図書館資料及び利用者に関すること。

### 分館

- ア 施設及び設備の管理に関すること。
- イ 分館資料の選択及び収集に関すること。
- ウ 分館資料の整理及び利用に関すること。
- エ 読書案内及び調査研究の助言に関すること。
- オ 中央図書館との連絡調整に関すること。
- カ その他分館内奉仕に関すること。

## (3) 資料館

### 水子貝塚資料館

- ア 施設・設備の管理に関すること。
- イ 文書・物件の収受・発送及び保管に関すること。
- ウ 図書・資料の貸出し、整理に関すること。
- エ 水子貝塚公園の管理に関すること。
- オ 文化財の調査及び考古資料の収集・保存に関すること。
- カ 研究資料の収集に関すること。
- キ 資料館主催事業に関すること。
- ク 資料の展示及び来客者の説明・対応に関すること。
- ケ 広報及び資料の発行に関すること。
- コ 展示室の展示に関すること。
- サ 文化財関係団体の援助に関すること。

シ 歴史の広場の業務に関すること。

ス 分館との連絡調整に関すること。

セ 市民学芸員に関すること。

分館

ア 施設・設備の管理に関すること。

イ 分館文書・物件の収受・発送及び保管に関すること。

ウ 分館図書・資料の貸出し、整理に関すること。

エ 難波田城公園の管理に関すること。

オ 文化財の調査及び歴史・民俗資料の収集・保存に関すること。

カ 研究資料の収集に関すること。

キ 分館主催事業に関すること。

ク 分館資料の展示及び来館者の説明・対応に関すること。

ケ 分館広報及び資料の発行に関すること。

コ 展示室の展示に関すること。

サ 文化財関係団体の援助に関すること。

シ 歴史の広場の業務に関すること。

ス 水子貝塚資料館との連絡調整に関すること。

セ 難波田城公園活用推進協議会に関すること。

ソ 市民学芸員に関すること。

(専決事項)

第6条 館長は、富士見市教育委員会事務決裁規程(昭和58年教委訓令第2号。以下「決裁規程」という。)別表第1教育長決裁事項及び共通専決事項の表の課長専決事項を専決することができる。

2 館長専決事項で、館長が不在のときは副館長が代決することができる。

3 前2項に規定するもののほか、社会教育機関における事務の決裁については、決裁規程を準用する。

(配属職員の配置変更)

第7条 館長は、分担事務について次に掲げる場合には、配属職員を柔軟に変更し、事務が機能的かつ能率的に執行できるように図らなければならない。

(1) 新規事務を分掌する場合において当該事務に職員を配置するとき。

(2) 事務の処理が遅滞しているとき。

(3) 緊急又は一定期限までに事務の処理を完了する必要があるとき。

(4) その他配置変更を必要とするとき。

(文書記号)

第8条 社会教育機関の文書記号は、次のとおりとする。

課名	記号
鶴瀬公民館	富鶴公
南畠公民館	富南公
水谷公民館	富水公
水谷東公民館	富水東公
水子貝塚資料館	富水資
難波田城資料館	富難資

(服務及び文書)

第9条 この規程に定めるもののほか、社会教育機関の職員の服務、文書の取扱い等について組織規程の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て館長が定める。

# ○富士見市立コミュニティセンター条例

昭和55年10月14日  
条例第14号

## (設置)

第1条 市民の行うコミュニティ及びボランティア活動の用に供し、もって心豊かな地域社会の実現に資するため、富士見市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	富士見市羽沢3丁目23番10号
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	富士見市西みずほ台1丁目19番地2
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	富士見市針ヶ谷1丁目38番地

## (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表第1に掲げる施設の利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

## (利用時間)

第5条 センターの施設は利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

## (利用期間)

第6条 センターの施設を引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

## (利用の許可等)

第7条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可は受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの利用について、次の各号の一に該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が特に認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

## (利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）はその権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が前項の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用施設を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設を損傷し、又はセンターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第12条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第13条 センター内において物品の販売、募金その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第14条 利用権利者は、別表第2に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第15条 市長は、利用権利者がセンターの施設を公用若しくは公用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合は、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を利用できなくなってしまったとき。

(指定管理者による管理)

第17条 富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター（以下「針ヶ谷コミュニティセンター」という。）の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 針ヶ谷コミュニティセンターの利用に関する業務

- (2) 針ヶ谷コミュニティセンターの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (3) 針ヶ谷コミュニティセンターの設置目的を達成するために行う事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(指定管理者への規定の適用)

第19条 指定管理者が針ヶ谷コミュニティセンターの管理を行う場合における第4条から第7条まで、第9条、第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第4条中「市長が特に必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条及び第6条中「市長は、事情により」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは、臨時に」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第13条中「市長が認めたときは」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たときは」と、第15条中「利用権利者」とあるのは「利用権利者又は指定管理者」と、第16条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

区分	施設名
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	ホール（舞台、客席、ロビー及び控室を含む。以下同じ。）第1集会室、第2集会室、第3集会室、いきいき活動室、談話室、ボランティアブリーカー、印刷室その他共用施設
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム、第1集会室、第2集会室、第3集会室、美術室、和室、談話室、談話コーナーその他共用部分
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	エントランスロビー、会議室、研修室、視聴覚室、和室1、和室2、美術室、調理実習室、展示ギャラリー2その他共用施設

別表第2（第14条関係）

施設名	区分	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午後5 時まで)	夜間 (午後6時から午 後10時まで)
鶴瀬コミュニティセンター	ホール	2,000円	3,000円	5,000円
	ホールのうち舞台	600円	800円	1,100円
	第1集会室	200円	200円	300円
	第2集会室	200円	200円	300円
	第3集会室	400円	500円	700円
みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム	600円	800円	1,100円
	美術室	300円	500円	600円
	談話室	200円	300円	400円
	第1集会室	200円	300円	400円
	第2集会室	200円	300円	400円

	第3集会室	200円	300円	400円
	和室	200円	300円	400円
針ヶ谷コミュニティセンター	展示ギャラリー1	600円	800円	1,100円
	展示ギャラリー2	500円	700円	900円
	会議室	300円	400円	500円
	調理実習室	300円	400円	500円
	美術室	200円	300円	400円
	研修室1	200円	300円	400円
	研修室2	200円	300円	400円
	和室1	200円	200円	300円
	和室2	200円	300円	400円
	視聴覚室	200円	300円	400円
	談話室	200円	200円	300円

#### 備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

# ○富士見市立コミュニティセンター条例施行規則

平成17年3月31日  
規則第23号

## (趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立コミュニティセンター条例（昭和55年条例第14号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、富士見市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

## (針ヶ谷コミュニティセンターの管理)

第1条の2 条例第18条に掲げる業務以外の針ヶ谷コミュニティセンターに關することについては、鶴瀬西交流センター（富士見市立市民交流センター条例（平成13年条例第30号）第2条で定める富士見市立鶴瀬西交流センターをいう。第19条第2項において同じ。）が掌握する。

## (利用の申請)

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者又は許可に係る事項を変更しようとする者（第5条において「許可申請者」という。）は、コミュニティセンター利用（変更）許可・使用料免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (申請の期間)

第3条 前条の申請は、条例第7条第1項の許可を受けようとする場合にあっては条例別表第2に規定する施設（鶴瀬コミュニティセンターのホールを除く。以下「施設」という。）を利用する日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の5日（事項において「申請開始日」という。）から利用日までに、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては当該許可に係る利用日前7日（市長が別に定める軽微な変更をしようとするときは当該許可に係る利用日）までに行わなければならぬ。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施設を設置目的以外の用で利用とするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 鶴瀬コミュニティセンターホールの利用の申請は、条例第7条第1項前段の許可を受けようとする場合にあっては鶴瀬コミュニティセンターホールを利用しようとする日の属する月の6月前の月の5日（次項において「申請開始日」という。）から利用日前10日までに、同項後段の許可に係る事項を変更しようとする場合にあっては、当該許可に係る利用日前60日（市長が別に定める軽微な変更をしようとするときは、当該許可に係る利用日）までに行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、その限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、鶴瀬コミュニティセンターホールを設置目的以外の用で利用しようとするとき、及び市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用しようとするときは、申請開始日の翌日から利用日前10日までに行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項から前項までに規定する期間の満了日が休日（国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）、土曜日若しくは日曜日（以下「休日」という。）又は休館日に當たるときは、当該休日又は休館日の翌日をもって開始日という。

6 第1項から第4項までに規定する期間の満了日が休日又は休館日に当たるときは、当該休日又は休館日の前日をもって満了日とする。

(申請の受付時間)

第4条 前条に規定する期間内における利用申請の受付時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

ただし、鶴瀬コミュニティセンターホールの利用申請の受付開始時間については、当該利用申請に係る期間の初日のみ午前10時からとする。

(利用の許可等)

第5条 市長は第2条の申請があったときは、その可否を決定し、コミュニティセンター利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書（様式第2号）又はコミュニティセンター利用（変更）不許可・使用料免除不承認決定通知書（様式第3号）により許可申請書に通知するものとする。

第6条 条例第7条第2項第3号に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかとするときとする。

(1) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする目的と認めるとき。

(3) その他市長が不適切な利用目的と認めるとき。

(特別設備等の利用の承認)

第7条 条例第7条第1項の許可を受けた者（次条において「利用権利者」という。）は、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外のものを使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等の通知)

第8条 市長は、条例第9条の規定により利用の許可の取消し等の処分をするときは、コミュニティセンター利用許可変更（停止・取消）通知書（様式第4号）により利用権利者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第14条の使用料は、コミュニティセンター利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除申請)

第10条 条例第15条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、コミュニティセンター利用（変更）許可・使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定めるところにより免除に係る手続を行った者については、その提出を省略することができる。

(使用料の免除決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、別に定める使用料免除基準によりその可否を決定し、コミュニティセンター利用（変更）許可・使用料免除承認決定通知書兼領収書又はコミュニティセンター利用（変更）不許可・使用料免除不承認決定通知書により当該申請書に通知するものとする。

(使用料の還付)

第12条 条例第16号の規定による使用料の還付を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、使用料の還付の承認の可否を決定し、コミュニティセンター使用料還付承認・不承認決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付の額)

第13条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付の額は、既納の使用料金の全額とする。

(遵守事項)

第14条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可又は承認を受けた目的以外に施設及び設備等を利用しないこと。
- (2) 施設及び設備等を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 承認を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 準備及び後片付けの時間も利用時間に含むものとすること。
- (5) ごみ等の廃棄物は、原則持ち帰ること。
- (6) 火薬類、ガソリンその他危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(破損の届出)

第15条 施設を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第16条 市長は、センターの管理上必要があるときと認めるときは、利用されている施設に關係職員を立ち入らせることができる。

(利用報告書の提出)

第17条 利用者は、施設の利用が終わったときは、コミュニティセンター施設利用報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(予約システムを利用する場合における手続の特例)

第18条 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設及び鶴瀬コミュニティセンターホールの利用等に係る手続を行う場合においては、第2条、第10条又は第12条第1項の規定による申請書に代えて、富士見市公共施設利用予約システムの利用に関する規則（平成28年規則第3号）第18条、第21条第1項の規定による申請書により申請することができるものとする。

2 申請者が前項の規定により申請した場合においては、市長は、第5条、第11条又は第12条第2項の規定による通知書に代えて、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第19条、第21条第2項又は第22条第1項の規定による通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者が富士見市公共施設予約システムを利用して施設及び鶴瀬コミュニティセンターホールの利用等に係る手続を行う場合における使用料の納付については、第9条の規定にかかわらず、富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則第20条の規定を適用する。

(館長の職務)

第19条 センター（針ヶ谷コミュニティセンターを除く。次条第1項において同じ。）の館長は、上司の命を受け、その業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第20条 館長の専決事項は、富士見市事務決裁規程（昭和58年訓令第2号）別表第1市長決裁事項及び共通専決事項の表の課長に係るものとのほか、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) センターの利用に係る許可及び承認に関する事項。
- (2) センターの使用料の免除及び還付に関する事項。
- (3) センターへの入場の制限、退場及び利用施設への關係職員の立入りに関する事項。
- (4) センターへの印刷物等の掲示及び配布の承認に関する事項。

2 針ヶ谷コミュニティセンターの使用料の免除及び還付については、鶴瀬西交流センターの所長の専決事項とする。

(指定管理者への規定の適用)

第21条 条例第17条の規定により指定管理者が針ヶ谷コミュニティセンターの管理を行う場合における第2条、第3条、第5条から第8条まで及び第15条から第18条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○富士見市立コミュニティセンター等使用料免除基準及び使用料免除登録団体等の登録手続等に関する要綱

平成17年3月31日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティセンター等の円滑な利用を図るため、コミュニティセンター等の使用料に係る免除基準を定めるとともに、使用料免除に係る団体等の登録等に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティセンター等 市立コミュニティセンター、市立市民交流センター、市立サンライトホール、市立ピアザふじみ、みずほ台中央公園の交流施設及び市立南畠ふれあいプラザをいう。
- (2) 使用料免除登録団体 次に掲げる要件のいづれにも該当する団体でコミュニティセンター等の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。
  - ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。
  - イ 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に当該団体の事務所又は連絡先があること。
  - ウ 利用しようとするコミュニティセンター等の設置目的に該当する利用であること。
  - エ 別表に定める使用料免除基準のいづれかに該当すること。
  - オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。
  - カ 3月以上の活動実績を有すること。
- (3) 市内の目的内届出団体 前号アからウまでの要件のいづれにも該当する団体で市長に届け出たものをいう。

(使用料免除基準)

第3条 コミュニティセンター等の使用料に係る免除の基準は、別表に定めるとおりとする。

(使用料免除基準)

第4条 使用料免除登録団体として登録を受けようとする団体は、使用料免除団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 構成団体員名簿（様式第2号）又はこれに代わるもの
- (2) 収支決算書及び収支予算書（様式第3号）又はこれに代わるもの
- (3) 事業報告書及び事業計画書（様式第4号）又はこれに代わるもの
- (4) 団体の会則又はこれに代わるもの

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を決定し、使用料免除団体承認・不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料免除登録団体の登録)

第6条 市長は、前条の規定により承認の決定をしたときは、使用料免除登録台帳に登録するものとする。

(使用料免除登録団体の利用申請)

第7条 使用料免除登録団体は、コミュニティセンター等の利用申請を行うときは、使用料免除登録団体である旨を申し出るものとする。

(登録事項の変更)

第8条 使用料免除登録団体は、第4条の規定による申請事項に変更が生じたときは、使用料免除登録団体変更届（様式第6号）を市長に届け出るものとする。

(市内目的内届出団体の登録届出)

第9条 市内目的内届出団体として登録を受けようとする団体は、市内目的内団体登録（変更）届（様式第7号）に第4条第1号の書類を添えて市長に届け出るものとする。

(市内目的内団体届出団体の登録)

第10条 市長は、前条の規定により届出を受理したときは、市内目的内届出団体台帳に登録するものとする。

(市内目的内届出団体の利用申請)

第11条 市内目的内届出団体は、コミュニティセンター等の利用申請を行うときは、市内目的内団体である旨を申し出るものとする。

(届出事項の変更)

第12条 市内目的内届出団体は、第9条の規定による届出事項に変更が生じたときは、市内目的内団体登録（変更）届を市長に届け出るものとする。

(登録の有効期限)

第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいづれかに該当する事実があると認めたときは、使用料免除登録団体又は市内目的内届出団体の登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は届出をしたとき。
- (2) 条例又は規則に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が特に認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、使用料免除登録団体・市内目的内届出団体登録取消決定通知書（様式第8号）により当該申請者又は届出者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第3条関係）

第1 公公用又は公益の目的で利用する場合の使用料免除基準

1 町会、自主防災組織等が利用する場合

- (1) 町会（その下部組織を含む。）が町会の事業、会議等で利用するときは、免除する。

(2) 自主防災組織（富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成28年告示第622号）第2条に規定する自主防災組織をいう。）が自主防災組織の事業、会議等で利用するときは、免除する。

(3) マンションの管理組合等については、その組織が町会とは別の組織であると認められるときは、免除しない。

(4) 町会会員の有志で組織された団体で、その構成員が固定化されているものが親睦サークル的な活動で利用するときは免除しない。

## 2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合

(1) 市又は富士見市社会福祉協議会に届け出ている福祉団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。

(2) 障害者福祉、母子福祉、児童福祉、老人福祉若しくは生活保護に係る福祉ボランティア団体又は当事者本人若しくはその家族等が自立を目指すために設立し、及び運営する団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。

## 3 学校教育に係る団体が利用する場合

(1) 市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教職員又は保護者で構成される団体が教育活動に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。

## 4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合

(1) 青少年の健全育成を主な目的とする団体で特定の分野の育成を目的としない活動をするもの又は公立保育所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設を含む。）若しくは放課後児童クラブの保護者会が青少年の健全育成又は児童の子育て支援に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。

(2) 青少年の活動団体（未成年者を主な構成員とし、利用責任者が成人者である団体に限る。）で青少年の健全育成及び社会教育を主な目的とする活動を行うものがその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

(3) 子育て支援を目的とするサークル又は合同保育活動若しくは子育てに係る勉強会等を目的とする子育てサークルがその目的を果たすため行う活動で利用するときは、免除する。

## 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合

(1) 市に登録されている老人クラブ又は高齢者の介護予防を主な目的とする団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

## 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に規定する設立の認証を受けた団体が公益活動で利用するときは、免除する。

(2) 市及び地域の発展に寄与する目的で結成された複数の非営利の団体で構成する連盟又は協会が公益活動で利用するときは、免除する。

(3) 市内の非営利の社会貢献活動団体が不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動をし、かつ、不特定の参加を前提とする活動で利用するときは、免除する。

## 7 その他公用又は公益の目的であると市長が認めるときは、免除する。

備考 国、県又は市から後援又は協賛の名義の使用許可を得ている場合であっても、その団体が各項のいずれかに該当するか否かにより免除の適否を判断する。

## 第2 公用で利用する場合の使用料免除基準

- 1 国、県又は市が主催し、又は共催する事業、会議等で利用するときは、免除する。
- 2 学校が教育課程に基づく教育活動で利用するときは、免除する。
- 3 国、県又は市が委嘱し、又は任命した委員で構成する団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 4 市に関係する公益社団法人又は公益財団法人がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 5 コミュニティセンター等の指定管理者が行う業務の範囲内で利用するときは、免除する。
- 6 その他公用の目的であると市長が認めるときは、免除する。

## ○富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則

平成28年2月29日  
規則第3号

### (趣旨)

第1条 この規則は、公共施設の利用に係る予約等を行うために市が設置するシステム（以下「予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 予約システムの利用の対象となる別表第1左欄に掲げる施設をいう。
- (2) 施設グループ 公共施設を当該施設の利用要件等により別表第1中欄に掲げるグループに分類したものとす。
- (3) 管理者 公共施設を管理する市長、富士見市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定する法人その他の団体をいう。

### (提供するサービス等)

第3条 予約システムは、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 公共施設の所在地、利用時間等の案内
- (2) 公共施設の予約状況等の案内
- (3) 公共施設（利用の予約に係る抽選を行わない公共施設を除く。）の利用の予約に係る抽選の申込み及び抽選結果の案内
- (4) 公共施設の利用の予約に関する申込み及びその内容の確認

2 前項のサービスの利用は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) インターネットを利用する方法
- (2) 公共施設に設置するタッチパネル式パーソナルコンピュータを利用する方法  
(サービスの利用時間)

第4条 前条第1項各号に掲げるサービスを利用できる時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる方法による場合 午前2時から午後12時まで（保守点検等の理由により予約システムを休止する場合を除く。）
- (2) 前条第2項第2号に掲げる方法による場合 同号のタッチパネル式パーソナルコンピュータを設置する公共施設の開所時間（臨時に変更する必要がある場合にあっては、その管理者が定める時間）

### (利用の登録)

第5条 予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ、予約システムの利用の登録（以下「利用登録」という。）を受けなければならない。

### (利用登録の要件)

第6条 利用登録を受けることができる者の要件は、市長が別に定める。

### (利用登録の申請)

第7条 利用登録を受けようとする者は、利用登録申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

2 前項の利用登録申請書は、施設グループの区分ごとに提出しなければならない。

### (利用登録の決定等)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、その申請内容を審査し、第6条の規定による要件を備えていると認めるときは、当該申請者を予約システムの利用者として登録するものとする。

2 管理者は、前項の規定により利用登録をしたときは、利用登録決定通知書（様式第2号）を予約システムの利用者として登録した者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

3 管理者は、利用登録をしなかったときは、利用登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通

知するものとする。

4 第1項の登録の有効期間は、施設グループの区分ごとに市長が別に定める。

(利用登録の更新)

第9条 前条第4項の有効期間の満了後引き続き予約システムを利用しようとする者は、利用登録の更新を受けなければならない。

2 第7条の規定は、利用登録の更新の申請について準用する。

(登録者の権利の譲渡等の禁止)

第10条 登録者は、その権利を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(利用登録の変更)

第11条 登録者は、利用登録に係る事項に変更が生じたときは、利用登録変更届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、第7条第1項の規定により申請した公共施設において行うものとする。

(利用登録の取消し)

第12条 管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る利用登録を取り消すことができる。

(1) 第8条第4項の有効期間内に利用登録を廃止する申出を受けたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。

(3) この規則及び公共施設の管理に関する条例、規則等の規定に違反したとき。

(4) その他予約システムの管理上やむを得ないと市長が認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により登録者に係る利用登録を取り消したときは、速やかにその旨を当該登録者に通知しなければならない。

(仮予約の申込み)

第13条 登録者は、予約システムの指定する事項を入力することにより、公共施設の利用の予約（以下「仮予約」という。）を申し込むものとする。

(仮予約の申込期間)

第14条 仮予約の申込みをすることができる期間は、別表第2のとおりとするものとする。

(仮予約者の決定方法)

第15条 仮予約の申込みにより公共施設の利用を申請することができる者（以下「仮予約者」という。）の決定は、当該申込みの順序により行う。ただし、抽選による申込みを認める公共施設において申込みが重複したときは、抽選により仮予約者を決定する。

2 管理者は、前項の規定により仮予約者を決定したときは、速やかにその結果を予約システムにより公表するものとする。

(仮予約の効力等)

第16条 仮予約者は、仮予約をしたときは、施設グループの区分ごとに市長が別に定める期間内に、仮予約をした公共施設の区分に応じ、別表第1右欄に掲げる申請受付窓口において利用の申請手続をしなければならない。

2 管理者は、前項に定める期間内に申請手続が行われないときは、仮予約を取り消すものとする。

(仮予約等の取消し)

第17条 抽選による申込みを行った者又は仮予約者は、抽選による申込み又は仮予約を取り消そうとするときは、予約システムによる入力又は該当する公共施設の窓口での申出により当該取消に係る手続を行わなければならない。

(利用の申請手続等)

第18条 予約システムを利用して公共施設の利用の許可を受けようとする者（次条において「許可申請者」という。）は、利用許可申請書（様式第5号）を当該施設の管理者に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第19条 管理者は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、利用許可決定通知書（様式第6号）又は利用不許可決定通知書（様式第7号）により許可申請者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第20条 予約システムを利用する場合における公共施設の利用に係る使用料は、前条の利用許可決

定通知書の交付を受ける際に、納付しなければならない。

(使用料の減免手続)

第21条 予約システムを利用して使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第8号）を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料減免承認決定通知書（様式第9号）又は使用料減免不承認決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の還付手続)

第22条 予約システムを利用して使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第11号）を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用料還付承認決定通知書（様式第12号）又は使用料還付不承認決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条・第16条関係－公民館部分抜粋）

公共施設の名称	施設グループ	申請受付窓口
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	公の施設グループ	富士見市立鶴瀬コミュニティセンター
富士見市立鶴瀬公民館		富士見市立鶴瀬公民館
富士見市立南畠公民館		富士見市立南畠公民館
富士見市立水谷公民館		富士見市立水谷公民館
富士見市立水谷東公民館		富士見市立水谷東公民館

別表第2（第14条、第16条関係－公民館部分抜粋）

公共施設の名称	申込期間	有効期間
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	(1) ホール 利用日の属する月の6月前（ホールのうち舞台にあっては2月前）の月の5日（それぞれの施設の管理に関する規則において定める申請開始日が休日及び休館日に当たるときは当該休日及び休館日の翌日）の翌日から利用日まで (2) (1)以外の施設 ア 抽選による申込みの場合 利用日の属する月の3月前の月の15日から利用日まで イ ア以外による申込み場合 利用日の属する月の2月前の月の5日（それぞれの施設の管理に関する規則において定める申請開始日が休日及び休館日に	仮予約の日から15日間

	当たるときは当該休日及び当該休館日の翌日)の翌日から利用日まで	
富士見市立鶴瀬公民館	(1) 抽選による申込みの場合 利用日の属する月の3月前の月の15日から同月の末日まで	
富士見市立南畠公民館	(2) (1)以外による申込みの場合 利用日の属する月の2月前の月の5日(それぞれの施設の管理に関する規則において定める申請開始日が休日及び休館日に当たるときは当該休日及び当該休館日の翌日)の翌日から利用日まで	
富士見市立水谷公民館		
富士見市立水谷東公民館		

○富士見市公民館運営審議会委員候補者選出要領

平成24年3月30日  
決  
裁

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市公民館運営審議会委員の候補者の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出区分)

第2条 富士見市立地域公民館条例（昭和32年条例第20号）第7条第2項に規定する委員の選出区分については、次のとおりとする。

(1) 学校教育の関係者

市内小学校長の中から1名及び市内中学校長の中から1名選出する。

(2) 社会教育及び家庭教育の関係者

市内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、福祉、社会事業等に関する団体または機関に所属し、法第20条の目的達成に賛同し協力できる者及び家庭教育に関する活動を行う者の中から選出する。この際、各地域公民館区の人数配分について配慮する。

(3) 学識経験者

社会教育・公民館・生涯学習等について高い識見を有する者で、大学関係者及び市内在住の識者の中から選出する。

(公募による選出)

第3条 富士見市自治基本条例第14条に基づき、前条第2号及び第3号に規定する委員のうち、若干名を公募により選出する。

(委員の再任限度)

第4条 公民館運営審議会委員の再任は、3期6年を限度とする。

(会議)

第5条 公民館運営審議会の会議は、全市一つの審議会とする。

ただし、各地域公民館区選出の委員等をもって地域会議を開催することができる。

## ○富士見市立公民館 印刷機・複写機利用実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、富士見市立公民館（以下「公民館」という。）が所管する印刷機・複写機の市民利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象者)

第2条 印刷機・複写機を利用できる団体は、社会教育関係団体及び地域団体とする。

### (実費負担)

第3条 印刷機・複写機の利用に係る実費は別表のとおりとし、印刷機・複写機を利用した団体の負担とする。

### (利用日)

第4条 印刷機・複写機を利用する日は、毎月の第3月曜日並びに1月1日から同月3日まで12月29日から同月31日までを除く日とする。

### (利用時間)

第5条 印刷機・複写機の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

### (利用の報告)

第6条 印刷機を利用した団体は、利用内容を館長に報告するものとする。

### (利用者の責務)

第7条 印刷機・複写機を利用する者は、別に定めた注意事項を順守し、事故防止に努めなければならないものとする。

2 印刷機・複写機に損傷等が生じたときは、速やかに館長へ届出なければならない。

3 前項の損傷等が利用する団体の故意又は重大な過失によって生じたときは、その損害賠償を負わなければならない。

### (その他)

第8条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

### 別表

印刷機・複写機の利用に係る実費負担

印刷機	1 製版	50 円
複写機	1 枚	10 円

※但し、印刷機に使用する印刷用紙は利用者の持参とする。

○つるせ公民館だより発行及び編集に関する内規

(目的)

第1条 つるせ公民館だより（以下「公民館だより」という）は、鶴瀬公民館活動及び地域文化に関わる広報紙として、鶴瀬公民館区の住民に広く地域情報と学習機会を提供し、住み良い地域社会づくりに役立てることを目的とする。

(発行)

第2条 公民館だよりは月1回発行し、鶴瀬公民館区内の各世帯に配布する。ただし、鶴瀬公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2 発行責任者は館長とする。

(編集方針)

第3条 公民館だよりの編集は、第1条の目的を達成するため、社会教育の理念に基づき、住民参加のもと公正中立に行うものとする。

(編集委員)

第4条 公民館だよりの編集を行うため、館長は、編集委員を地域住民の中から委嘱する。

2 編集委員は、各世代、各分野、各地域にわたり委嘱されるよう考慮する。

3 編集委員の定数は12名以内とする。

4 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 編集委員は、公民館だよりの毎号の記事の企画・取材などの編集作業を行う。

(編集会議)

第5条 編集委員は、編集作業を進めるため、毎月定例の編集会議を開催する。

2 編集委員の中から正・副編集長を互選し、編集会議の座長をつとめる。

3 編集会議には、公民館職員が参加し、編集作業を協働で行う。

○南畠公民館だより編集及び発行に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、南畠公民館だより（以下「公民館だより」という。）の編集及び発行について定めることを目的とする。

(発行目的)

第2条 公民館だよりは、社会教育法第二十条の規定に基づき、編集・発行を行うもので、地域内の政治、経済、社会、文化にわたる報道及び解説を通して、住民へ教育材料と学習契機を提供し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。

(発行)

第3条 公民館だよりは、発行日を定めて毎月一回発行する。ただし、南畠公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2 発行責任者は館長とする。

(編集方針)

第4条 公民館だよりは、第2条の目的達成のため、次の各号の編集方針に基づいて編集するものとする。

一 住民の声の広場として広く取材し記事とする。

二 住民に必要なあらゆる教養の基礎となるべき見聞や知識を提供する。

三 記事は教育の理念に基づき、住民が自由な批判と正しい判断ができるよう材料と

契機を提供するものとする。

四 記事は編集委員の十分なる合意をつくし、不偏不党、公正中立を期する。

(編集委員)

第5条 南畠公民館は、公民館だよりの取材及び編集を行うため、編集委員会を設ける。

2 編集委員の定数は二十名以内とする。

3 編集委員は、次の各号に該当する分野で現に活動している者ならびに経験者、またはこれらに類する者の中から、館長が公民館運営審議会の意見を考慮に入れて委嘱する。

一 教育・文化・スポーツ・福祉。

二 産業・労働・経済。

三 地域活動・団体活動。

四 地方自治。

五 学識経験者

4 編集委員の任期は二年とし再任を妨げない。

5 編集委員の中から編集長及び副編集長を互選する。編集長は編集委員会の議長となり、公民館だよりの編集責任者となる。

6 副編集長は編集長を補佐し、編集長に事故ある時はその職務を代行する。

(配布協力員)

第6条 公民館だよりは、配布協力員を通じ配布する。

2 配布協力員は、地区内に居住する者の中から館長が委嘱する。

(配布)

第7条 公民館だよりは、配布協力員を通じて地区内全世帯に配布する他、各公民館、学校等関係機関に無償で配布する。

## ○水谷公民館だよりの編集及び発行に関する内規

第1条 (目的)

この内規は、水谷公民館だよりの編集及び発行について定めることを目的とする。

第2条 (発行目的)

公民館だよりは、社会教育法第20条の規定にもとづき、編集、発行を行うもので、地域内の政治、経済、社会、文化にわたる報道及び解説を通じて、住民へ教育材料と学習を提供し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。

第3条 (発行)

1. 公民館だよりは月1回発行とする。ただし、水谷公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2. 発行責任者は水谷公民館長とする。

第4条 (編集方針)

公民館だよりは、第2条の目的達成のため、次の編集方針にもとづいて編集するものとする。

1. 住民の声の広場として広く取材し、記事とする。

2. 子どもからお年寄りまでの声を広く載せ世代交流の広場とする。

3. 公民館活動を拡げるための記事を載せる。

4. 住民に必要なあらゆる教育の基礎となるべき見聞や知識を提供する。

5. 記事は教育の理念にもとづき、住民が自由な批判と正しい判断をすることが出きるよう

材料と契機を提供するものとする。

6. 記事は編集委員の十分な合議をつくし、不偏不党、公平中立を期する。

## 第5条（編集委員）

水谷公民館は、公民館だよりの取材及び編集を行うため、編集委員会を設ける。

1. 編集委員は、次の各分野で現に活動しているもの並び経験者、また教育、学識、文化に対し見識を有するもののうちから、館長が公民館運営審議会の意見を考慮にいれて委嘱する。なお各世代、各分野にわたり選ばれるよう考慮する。（教育、文化、スポーツ、福祉、地域活動、団体活動）
2. 編集委員の定数は12名以内とする。
3. 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、毎年半数交替とする。
4. 編集委員の中から編集長及び副編集長を互選する。編集長は編集委員会の議長となり、公民館だより編集責任者となる。副編集長は編集長を補佐し、編集長事故あるときはその職務を代行する。

## ○水谷東公民館だよりの編集及び発行についての内規

### （目的）

第1条 水谷東公民館だより（以下「公民館だより」という。）は、公民館における学習活動及び地域文化に関わる広報紙として、住民に広く地域情報と学習機会を提供し、その地域生活に資することを目的とする。

### （発行）

第2条 公民館だよりは、発行日を定めて毎月1回発行する。ただし、水谷東公民館長（以下「館長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

2 発行責任者は、館長とする。

### （編集方針）

第3条 公民館だよりの編集は、第1条の目的を達成するため、その記事の内容について社会教育の理念に基づき、公正中立を期する。

### （編集委員）

第4条 水谷東公民館は、公民館だよりの編集を行うため、編集委員会を設ける。

- 2 館長は、編集委員を地域住民の中から委嘱する。
- 3 編集委員の定数は12人以内とする。
- 4 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 編集委員は、公民館だよりの企画、取材、編集作業を行う。
- 6 編集委員の中から編集長を互選する。編集長は、編集委員会の議長として編集会議を主宰し、公民館だよりの編集責任者となる。
- 7 編集委員会には公民館職員が参加し、編集作業を協働で行う。

### （配布）

第5条 公民館だよりは、各町会・自治会広報担当を通じて地域の全世帯及び学校その他関係機関に配布する。

# 富士見市公民館利用案内

- 利用時間 午後9時～午後10時
- 休館日 每月第3月曜日／年末年始(12月29日～1月3日)
- 申請受付 午後9時～午後5時15分(休館日以外の月～金曜日)
- 申請の預かり 月曜日から金曜日の午後5時15分から午後9時、土曜・休日の午前9時から午後9時までの間、市内目的内団体及び免除団体については、公共施設予約システムにより仮予約が確認できた場合、申請書及び使用料の預かり事務を行っています。  
利用決定通知書兼領収書は後日発行となります。(但し、利用当日及び連続した土日・休日の間は対象なりません)

## 施設を利用するためには

- 施設を利用するには、利用申請し利用許可を受けることで利用できます。
- 市内目的内届出団体(登録された団体)は、通常の使用料で利用できます。
- 市外利用者、目的外利用(登録していない団体、個人)は通常使用料の4倍で利用できます。
- 営利、布教目的には利用できません。

### 市内目的内届出団体とは

- ① 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること
- ② 団体の構成員の半数以上が市内に居住し(市内の在勤者または通学者を含む)、かつ、市内に事務所または連絡先があること
- ③ 利用しようとする施設の設置目的に該当する利用であること。  
(市民交流、生涯学習、地域づくりなど)

### 市内目的内届出団体に該当しないもの(4倍料金)

- ① 富士見市以外の構成員が半数を超える団体
- ② 個人の利用
- ③ 民間企業等の営利を伴わない会議や研修での利用

## 利用のための届出

◆市内目的内届出団体として利用する場合は、公共施設予約システム利用登録と市内目的内団体登録(変更)届が必要です。(但し、公共施設予約システム利用登録と市内目的内団体登録(変更)届を兼ねることもあります)

### 1 市内目的内団体の登録

- 施設の利用に際しては、その設置目的に即した内容で利用していただくため、「市内目的内団体登録(変更)届」を届け出させていただきます。
- 市内目的内団体登録(変更)届は、年度ごとに更新手続きが必要です。次年度分の更新手続きは、毎年2月から受け付けます。継続利用を希望される場合は「市内目的内団体登録(変更)届」の届出をお願いします。

### 2 公共施設予約システム利用登録

- 利用登録には、利用登録申請書を提出し、登録決定を受ける必要があります。
- 登録の際は、利用者番号(ID)とパスワードをお知らせします。  
※ 利用者番号(ID)とパスワードを入力することにより、インターネット上での操作(仮予約など)が可能になります。
- 利用者番号(ID)とパスワードは各団体で管理してください。
- 登録の有効期間は年度末までとし、申請は年度ごとになります。

◆目的外利用(登録していない団体、個人)として利用する場合は、登録の必要はありません。ただし、公共施設予約システムの利用はできません。  
利用申請は、直接各施設窓口で行ってください。

## 青少年の活動支援として、施設を開放しています。

- ★当日、団体・サークルが使用しない場合は、青少年に開放します。(全公民館)
- ★利用時間 小学生<夕焼け放送まで>中学生<午後6時>15歳以上<大人と同じ>

## 市民活動支援のためのコピー／印刷機を利用できます

公民館には、印刷機・裁断機・複写機などがあります。市内の社会教育関係団体・地域団体を支援する目的に設置されています。地域の印刷室としてお気軽にご利用ください。

- セルフサービスが原則です。
- 印刷用紙は持参してください。
- 著作権にかかる複写は禁止されています。
- 複写機は1枚10円、印刷機は1原稿につき50円の実費負担です。(平成16年6月1日より)

## 市民活動支援のために備品を利用できます

市内の社会教育・市民活動などの支援を目的に、各公民館には貸出用備品があります。

※詳しくは各公民館へお問い合わせください。

- 鶴瀬公民館(イス 50／机 40) ● 南畠公民館(イス 80／机 36) ● 水谷公民館(イス 70／机 15)
- 水谷東公民館(イス 60／机 14)



富士見市立公民館職員名簿（令和6年4月1日現在）

館 名	職 名	氏 名
鶴瀬公民館 羽沢3-23-10 TEL 049-251-1140 FAX 049-251-1156 E-mail fkm-tu@gaea.ocn.ne.jp	館長 副館長・社会教育主事・公民館主事 主任査 主任・社会教育主事補・公民館主事補 主任事 主任事補 会計年度任用職員 会計年度任用職員	土田宗孝 高見淳也 久米原正美 柳瀬大輝 杉本雄太郎 鈴木真央 島谷利香 若山陽子
南畠公民館 上南畠306-1 TEL 049-251-5663 FAX 049-251-5661 E-mail fkm-na@nius.ocn.ne.jp	館長 主任査（再任用） 主任・社会教育主事補・公民館主事補 会計年度任用職員	落合一志 林みどり 福岡麻衣 畠山あい
水谷公民館 水谷1-13-6 TEL 049-251-1129 FAX 049-255-9886 E-mail fkm-mi@coral.ocn.ne.jp	館長・社会教育主事・公民館主事 主任査 主任・社会教育主事・公民館主事 主任任 主任事	中田正義 中田一義 荻島恵理 南部英司 佐山るり夏
水谷東公民館 水谷東2-12-10 TEL 048-473-8717 FAX 048-471-7555 E-mail fkm-hi@krc.biglobe.ne.jp	館長 主任（再任用）・社会教育主事・公民館主事 主任事 主任事	利田教子 富塚一資 池本悠希 松崎健太

富士見の公民館 令和5年度事業記録
編集／発行 鶴瀬公民館・南畠公民館
水谷公民館・水谷東公民館
発行 令和6年8月
事務局 鶴瀬公民館（049-251-1140）